

姫路市地域防災計画

(資料編)

令和5年度(2023年度)修正

姫路市防災会議

目 次

〔資料編〕

1 法律・条例・規程等

1-1	災害対策基本法の概要	1
1-2	南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法の概要	4
1-3	姫路市防災会議条例	5
1-4	姫路市防災会議運営規程	7
1-5	姫路市防災会議委員・幹事名簿	9
1-6	姫路市災害対策本部条例	10
1-7	姫路市災害対策本部規程	11
1-8	姫路市災害警戒本部設置要領	16
1-9	災害対策本部職員配備表	18
1-10	災害対策本部配置図	19
1-11	姫路市防災行政無線局管理運用規程	20
	姫路市防災行政無線局管理運用要綱	22
	姫路市 I P 無線運用要領	26

2 応援協定等

(1) 自治体間災害時相互応援協定等

2-1-1	播磨広域防災連携協定	29
2-1-2	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	33
2-1-3	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	39
2-1-4	中核市災害相互応援協定	46
2-1-5	榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定	57
2-1-6	災害時相互応援協定（HOTトライアングル）	59
2-1-7	災害時相互応援協定（鳥取市）	63
2-1-8	災害時相互応援協定（松本市）	66
2-1-9	災害時相互応援協定（高砂市）	69
2-1-10	災害時相互応援協定（加古川市）	72
2-1-11	災害時相互応援協定（加西市）	75
2-1-12	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	78

(2) 消防組織・救助等にかかる応援協定等

2-2-1	兵庫県広域消防相互応援協定／同覚書	84
2-2-2	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱	94
2-2-3	兵庫県緊急消防援助隊受援計画	113
2-2-4	兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	126
2-2-5	兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱	130
2-2-6	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	131
2-2-7	兵庫県消防防災ヘリコプターの市町防災訓練等への参加に関する取扱要領	137
2-2-8	兵庫県ドクターヘリ運航要領	139

2-2-9	消防業務に係る燃料調達に関する覚書（横田石油株）	168
2-2-10	船舶火災の消火等に関する業務協定（姫路海上保安部）	170
2-2-11	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する覚書（大阪ガスネットワーク株）	172
2-2-12	災害時における災害救助犬の出動に関する協定（（一社）ジャパンケネルクラブ）	174
2-2-13	災害時における消防用水、生活用水等の供給に関する協定（大阪広域生コンクリート（協組））	176
(3) 輸送・物資供給等に関する機関との応援協定等		
2-3-1	災害時における物資等の輸送に関する協定（（一社）兵庫県トラック協会西播支部、赤帽兵庫県軽自動車運送（協組）兵庫県本部）	179
2-3-2	災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定（（一社）兵庫県トラック協会西播支部）	181
2-3-3	災害時における輸送業務に関する協定（（一社）兵庫県タクシー協会姫路支部）	183
2-3-4	災害時等における船舶による輸送等に関する協定（海運業7者）	185
2-3-5	災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定（家島船舶（協組））	187
2-3-6	災害時における車両の貸渡に関する協定（（一社）兵庫県レンタカー協会）	189
2-3-7	災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合姫路支部）	193
2-3-8	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定（各都市中央卸売市場）	195
2-3-9	災害時における物資の供給に関する協定（流通業14者）	200
2-3-10	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（流通業6者）	202
2-3-11	緊急時における生活物資確保に関する協定（（生協）コープこうべ）	204
2-3-12	災害時における飲料水等の供給に関する協定（株六甲商会、株ニッスイ姫路総合工場）	207
2-3-13	物資供給等に関する機関との協定一覧	211
(4) 情報収集・伝達、広報等に関する機関との応援協定等		
2-4-1	災害情報放送に関する協定（姫路ケーブルテレビ株）	212
2-4-2	災害等緊急放送の実施に関する協定（株姫路シティFM21）	214
2-4-3	ひめじ減災プロジェクトに関する協定（株ウェザーニューズ）	217
2-4-4	姫路市の避難所等の情報提供に関する協定（ファーストメディア株）	219
2-4-5	災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定（株城山）	220
(5) 避難所、避難場所等の確保に関する応援協定等		
2-5-1	避難所に関する協定・覚書	222
2-5-2	災害時における一時避難所に関する協定（有網干自動車教習所）	236
2-5-3	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定（イオンリテール株近畿カンパニー）	239
2-5-4	災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定（姫路商工会議所）	241
2-5-5	災害時支援協力に関する協定（ゴルフ場6者）	243
2-5-6	災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定（（公社）姫路青年会議所）	246

2-5-7	災害時における量の提供等に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）	248
2-5-8	災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定（和光パッケージ㈱、釜谷紙業㈱、㈱貝藤商会）	250
2-5-9	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定（兵庫トヨタ自動車㈱、神戸トヨペット㈱、トヨタカローラ姫路㈱、ネットトヨタ兵庫㈱、ネットトヨタウエスト㈱、トヨタモビリティパーツ㈱兵庫支社・姫路三菱自動車販売㈱、三菱自動車工業㈱）	252
2-5-10	電気自動車を活用した災害連携協定（兵庫日産自動車㈱、日産プリンス兵庫販売㈱、日産自動車㈱）	260
2-5-11	災害時における福祉避難所に関する協定（57施設）	264
2-5-12	災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定（(社福)姫路市社会福祉協議会）	272
2-5-13	災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定（㈱アップル、㈱ゴトウ・アズ・プランニング、㈱ダスキニューニオンダスキレントオール姫路イベントセンター）	273
2-5-14	災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定（神姫バス㈱）	275
(6) その他災害対応等に関する機関との応援協定等		
2-6-1	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	277
2-6-2	姫路市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定	283
2-6-3	災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）	285
2-6-4	災害時等における相互協力に関する協定（西日本高速道路㈱関西支社）	287
2-6-5	災害時における応急対策業務に関する協定（(一社)兵庫県建設業協会姫路支部、(一社)全国クレーン建設業協会兵庫支部、家島石材採掘(協組)）	289
2-6-6	災害時における障害物除去等の協力に関する協定(兵庫県自動車整備振興会6支部)	291
2-6-7	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（西尾レントオール㈱）	293
2-6-8	災害時における緊急時及び被災建築物の解体撤去の協力等に関する協定（(一社)兵庫県解体工事業協会）	295
2-6-9	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書（関西電力送配電株式会社）	297
2-6-10	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	299
2-6-11	災害時における水道の応急対策への協力に関する協定（姫路市管工事業(協組)）	303
2-6-12	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（姫路市管工事業(協組)）	306
2-6-13	災害時における復旧支援協力に関する協定（(一社)日本下水道施設管理業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、納入業者6者）	308
2-6-14	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定（(一社)兵庫県水質保全センター）	314
2-6-15	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定（建機レンタル業6者）	316
2-6-16	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定（葬祭業5者）	318

2-6-17	災害時における遺体の搬送等の協力に関する協定（有姫葬、翠光社、（一社）全国霊柩自動車協会）	320
2-6-18	姫路市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定（（社福）姫路市社会福祉協議会）	322
2-6-19	災害時における動物救護活動に関する協定（（一社）兵庫県獣医師会、（公社）神戸市獣医師会、（公社）日本動物福祉会、（公社）日本愛玩動物協会）	324
2-6-20	災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定（（一社）兵庫県LPガス協会姫路支部）	328
2-6-21	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（㈱ゼンリン関西第二エリア統括部）	330
2-6-22	災害時における連携協力に関する協定（兵庫県弁護士会）	335
2-6-23	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）	337
2-6-24	災害時における緊急測量業務等に関する協定（（一社）兵庫県測量設計業協会姫路支部、播磨測量設計ネットワーク）	339
2-6-25	土砂災害の緊急点検活動に関する協定（兵庫県中播磨県民センター、NPO法人兵庫県砂防ボランティア協会）	341
2-6-26	姫路市地域防災貢献事業所登録制度実施要綱	343

3 防災関係機関の連絡先・情報伝達系統等

3-1	防災関係機関連絡先一覧	345
3-2	救急告示指定医療機関一覧	350
3-3	輸送業者一覧	351
3-4	非常用水防資材調達予定先一覧	353
3-5	水門一覧	354
3-6	気象注意報、警報、情報伝達系統図（気象情報伝達組織）	364
3-7	津波警報・注意報伝達系統	365
3-8	消防通信系統図	366
3-9	非常通信の経路	367
3-10	兵庫衛星通信ネットワーク	368

4 気象警報、震度階級

4-1	気象警報等の種類及び発表基準	372
4-2	地震及び津波に関する情報	375
4-3	気象庁震度階級関連解説表	376

5 災害救助・生活支援等制度

5-1	災害救助法の適用様式	380
5-2	災害救助法の適用基準	381
5-3	災害救助法による災害救助基準	383
5-4	災害救助事務のフローチャート	385

5-5	姫路市災害見舞金等支給規則の概要	386
5-6	姫路市災害弔慰金の支給等に関する条例の概要	387
5-7	被災者生活再建支援制度	388
5-8	兵庫県住宅再建共済制度	390
5-9	災害援護金等支給制度の概要	392
5-10	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	393
6	避難所・避難場所、避難情報	
6-1	指定避難所・指定緊急避難場所標識	410
6-2	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	411
6-3	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設一覧	419
6-4	避難情報の伝達内容	431
6-5	避難情報発令の判断基準及び対象地区	433
7	備蓄物資・資機材	
7-1	姫路市災害対策用備蓄物資一覧	441
7-2	コミュニティ防災資機材・自主防災会交付防災資機材・水防資器材一覧	442
7-3	化学消火薬剤の備蓄状況	446
7-4	水防倉庫一覧	447
7-5	緊急輸送道路一覧	449
7-6	姫路市所有車両等種別一覧	450
7-7	船舶保有状況	452
7-8	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会資機材一覧	453
8	災害リスクを有する箇所、区域、地区、施設等	
8-1	兵庫県内の主要活断層の分布と主要地震の発生状況	454
8-2	土砂災害警戒区域等一覧	455
8-3	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	491
8-4	土石流危険渓流一覧	494
8-5	山腹崩壊危険地区一覧	502
8-6	崩壊土砂流出危険地区一覧	507
8-7	地すべり危険地区一覧	517
8-8	特定ため池一覧	518
8-9	著しく消火困難な施設	528
8-10	危険物製造所等現有数	530
9	自主防災関係	
9-1	姫路市連合自主防災会規約	531
9-2	自主防災会規約	532
9-3	自主防災会防災計画書	535

9-4	姫路市連合自主防災会一覧	540
9-5	姫路市赤十字奉仕団	546
9-6	消防団組織表	547

10 様式、要綱等

10-1	災害情報等連絡票（様式・記入要領）	548
10-2	避難所情報台帳兼連絡票	553
10-3	火災・災害等即報要領	557
10-4	被害の認定基準	577
10-5	水防各種様式	580
10-6	緊急通行車両確認のための標示・標章	590
10-7	姫路市耐震改修促進計画（改定版）の概要	591
10-8	姫路市健康危機管理要綱	592
10-9	災害時における姫路市医師会の行動指針	596

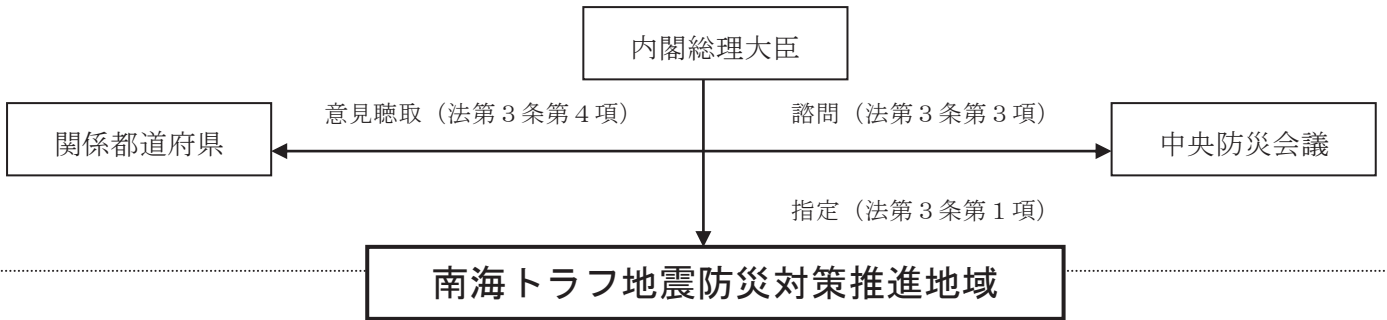
災害対策基本法の概要（関係者の役割の観点から整理したもの）

	国	都道府県	市町村
1 総則	<p>○所掌事務について、地方公共団体に対する勧告、指導、助言等（地方自治法245条等）</p> <p>○国土並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため、基本計画の実施、地方公共団体等の事務の調整（3条）</p>	<p>○市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のものを処理。（地方自治法2条6項）</p> <p>○都道府県の地域並びに県民の生命、身体及び財産の保護のため、地域防災計画の実施、市町村の事務の総合調整（4条）</p>	<p>○基礎的的地方公共団体として、以下を処理。（地方自治法2条3項、4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること。 ・防犯、防災、罹災者の救護、交通安全の保持等を行うこと。 <p>○基礎的的地方公共団体として、市町村の地域並びに市町村の住民の生命、身体及び財産の保護のため、地域防災計画の実施（5条）</p>
2 防災に関する組織	<p>○中央防災会議（11条等） 会長：内閣総理大臣 委員：国務大臣、学識経験者のうちから任命</p> <p>○特定災害対策本部（23条の3） （非常災害に至らない場合） 本部長：国務大臣</p> <p>○非常災害対策本部（24条等） （災害が発生し、又は発生するおそれがある場合） 本部長：内閣総理大臣</p> <p>（事務） ・指定行政機関の長、地方公共団体の長等が実施する災害応急対策の総合調整</p> <p>本部長は指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対し必要な指示非常災害現地対策本部の設置</p> <p>○緊急災害対策本部（28条の2等） （著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合） 本部長：内閣総理大臣</p> <p>（事務） ・指定行政機関の長、地方公共団体の長等が実施する災害応急対策の総合調整</p> <p>本部長は指定行政機関の長、地方公共団体の長等に対し必要な指示</p>	<p>○都道府県防災会議（14条等） 会長：知事 委員：指定地方行政機関の長、陸上自衛隊の方面総監、県警本部長、消防機関の長等</p> <p>○災害対策本部（23条） （災害が発生し、又は発生するおそれがある場合） 本部長：知事</p> <p>（事務） ・災害予防、災害応急対策の実施</p> <p>本部長は県警察等に対し必要な指示 現地災害対策本部の設置 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（29条）</p>	<p>○市町村防災会議（16条） 会長、委員等は条例で定める。</p> <p>○災害対策本部（23条の2） （災害が発生し、又は発生するおそれがある場合） 本部長：市町村長</p> <p>（事務） ・災害予防、災害応急対策の実施</p> <p>本部長は市町村教育委員会に対し必要な指示 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（29条）</p>

3 防災計画	<p>○防災基本計画 (24条等) 中央防災会議が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する総合的かつ長期的な計画 ・ 防災業務計画、地域防災計画で重点を置くべき事項 <p>○防災業務計画 (36条等) 指定行政機関の長等が作成</p>	<p>○都道府県防災計画 (40条等) 都道府県防災会議が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、区域内の市町村等が処理すべき事務・業務の大綱 ・ 地域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項別の計画 	<p>○市町村防災計画 (42条等) 市町村防災会議が作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等が処理すべき事務・業務の大綱 ・ 地域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項別の計画
4 災害予防	○法令等に基づく災害予防の実施 (46条)	○法令等に基づく災害予防の実施 (46条)	○法令等に基づく災害予防の実施 (46条)
5 災害応急対策	<p>○法令等に基づく応急措置の実施 (77条1項)</p> <p>○知事、市町村長等に対する応急措置実施の指示 (77条2項)</p> <p>○物資の生産・販売・輸送業者等に対する物資の管命令及び収用 (78条)</p>	<p>○避難の指示等の代行 (60条)</p> <p>○法令等に基づく応急措置の実施 (70条)</p> <p>○保健衛生、緊急輸送の確保等に関する命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、土木関係者又は輸送関係者に対する救助業務への従事命令 ・ 近隣者に対する救助業務への協力命令 ・ 物資の生産・販売・輸送業者等に対する物資の保管命令及び収用 <p>○市町村長に対する応急措置実施の指示 (72条)</p> <p>○公安委員会による交通の禁止・制限 (76条)</p>	<p>○発見者の市町村長等への通報 (54条)</p> <p>○住民への警報の伝達・警告 (56条)</p> <p>○消防機関への出動命令、警察官等への出動要請 (58条)</p> <p>○災害拡大防止のための設備・物件の除去等の指示 (59条)</p> <p>○避難の指示等 (60条)</p> <p>○広域避難の協議等 (61条の4～8)</p> <p>○法令等に基づく消防、水防、救助等の応急措置の実施 (62条)</p> <p>○警戒区域の設定 (立入制限・禁止、退去命令)、警察官による代行、自衛官による代行 (63条)</p> <p>○土地、建物、工作物の一時使用等 (64条)</p> <p>○知事等に対する応援要求 (68条)</p> <p>○知事に対する自衛隊の災害派遣の要請の要求 (68条の2)</p>
6 災害復旧	○法令等に基づく災害復旧の実施 (87条)	○法令等に基づく災害復旧の実施 (87条)	○法令等に基づく災害復旧の実施 (87条)
7 災害緊急措置	<p>○実施責任者負担 (91条)</p> <p>○法令に基づく費用負担 (94条)</p> <p>○28条第2項、28条の6第2項により地方公共団体が実施した経費の負担 (95条)</p>	<p>○実施責任者負担 (91条)</p> <p>○72条により市町村が実施した経費の負担 (93条)</p> <p>地方公共団体が実施した経費の負担 (95条)</p>	○実施責任者負担 (91条)

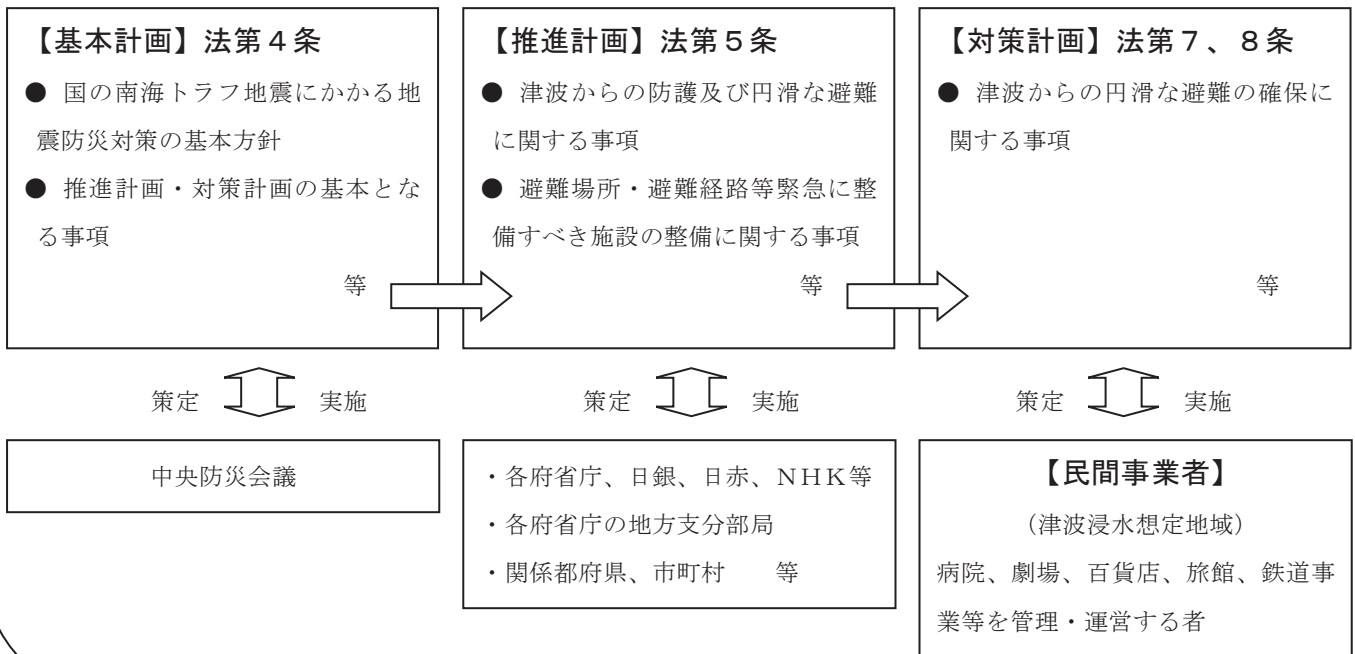
8 災害緊急 事態	<p>○災害緊急事態の布告（閣議）（105条） （災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合）</p> <p>○緊急災害対策本部の設置（107条）</p> <p>○緊急措置に係る政令（109条） （国会閉会中又は衆議院解散中であり、臨時会招集・参議院の緊急集会のいとまがない場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・生活必需物資の配給等、物の価格の最高額の決定、金銭債務の支払いの延期		
-----------------	---	--	--

南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法の概要



○地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定

○津波からの避難等、地震防災対策に関する各種計画を作成し、その実施を推進



○ 国及び地方公共団体は、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進（法第20条）

○ 国は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進のために必要な財政・金融上の配慮（法第21条）

○ 国は、観測・測量施設等の整備を推進（法第19条）

姫路市防災会議条例

〔昭和38年12月26日〕
条例第40号

改正 昭和43年4月1日条例第6号

改正 昭和49年7月1日条例第33号

改正 平成12年3月29日条例第40号

改正 平成17年12月20日条例第99号

改正 平成25年3月27日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき姫路市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 姫路市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員60人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員
 - (3) 兵庫県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 市長が特に必要と認める機関又は団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者及びその他市長が特に必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関又は団体の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年7月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第40号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月20日条例第99号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-4

姫路市防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市防災会議条例（昭和38年姫路市条例第40号）第6条の規定に基づき、姫路市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は、防災に関し、会長が必要と認めるときに開くものとする。

3 会長は、必要があると認める場合には、書面により防災会議を開催することができる。

(議事の特例)

第3条 防災会議の議事で、一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して措置することができる。

2 会長は、前項の規定により措置した事項については、次の防災会議のその旨を報告するものとする。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、急を要する場合は、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により、専決処分した事項については次の防災会議に報告するものとする。

(幹事会)

第5条 防災会議の幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集する。

3 幹事会は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

(常任幹事)

第6条 幹事会に、常任幹事若干名を置く。

2 常任幹事は会長が指名する。

3 常任幹事は、幹事会において委任された事項を処理する。

(準用規定)

第7条 幹事会の会議については、第2条第2項の規定を準用する。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規程は昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年6月17日から施行する。

附 則

この規程は令和3年8月13日から施行する。

姫路市防災会議委員・幹事名簿

令和5年7月1日現在

会 長	幹 事
姫路市長 清 元 秀 泰	○ 条例第5条第2項 (幹事は、委員の属する機関又は団体の役員のうちから市長が委嘱又は任命する。)
○ 条例第3条第5項第1号(指定地方行政機関の職員)	
近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	近畿地方整備局姫路河川国道事務所防災課長 宗 宮 智 之
神戸地方気象台長	神戸地方気象台防災管理官 竹 田 進
第五管区海上保安本部姫路海上保安部長	第五管区海上保安本部姫路海上保安部警備救難課長 野 口 建 太 朗
○ 条例第3条第5項第2号(兵庫県知事の部内の職員)	
兵庫県中播磨県民センター長	兵庫県中播磨県民センター副センター長兼県民交流室長 石 田 勝 則 兵庫県中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所長 渡 邊 直 樹 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所長 岸 本 至 泰 兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所長 福 永 悦 男
兵庫県企業庁利水事務所長	長 田 二 郎
兵庫県立はりま姫路総合医療センター院長	木 下 芳 一
○ 条例第3条第5項第3号(兵庫県警察の警察官)	
兵庫県姫路警察署長	白 野 邦 昌
兵庫県飾磨警察署長	小 丸 剛
兵庫県網干警察署長	柴 田 健 一
○ 条例第3条第5項第4号(市長の部内の職員)	
姫路市副市長	和 田 達 也
姫路市副市長	佐 野 直 人
姫路市副市長	志 々 田 武 幸
姫路市医監	北 窓 隆 子
姫路市防災審議監	名 村 哲 哉
姫路市危機管理担当理事	柳 谷 耕 士 郎
姫路市政策局長	井 上 泰 利
姫路市総務局長	坂 田 基 秀
姫路市財政局長	石 田 義 郎
姫路市市民局長	沖 塩 宏 明
姫路市農林水産環境局長	福 田 宏 二 郎
姫路市健康福祉局長	峯 野 仁 志
姫路市子ども未来局長	白 川 小 百 合
姫路市観光経済局長	大 前 晋
姫路市都市局長	加 藤 賢 一 郎
姫路市建設局長	柳 本 秀 一
姫路市上下水道事業管理者	植 田 敏 勝
○ 条例第3条第5項第5号(教育長)	
姫路市教育長	西 田 耕 太 郎
○ 条例第3条第5項第6号(消防長及び消防団長)	
姫路市消防局長	松 本 佳 久
姫路市姫路東消防団長	坂 本 信 嘉
	姫路市消防局次長 改 發 久 樹
	姫路市姫路西消防団長 古 橋 建 夫
	姫路市飾磨消防団長 北 村 宗 弘
	姫路市網干消防団長 小 西 泰 博
	姫路市家島町消防団長 小 林 裕 一
	姫路市夢前町消防団長 本 郷 貴 之
	姫路市香寺町消防団長 久 斗 譲
	姫路市安富町消防団長 本 長 直 樹
○ 条例第3条第5項第7号 (指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員)	
独立行政法人国立病院機構姫路医療センター院長	河 村 哲 治
西日本旅客鉄道(株)姫路駅長	小 谷 高 明
西日本電信電話(株)兵庫支店設備部長	板 坂 浩 二
姫路赤十字病院長	岡 田 裕 之
日本放送協会神戸放送局長	福 田 和 代
日本通運(株)姫路支店長	吉 本 哲 也
関西電力送配電(株)姫路本部長	森 田 智 比 古
山陽電気鉄道(株)代表取締役社長	上 門 一 裕
神姫バス(株)代表取締役社長	長 尾 真
一般社団法人兵庫県トラック協会西播支部長	藤 尾 健 司
大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部長	辻 中 俊 和
(株)ラジオ関西取締役姫路支社顧問	森 良 治
○ 条例第3条第5項第8号 (自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	
姫路市連合自治会長	北 川 博 康
姫路市連合婦人会長	岩 田 稔 恵
兵庫県公立大学法人兵庫県立大学地域ケア開発研究所長	増 野 園 恵
○ 条例第3条第5項第9号 (市長が認める機関又は団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱するもの)	
一般社団法人姫路市私立こども支援機構理事	富 土 原 智 恵 美
姫路市小学校長会	田 中 彰 子
姫路市立中学校長会	佐 竹 美 保 子
社会福祉法人姫路市社会福祉協議会副理事長	福 間 章 代
陸上自衛隊第3特科隊長	米 村 謙 一
海上自衛隊阪神基地隊司令	吉 田 圭 司
一般社団法人姫路市医師会長	石 橋 悦 次
公益社団法人兵庫県看護協会西播支部地区理事	沢 田 洋 子
(株)姫路シティFM2.1代表取締役社長	鯉 塚 晃 好
姫路ケーブルテレビ(株)代表取締役	樽 谷 篤 明
兵庫県男女共同参画中播磨地域連絡会議代表・地域アドバイザー	東 滝 弘 子
ひめじ防災リーダーの会	尾 上 あ い 子
	独立行政法人国立病院機構姫路医療センター事務部長 間 庭 勝 則
	西日本旅客鉄道(株)姫路駅設備係長 鷲 尾 保 誠
	西日本電信電話(株)兵庫支店設備部災害対策室次長 安 田 誠
	姫路赤十字病院事務部長 木 下 信 和
	日本放送協会神戸放送局コンテンツセンター長 小 林 和 樹
	日本通運(株)姫路支店業務推進課長 門 口 哲
	関西電力送配電(株)姫路本部副本部長 平 井 一 博
	山陽電気鉄道(株)安全推進・企画部リーダー 伊 藤 光 一
	神姫バス(株)常務取締役 横 山 忠 昭
	姫路合同貨物自動車(株)取締役部長 平 野 伸 一
	大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部建設ファーマネージャー 花 井 孝 典
	(株)ラジオ関西姫路支社記者 春 名 優 輝
	姫路市連合自治会副会長 長 田 秀 人
	姫路市連合婦人会副会長 河 南 眞 稚 子
	一般社団法人姫路市私立こども支援機構理事 角 谷 信 子
	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会常務理事 宮 長 毅 広
	陸上自衛隊第3特科隊第3科長 井 口 孝 司
	海上自衛隊阪神基地隊本部警備科長 野 中 智 矢
	一般社団法人姫路市医師会事務局長 中 西 孝 幸
	公益社団法人兵庫県看護協会西播支部委員 山 本 哲 子
	(株)姫路シティFM2.1常務取締役 野 勢 智 志
	姫路ケーブルテレビ(株)放送部リーダー 吉 川 佳 代

姫路市災害対策本部条例

昭和38年12月26日
条例第41号

改正 平成8年3月26日条例第7号

改正 平成25年3月27日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、姫路市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条を第5条とし、第3条の次に1条を加える改正規定は、市長が告知で定める日から施行する。

（平成8年6月20日告示第170号で平成8年6月20日から施行）

附 則（平成25年3月27日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-7

姫路市災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市災害対策本部条例（昭和38年姫路市条例第41号）第5条の規定に基づき、姫路市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2の規定により、市の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるときに設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

2 本部長には、法第23条の2第2項の規定により、市長がこれに当たる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、上下水道事業管理者、危機管理監、医監、技術管理監、技術審議監、生活審議監、防災審議監、スポーツ監、姫路市事務分掌条例（昭和42年姫路市条例第38号）第1条に規定する局の長、危機管理担当理事、消防局長、教育長及び教育次長をもって充てる。

5 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、職員のうちから本部員を任命することができる。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し本部長がこれを招集する。

3 本部会議は、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

(班)

第5条 防災活動を行うため、本部に班を置く。

2 班の名称、班長及び副班長（以下「班長等」という。）となる者、構成する組織並びに事務分掌は、別表の定めるところによる。

(防災活動)

第6条 防災活動は、班長等が所属職員を指揮監督してこれを行う。

2 本部長は、第5条第2項に規定する分掌事項による防災活動のほか、必要があるときは、非常の措置を命ずることができる。

(本部詰職員)

第7条 本部詰職員は、班長等が所属職員の中から指名する者をもって充てる。

2 本部詰職員は、次の事項を行う。

(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 班長等に対する本部長命令その他連絡事項の伝達に関すること。

(3) 本部長に対する班の所掌事項に係る被害状況及び応急対策実施状況等の報告に関すること。

(初動要員)

第8条 市長は、職員のうちから初動要員を任命することができる。

2 初動要員は、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、指定場所に参集し、迅速に情報収集、警戒活動等を行わなければならない。

(応援職員の派遣)

第9条 班長等は、応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたときは、本部長は必要に応じて応援職員を派遣する。

(発令基準及び配備体制)

第10条 班長等は、本部長の命令に基づき、次の各号の区分による配備体制をとらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合にあってもその状況に応じてその配備体制を決定することができる。この場合において班長等は、直ちにこの旨を本部班長に報告しなければならない。

(1) 第1号配備体制 災害のおそれがあるが、その時期、規模等の予測が困難な段階、小規模の災害が予想される段階若しくは小規模の災害が発生した場合又は市域で震度5弱を観測した場合において、少数の人員を配置して、主として情報連絡及び警戒に当たる体制

(2) 第2号配備体制 中規模の災害が予想される段階若しくは中規模の災害が発生した場合又は市域で震度5強を観測した場合において、所属職員のおおむね5割以内の人員を配置して、防災活動に当たる体制

(3) 第3号配備体制 大規模な災害が予想される段階若しくは大規模の災害が発生した場合又は市域で震度6弱以上を観測した場合において、所属職員全員を配置して、防災活動に当たる体制

2 班長等は、前項の規定に基づき、職員を配置したときは直ちにその人数を総務動員・受援班長に報告しなければならない。

(廃止)

第11条 本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

(途中附則省略)

附 則 (令和5年7月5日訓令甲第11号)

この規程は、令達の日から施行する。

別表（第5条関係）

【災害対策本部における各班の事務分掌】

(その1) 各班に共通する事務分掌

各班に共通する事務分掌
1 各班の職員の動員、配備等に関する事 2 各班及び各班内の連絡調整に関する事 3 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関する事 4 他班の応援に関する事 5 災害対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各局は以下の業務を行う事

(その2) 班の名称、班長等となる者、構成する組織及び事務分掌

班の名称	班長となる者	副班長となる者	構成する組織	事務分掌
本部班	危機管理担当理事	危機管理室長 高等教育室長 ひめじ創生戦略室長 デジタル戦略室長	危機管理室 広報課 高等教育室 ひめじ創生戦略室 デジタル戦略室 情報指令課	1 本部長命令の伝達に関する事 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置及び廃止に関する事 3 本部会議、副班長会議及び防災関係機関会議に関する事 4 自衛隊への派遣要請に関する事 5 国、県等との連絡調整に関する事 6 自主防災組織に関する事（消防班の所掌に属するものを除く。） 7 気象、地震等の情報収集及び伝達に関する事 8 被害状況の調査、集計及び伝達に関する事 9 災害応急対策の取りまとめ及び調整に関する事 10 他都市等への人的支援の要請及び他都市等からの人的支援の受入れに関する事（総務動員・受援班の所掌に属するものを除く。） 11 市民等に対する災害広報に関する事 12 報道機関への報道要請及び情報提供に関する事 13 被災状況の写真等による記録に関する事
消防班	消防局長	消防局次長 消防署長	消防局（情報指令課を除く。）	1 消防活動及び水防活動に関する事 2 救急及び救助に関する事 3 広域消防相互応援に関する事 4 消防団に関する事 5 自主防災組織等に関する事 6 ヘリコプターに関する事 7 避難誘導及び指示に関する事 8 火災に係る罹災証明書に関する事
渉外班	政策局長	市長室長 企画政策室長 議会事務局次長	政策局（広報課、高等教育室、ひめじ創生戦略室及び危機管理室を除く。） 議会事務局	1 市議会との連絡調整に関する事 2 災害視察者その他見舞者の応接に関する事
総務動員・受援班	総務局長	総務部長 職員部長	総務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 公平委員会事務局	1 本市職員の動員及び各班の配置調整に関する事 2 他都市等への人的支援の要請並びに他都市等からの人的支援の受入れ及び各班への配置調整に関する事 3 各班が行う救援物資、資機材等の要請及び受入れに係る情報の集約に関する事 4 受援に係る調整会議に関する事 5 各班の受援担当者との連絡調整に関する事 6 災害対策本部への受援状況等の報告に関する事

財務・調査班	財政局長	財務部長 税務部長 工事技術検査室長	財政局 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公用車両等の管理及び配車に関する事。 2 資機材、燃料等の調達に関する事。 3 物資の輸送力の確保に関する事。 4 臨時増設電話の確保に関する事。 5 市有財産の被害調査に関する事。 6 予算編成及び関係経費の取りまとめに関する事。 7 金銭の出納(義援金を含む。)に関する事。 8 配備職員の食料の調達に関する事。 9 家屋等の被害状況の調査及び取りまとめに関する事。 10 災害に係る住家の被害認定に関する事。 11 罹災証明書に関する事(火災によるものを除く。) 12 災害による市税の減免等に関する事。
市民ボランティア班	市民局長	市民参画部長 市民生活部長 生涯現役推進室長 人権推進部長	市民局 国民健康保険課 後期高齢者医療保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話等による被害通報の受付及び整理に関する事。 2 災害に係る問合せ、相談、要望等の対応に関する事。 3 災害ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 4 県災害救援専門ボランティアの派遣要請に関する事。 5 遺体の収容及び処置に関する事。 6 埋火葬に関する事。 7 支所等周辺の被害情報の収集伝達に関する事。 8 家島町の地域に係る応急措置に関する事。 9 地域住民に対する災害広報に関する事。
農林水産環境班	農林水産環境局長	美化部長 環境事業推進室長 環境政策室長 農林水産部長	農林水産環境局 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃、消毒、防疫及び昆虫等の駆除作業に関する事。 2 廃棄物及びがれきの処理に関する事。 3 応急仮設トイレに関する事。 4 処理施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 建築物等の解体及び撤去に伴う石綿(アスベスト)の飛散防止に関する事。 6 農林水産関係の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 7 ため池等危険箇所警戒に関する事。 8 農林水産関係の被災の証明書等に関する事。 9 食料その他生活必需品の調達及び確保に関する事。
被災者救援班	健康福祉局長 こども未来局長	福祉総務部長 保健医療部長 長寿社会支援部長 生活援護室長 保健所長 こども育成部長 教育保育部長	健康福祉局 (国民健康保険課及び後期高齢者医療保険課を除く。) こども未来局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資(食料を含む。)等の受入れ及び配分に関する事。 2 災害救助の実施状況及び資材の取りまとめに関する事。 3 災害時要援護者対策に関する事。 4 被災者に対する生活保護の実施に関する事。 5 災害見舞金、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。 6 義援金の配分に関する事。 7 社会福祉施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 8 保健医療福祉活動本部の設置に関する事。 9 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関する事。 10 救護所の開設に関する事。 11 救急医薬品等の調達に関する事。 12 食品衛生及び食中毒の予防に関する事。 13 感染症の予防に関する事。 14 健康対策及び心のケア対策に関する事。 15 愛がん動物に関する事。 16 生活用水等の検査に関する事。
観光経済班	観光経済局長	観光文化部長 姫路城総合管理室長 商工労働部長 道の駅整備室長 スポーツ振興室長 手柄山中央公園整備室長	観光経済局	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人に対する情報提供及び相談に関する事。 2 観光客の被害状況把握及び観光客対策に関する事。 3 大規模観光イベント対策に関する事。 4 観光・文化及びスポーツ施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 港湾及び海岸の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 6 災害対策用船舶の確保に関する事。 7 海上交通機関の確保に関する事。 8 罹災商工業者の被害調査及び対策に関する事。

住宅地班	都市局長	まちづくり部長 公共建築部長 市街地整備部長 交通計画部長	都市局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急危険度判定実施本部の設置に関する事。 2 被災建築物応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定調査に関する事。 4 民間被災住宅の応急修理に関する事。 5 被災住宅の障害物の除去に関する事（道路公園河川班の所掌に属するものを除く。）。 6 被災宅地の応急対策に関する事。 7 応急仮設住宅に関する事。 8 市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事。 9 被災後の都市計画及び復興計画に関する事。 10 姫路駅帰宅困難者の対応に関する事。
道路公園河川班	建設局長	道路管理部長 道路建設部長 公園部長 河川部長	建設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・河川及び被災住宅の障害物の除去に関する事（住宅地班の所掌に属するものを除く。）。 2 緊急通行車両の通行の確保に関する事。 3 緊急輸送道路に関する事。 4 避難路に関する事。 5 通行の規制に関する事。 6 道路、橋、公園、河川及び水路の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 7 オープンスペース利用計画に関する事。 8 広域支援の受入れ場所の確保に関する事。 9 河川等の警戒に関する事。
上下水道班	上下水道事業管理者	経営管理部長 水道部長 下水道部長	上下水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。 2 上下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 3 上下水道施設等の警戒に関する事。
避難所班	教育次長	教育総務部長 教育企画室長 学校教育部長 生涯学習部長	教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、管理及び運営に関する事。 2 幼児、児童及び生徒の安全確保に関する事。 3 応急教育に関する事。 4 教育施設及び文化財の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 5 被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品及び救援物資の配給に関する事。
特命班	本部長が指名する者とする。	本部長の承認を得て、班長が指名する者とする。	本部長の承認を得て、班長が定めるものとする。	本部長の特命事項に関する事。

資料 1-8

姫路市災害警戒本部設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、姫路市地域防災計画又は姫路市水防計画に基づき、姫路市災害対策本部又は姫路市水防本部が設置されるまでの間で、災害が発生するおそれがある場合の迅速かつ適切な初動体制を確立するため、必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 防災審議監は、次の各号に定める設置基準により、災害警戒本部（以下「本部」という。）を設置する。

- (1) 気象庁発表による「震度4」の地震を、姫路市で観測したとき。
- (2) 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。
- (4) 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、災害の発生のおそれがあるとき。
- (5) 風水害等により小規模の災害が発生したとき。
- (6) その他防災審議監が特に必要と認めるとき。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

2 本部長は、防災審議監をもって充てる。

3 副本部長は、危機管理担当理事をもって充てる。

4 本部員は、議会事務局次長、市長室長、危機管理室長、職員部長、財務部長、税務部長、市民参画部長、美化部長、農林水産部長、福祉総務部長、保健医療部長、教育保育部長、観光文化部長、まちづくり部長、道路管理部長、公園部長、河川部長、水道部長、下水道部長、消防局次長、教育総務部長及び本部長が必要と認める関係職員をもって充てる。

5 本部長は、前条に掲げる設置基準に基づき、本部を設置した場合で、事務を迅速に行うために必要があると認めるときは、姫路市災害対策本部規程（昭和39年姫路市訓令甲第4号）第10条第1項第1号に規定する第1号配備体制に準ずる配備体制をとることができる。

6 本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じ関係職員を配置させることができる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部業務を掌理する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部の所掌事務)

第5条 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被害情報の収集及び分析
- (2) 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
- (3) 初期応急対策並びに配備体制の検討
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、本部長が必要と認める業務

(報 告)

第6条 本部長は、必要な事項を市長に報告する。

(解 散)

第7条 本部長は、次の各号に該当するときは、本部を解散する。

- (1) 姫路市災害対策本部又は姫路市水防本部が設置されたとき。
- (2) 災害発生のおそれなくなったとき。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、危機管理室で行う。

(補則)

第9条 本部の運営に関し、この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成9年6月24日から施行する。

(途中附則省略)

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

災害対策本部職員配備表

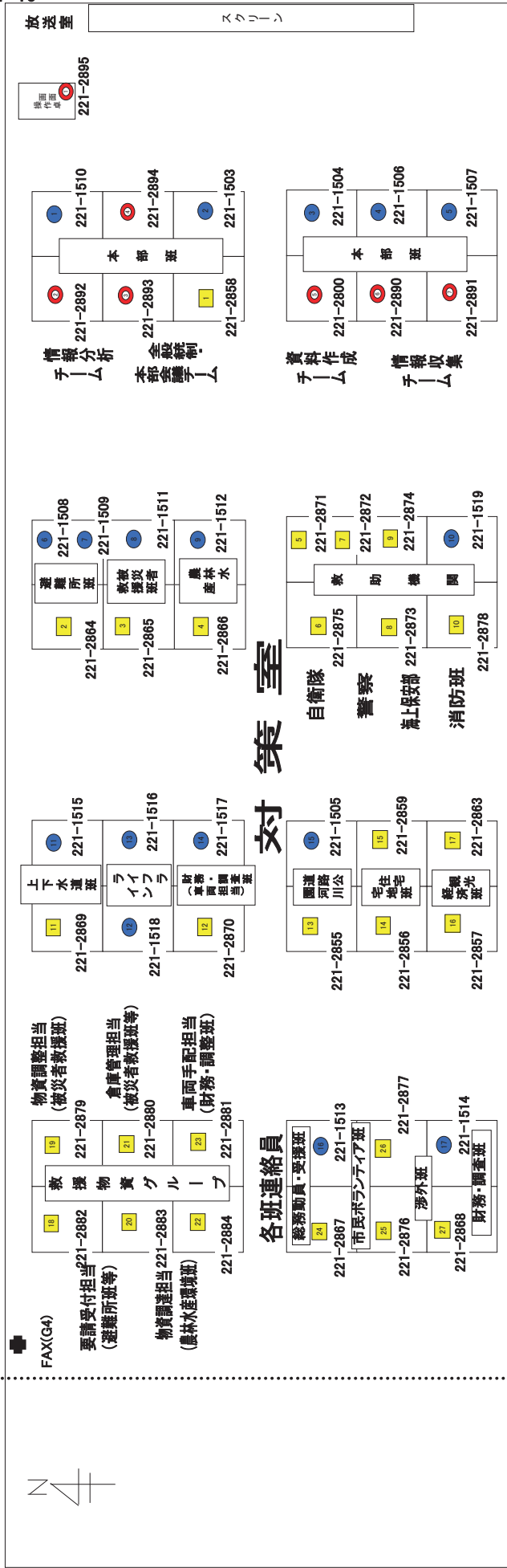
	本部詰め 職員	地震			風水害等		
		1号配備	2号配備	3号配備	1号配備	2号配備	3号配備
		配備人数	配備人数	配備人数	配備人数	配備人数	配備人数
本部班	47	53	90	105	53	90	105
消防班	12	173	382	562	182	386	562
渉外班	4	16	24	37	16	24	37
総務動員・受援班	3	13	31	63	13	34	63
財務・調査班	5	24	68	152	24	68	152
市民ボランティア班	4	99	174	279	105	175	279
家島事務所		16	16	16	16	16	16
夢前事務所		2	3	6	2	3	6
香寺事務所		4	6	6	4	6	6
安富事務所		3	5	6	3	5	6
農林水産環境班	6	62	163	346	62	163	346
被災者救援班	2	52	277	763	55	280	763
観光経済班	2	38	98	181	38	98	181
住宅宅地班	4	32	72	143	23	62	143
道路公園河川班	3	102	147	182	135	163	182
上下水道班	3	34	107	205	34	107	205
避難所班	2	10	211	499	320	375	499
計	97	708	1,844	3,517	1,060	2,025	3,517

(注)1 風水害時、家島地域に勤務する職員は1号配備とするが、その配備人数を記載する。

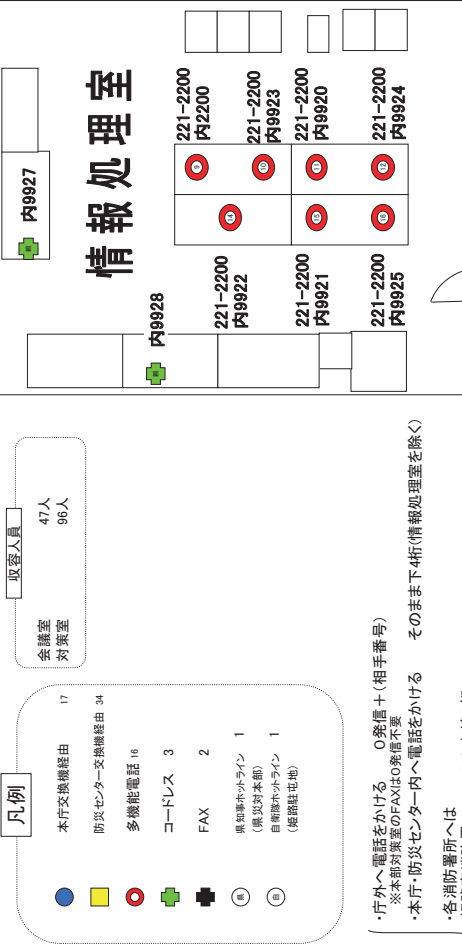
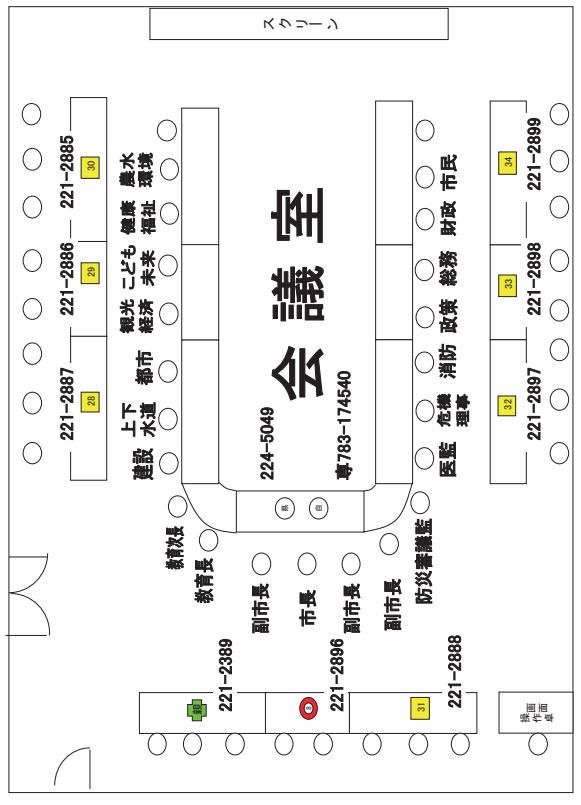
2 本部詰め職員は、本部室に配備するものとする。

3 出先機関については、当該機関の課又は所が所属する班に含まれるものとする。

災害対策本部配置図 (防災センター5階)



《災害対策本部配置図》



※1 活動調整所の設置
 防災センター3階第7号会議室に消防・警察・自衛隊の応援部隊の指揮所、調整所を設け

※2 救護物資GP
 被災者救護班、避難班、産業班、財務班(配車)の各担当による特命班協定締結物流企業、協会の常駐員を含む

- 凡例**
- 本庁交換機経由 17
 - 防災センター交換機経由 34
 - 多機能電話 16
 - コードレス 3
 - ◇ FAX 2
 - ▽ 県知事ホットライン (県民対本部) 1
 - ▽ 自衛隊ホットライン (姫路駐屯地) 1

- ・庁外へ電話をかける ○発信十(相手番号)
- ※本部対策室のFAXは0発信不要
- ・本庁・防災センター内へ電話をかける そのまま下4桁(情報処理室を除く)
- ・各消防署所へは 83+内線3桁
- ・姫路東消防署 84+内線3桁
- ・姫路西消防署 85+内線3桁
- ・姫路消防署 86+内線3桁
- ・中津消防署 87+内線3桁
- ・各消防分署・出張所へは 87+内線3桁
- ・内線4桁

姫路市防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、姫路市地域防災計画に基づく災害時における防災対策及び平常時における一般行政事務を能率的に推進するために設置する防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用に関し、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 固定系無線局に関するもの

ア 固定系 60 メガヘルツ帯の無線局で、親局、固定系中継局及び固定系再送信子局と子局との間の通信系をいう。

イ 親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

ウ 固定系中継局 親局から受けた通報を、特定の 2 以上の受信設備に対し同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。

エ 固定系再送信子局 中継局から受けた通報を、特定の 2 以上の子局に対し同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。

オ 子局 親局、中継局及び再送信子局と通信する無線局をいう。

カ 固定系遠隔制御装置 親局の無線設備（無線電信その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。以下同じ。）を遠隔操作する装置をいう。

(2) 無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に規定する者をいう。

(3) 通信取扱者 無線局の運用に携わる職員をいう。

(総括責任者)

第 3 条 無線局の管理及び運用上の最高責任者として総括責任者を置く。

2 総括責任者は、危機管理担当理事をもって充てる。

(無線局の種別)

第 4 条 無線局の呼出名称、種別及び設置場所は、総括責任者が別に定める。

(管理責任者)

第 5 条 総括責任者の職務を補佐し、直接無線局の維持管理業務を行う管理責任者を置く。

2 管理責任者は、危機管理室長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、総括責任者の命を受け、無線従事者を指揮監督し、無線局に係る事務を管理する。

3 通信取扱責任者は、総括責任者が別に定める。

(無線従事者)

第 7 条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに、通信取扱者の行う無線局の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第 8 条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法及び関係法令を遵守し、無線局の運用を行う。

(秘密の保持)

第 9 条 無線局の事務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(非常時における措置)

第 10 条 総括責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急の通信を優先させるため無線局に対して割込通信を行い、又は通信の中止を命ずることができるほか、通信の確保に必要な措置をとるものとする。

- (1) 災害警戒本部、水防本部又は災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 気象注意報又は気象警報が発せられたとき。
- (3) その他必要と認められるとき。

(無線設備の保守点検)

第 11 条 無線従事者は、通信取扱責任者の指示に従って無線設備について試験通信又は感度状況等の調査その他の保守点検を行い、当該無線設備の正常な機能の保持に努めなければならない。

(事故の措置)

第 12 条 無線従事者は、無線設備について故障その他の原因により通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置を執るとともに、その旨を通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を執るものとする。

(業務書類の管理)

第 13 条 管理責任者は、電波法及び関係法令に基づく業務書類を管理し、及び保管する。

2 管理責任者は、常に現行の電波法及び関係法令集を参照できるよう常備しておかなければならない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、無線局の管理及び運用に関し必要な事項は、総括責任者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(姫路市防災行政用無線局管理運用規程の廃止)

2 姫路市防災行政用無線局管理運用規程（昭和 62 年訓令甲第 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 19 年 5 月 10 日訓令甲第 10 号）

この規程は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 26 日訓令甲第 11 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 26 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日訓令甲第 6 号）

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 16 日訓令甲第 5 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 21 日訓令甲第 1 号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日訓令甲第 5 号）

この規程は、令達の日から施行する。

姫路市防災行政無線局管理運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市防災行政無線局運用管理規程（平成18年訓令甲第2号）第14条の規定に基づき、姫路市防災行政無線局の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般通信 緊急通信以外の通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害の発生及び発生のおそれのある場合その他特別の理由がある場合に行う通信をいう。

(通信事項)

第3条 一般通信又は緊急通信における通信事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定時放送に関する事項
- (2) 一般行政連絡に関する事項
- (3) 地震、風水害、火災等の非常事態に関する事項
- (4) 全国瞬時警報システムに関する事項
- (5) その他特に必要な事項

(通信の申込み)

第4条 固定系無線局による一般通信の申込手続は、次のとおりとする。

- (1) 所属長は、所管する事務で住民に周知する必要があるものについて一般通信を行おうとするときは、無線放送依頼書（以下「放送依頼書」という。様式第1号）を、あらかじめ管理責任者に提出するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、所属長は、緊急を要する場合は、一般通信に係る無線放送の依頼を口頭により行うことができる。
- (3) 所属長は、前号の規定により口頭による申込みを行ったときは、当該通信の終了後、速やかに放送依頼書を管理責任者に提出しなければならない。
- (4) 管理責任者は、依頼のあった放送の内容を審査し、放送の可否を決定する。放送を否としたときは、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

(通信の記録)

第5条 通信に係る記録は、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 通信取扱責任者は、放送依頼書を整理し、保存しておかななければならない。
- (2) 通信取扱責任者は、通信を行ったときは、無線業務日誌（様式第2号）に必要事項を記載しなければならない。

(無線通信の原則)

第6条 無線通信を行うときは、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信は、行わない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔にする。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
- (4) 無線通信は、正確に行い、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正する。

(通信の方法)

第7条 通信の方法は、次のとおりとする。ただし、緊急通信を行う場合は、この限りでない。

(1) 固定系無線局の通信方法は、原則として次により行う。

(例)

「こちらは、ぼうさい〇〇です。」 1回

「・・・・・・・・本文・・・・・・・・」

「以上で終わります。」

(2) 固定系無線局の通信方法は、原則として次により行う。

(例)

ア 呼出し

「相手局の呼出名称」 3回以下

「こちらは」 1回

「自局の呼出名称」 3回以下

イ 応答

「相手局の呼出名称」 3回以下

「こちらは」 1回

「自局の呼出名称」 1回

2 呼出し又は応答を行う場合において確実に相手局と通信することが可能と認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出名称を、応答の場合は相手局の呼出名称を、それぞれ省略することができるものとする。

3 前項の規定により省略をした場合は、通信中に少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

(子局の運用等)

第8条 子局から親局への通信は、原則として、第3条第3号の通信を行う場合に限る。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

無線放送依頼書

年 月 日

(あて先)

危機管理室長

所 属

(職)氏名

防災行政無線局管理運用要綱第 4 条の規定により、次のとおり依頼します。

放送日時	年 月 日 () 時 分から
放送区域	町 地区 その他 ()
(放送依頼文)	

注) 放送依頼文は簡潔明瞭に表現し、読み方の難しい文字はフリガナを付してください。
放送終了後(決裁後)写しを危機管理室まで FAX してください。

放送の可否	可・否	所長		課長		係長		係	
放送否の理由									
処 理 欄	放送時刻	年 月 日 () 時 分～ 時 分							
	放送取扱者						確 認 者		No.

様式第2号(第5条関係)

無線業務日誌

通信取扱 責任者	
-------------	--

年 月

通信取扱者						サービス時間（平常時）				サービス時間（緊急時）			
氏名		印		氏名		印		平日（月曜～金曜） 自 8時35分～至 17時20分				（月曜～日曜） 24時間体制	
日	曜日	放送 内容	放送 時間	放送者 氏名	備考	日	曜日	放送 内容	放送 時間	放送者 氏名	備考		
1			～			16			～				
2			～			17			～				
3			～			18			～				
4			～			19			～				
5			～			20			～				
6			～			21			～				
7			～			22			～				
8			～			23			～				
9			～			24			～				
10			～			25			～				
11			～			26			～				
12			～			27			～				
13			～			28			～				
14			～			29			～				
15			～			30			～				
放送時の問題点						31			～				

平成29年 2月21日

姫路市長 石見利勝

姫路市 IP 無線運用要領を次のように定める。

姫路市 IP 無線運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市地域防災計画に基づく災害対策事務その他の行政事務を円滑に実施するために配置する IP 無線の適正な管理並びに運用について、必要な事項を定めるものとする。

(無線の配置先等)

第2条 IP 無線の配置先並びにグループ種別等については、別表のとおりとする。

(総括責任者)

第3条 IP 無線の管理及び運用上の最高責任者として総括管理者を置く。

2 総括管理者は危機管理担当理事をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 総括管理者を補佐し、IP 無線の管理及び運用の業務を行う管理責任者を置く。

2 管理責任者は、危機管理室長をもって充てる。

(管理者)

第5条 管理者は、管理責任者の命を受け、無線取扱者を指揮し、IP 無線の操作及び管理並びに運用を行う。

2 管理者は、IP 無線を配置する課等の所属長とする。

(無線取扱者)

第6条 無線取扱者は、管理責任者又は管理者の命を受け、IP 無線の操作及び運用を行う。

(IP 無線の運用)

第7条 IP 無線は常時稼働するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内の運用を原則とする。

2 管理者は、IP 無線を長時間閉局する必要がある場合、管理責任者に事前に連絡し、承諾を得るものとする。

(研修)

第8条 管理責任者は、必要に応じ、無線取扱者に対して、運用方法及び取扱要領等について研修を行う。

(訓練)

第9条 管理責任者は、非常時に備え、IP 無線の機能の確認及び運用の習熟を図るため、年1回以上通信訓練を行うものとする。

(管理業務)

第10条 管理責任者は、IP 無線が常に良好に機能するよう管理しておかなければならない。

(故障等の対応)

第 11 条 管理者は、IP 無線の故障又は異常が認められた場合、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、管理責任者は、直ちに修理等の対応をとらなければならない。

(通信の使用基準)

第 12 条 通信の使用基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 姫路市地域防災計画に基づく災害対策に関するもの
- (2) 一般行政事務に関するもの
- (3) 通信訓練に関するもの
- (4) その他、総括責任者が認めるもの

(通信の原則)

第 13 条 総括管理者は、災害時及びその他特に理由がある場合は、通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 通信の使用基準の範囲を超えて、運用してはならない。

(混信等の防止)

第 15 条 通信する際、他の通信を阻害しないように運用しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、無線局の管理及び運用に関する必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

配置先	台数	設置箇所	グループ	個別ID (端末名)	導入年月日
危機管理室	3	事務所	01 本部班	0001	R5.7.1
		トヨタハイエース	01 本部班	0002	R5.7.1
		トヨタアクア	01 本部班	0003	R5.7.1
美化業務課	3	事務所	02 農林水産環境班(美化)	0004	R5.7.1
		トヨタ	02 農林水産環境班(美化)	0005	R5.7.1
		スズキ軽バン	02 農林水産環境班(美化)	0006	R5.7.1
市川美化センター	3	事務所	03 農林水産環境班(市美C)	0007	R5.7.1
		ダイハツ軽バン	03 農林水産環境班(市美C)	0008	R5.7.1
		ダイハツ軽バン	03 農林水産環境班(市美C)	0009	R5.7.1
家島美化センター	2	事務所	04 農林水産環境班(家美C)	0010	R5.7.1
		船舶(第6いえしま)	04 農林水産環境班(家美C)	0011	R5.7.1
環境政策室	3	事務所	05 農林水産環境班(環境)	0012	R5.7.1
		ダイハツ軽バン	05 農林水産環境班(環境)	0013	R5.7.1
		スズキ軽バン	05 農林水産環境班(環境)	0014	R5.7.1
林産振興課	3	事務所	06 農林水産環境班(林産)	0015	R5.7.1
		三菱 軽ジープ	06 農林水産環境班(林産)	0016	R5.7.1
		三菱 軽バン	06 農林水産環境班(林産)	0017	R5.7.1
道路管理課	6	事務所	07 道路公園河川班(道路管理)	0018	R5.7.1
		道路パト プロボックス	07 道路公園河川班(道路管理)	0019	R5.7.1
		ダイハツ軽ダンプ	07 道路公園河川班(道路管理)	0020	R5.7.1
		道路パト トヨタノア	07 道路公園河川班(道路管理)	0023	R5.7.1
		道路パト 日産セレナ	07 道路公園河川班(道路管理)	0026	R5.7.1
		維持作業車(5040)	07 道路公園河川班(道路管理)	0028	R5.7.1
		家島事務所半固定	08 道路公園河川班(道路保全)	0021	R5.7.1
道路保全課	5	事務所	08 道路公園河川班(道路保全)	0022	R5.7.1
		維持作業車	08 道路公園河川班(道路保全)	0024	R5.7.1
		維持作業車	08 道路公園河川班(道路保全)	0025	R5.7.1
		維持作業車	08 道路公園河川班(道路保全)	0027	R5.7.1
		維持作業車	08 道路公園河川班(道路保全)	0027	R5.7.1
北部道路事務所	3	事務所	09 道路公園河川班(北部道路)	0029	R5.7.1
		道路パト	09 道路公園河川班(北部道路)	0030	R5.7.1
		現場	09 道路公園河川班(北部道路)	0031	R5.7.1
河川整備課	2	事務所	11 道路公園河川班(河川整備)	0035	R5.7.1
		現場	11 道路公園河川班(河川整備)	0036	R5.7.1
まちづくり指導課	3	事務所	10 住宅宅地班	0032	R5.7.1
		現場	10 住宅宅地班	0033	R5.7.1
		現場	10 住宅宅地班	0034	R5.7.1
家島事務所	3	飾磨消防署家島出張所	12 市民ボランティア班(家島)	0037	R5.7.1
		現場	12 市民ボランティア班(家島)	0038	R5.7.1
		現場	12 市民ボランティア班(家島)	0039	R5.7.1
	2	船舶(交通艇又は事務所)	12 市民ボランティア班(家島)	0040	R5.7.1
		船舶(救急艇)	12 市民ボランティア班(家島)	0041	R5.7.1
坊勢サービスセンター	3	事務所	13 市民ボランティア班(坊勢)	0042	R5.7.1
		現場	13 市民ボランティア班(坊勢)	0043	R5.7.1
		現場	13 市民ボランティア班(坊勢)	0044	R5.7.1
夢前事務所	3	事務所	14 市民ボランティア班(夢前)	0045	R5.7.1
		ダイハツカーゴ	14 市民ボランティア班(夢前)	0046	R5.7.1
		スズキ ワゴンR	14 市民ボランティア班(夢前)	0047	R5.7.1
香寺事務所	3	事務所	15 市民ボランティア班(香寺)	0048	R5.7.1
		三菱 軽バン	15 市民ボランティア班(香寺)	0049	R5.7.1
		三菱 軽バン	15 市民ボランティア班(香寺)	0050	R5.7.1
安富事務所	3	事務所	16 市民ボランティア班(安富)	0051	R5.7.1
		現場	16 市民ボランティア班(安富)	0052	R5.7.1
		現場	16 市民ボランティア班(安富)	0053	R5.7.1

播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があつたときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があつたものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被災市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長	石見 利勝	たつの市長	栗原 一
相生市長	谷口 芳紀	明石市長	泉 房穂
加古川市長	樽本 庄一	多可町長	戸田 善規
赤穂市長	豆田 正明	稲美町長	古谷 博
西脇市長	片山 象三	播磨町長	清水 ひろ子
三木市長	藪本 吉秀	市川町長	岡本 修平
高砂市長	登 幸人	福崎町長	嶋田 正義
小野市長	蓬萊 務	神河町長	山名 宗悟
加西市長	西村 和平	太子町長	北川 嘉明
宍粟市長	福元 晶三	上郡町長	遠山 寛
加東市長	安田 正義	佐用町長	庵途 典章

播磨広域防災連携協定に関する実施細目

1 趣旨

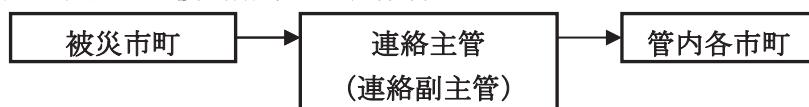
この実施細目は、「播磨広域防災連携協定」が目指す、構成市町が協同の精神に基づき、連携して広域応援体制を確立し、災害時における被害を軽減し、住民の安全を図ることを実現するため、連携協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 連絡担当部局

(1) 応援活動を円滑に実施するため、次表のとおり連絡主管・連絡副主管を定める。

ブロック	被災市町	連絡主管	連絡副主管
東播磨ブロック	加古川市・高砂市・明石市・稲美町・播磨町	姫路市	加古川市 西脇市 たつの市
北播磨ブロック	西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町		
中播磨ブロック	姫路市・市川町・福崎町・神河町		
西播磨ブロック	相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町		

(2) 連絡及び応援要請等の連絡体制



- ① 被災市町は、連絡主管に対し、「応援要請書（別紙様式）」により可能な限り内容を明記して、応援を要請する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- ② 要請を受けた連絡主管は、速やかに他の市町と調整の上、応援内容を決定し、「支援決定通知書（別紙様式）」により被災市町に連絡する。ただし、連絡主管が被災した場合は連絡副主管が連携して代行し、この場合において、本文中「連絡主管」とあるのは、「連絡副主管」と読み替えるものとする。
- ③ 被災市町以外の市町は、連絡主管から被災市町への応援を要請された場合、被災市町から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

(3) 連絡主管の業務

- ① 被災市町の情報収集と状況把握
- ② 災害応急活動等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- ③ 被害状況及び応援要請内容の連絡調整
- ④ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- ⑤ 応援活動等に関する県との連絡調整
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

(4) 応援の自主出動の連絡

応援要請を待たずに自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援する場合は、連絡主管に連絡する。

3 応援経費の負担等

(1) 応援職員の派遣に要する経費の負担等については、次のとおりとする。

- ① 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。
- ② 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じ

たものについては被応援市町が、被応援市町への往復途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。

- ④ その他応援職員の派遣に要する経費については、被応援市町及び応援市町が協議して定める。
- (2) 応援市町は、応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被応援市町に請求する。
 - ① 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - ② 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (3) 請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を經由して被応援市町の長に請求する。
- (4) 前記により難いときは、被応援市町及び応援市町が協議して定める。
- (5) 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、この規定を準用する。

4 応援の実施

- (1) 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。
- (2) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- (3) 被応援市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

5 資料・情報等の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口（連絡担当部課名、電話番号）、担当責任者及び同補助者の職氏名及びその他連絡に必要な事項（別紙1「播磨地域防災担当者一覧表」）
- (2) 緊急物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

6 防災担当者会議の設置

播磨地域防災担当事務主管者会議を設置し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

- (1) 広域防災体制及び防災協力体制の整備並びに広域防災計画の策定
- (2) その他協定に基づく次の活動（別紙2「申し合わせ事項」）
 - ① 連絡会の開催
 - ② 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
 - ③ 防災訓練及び住民の啓発等
 - ④ 救援に必要な物資等の備蓄
 - ⑤ その他災害時の相互応援に必要な事項

7 他の協定との関係

初動対応は、本協定において行うものとする。ただし、災害の規模等により、更に広域的な応援を必要とする場合など本協定による応援の継続等が困難である場合については、県、国などに応援要請するなど、臨機に対応するものとする。

8 施行

この実施細目は平成26年4月22日から施行する。

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、西播磨地域5市6町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市長と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。

この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) 救援に必要な物資等の備蓄
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災計画の策定)

第10条 締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補 則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年（1996年）4月1日から効力を生じるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）4月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成8年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）10月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）11月7日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年10月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年（2006年）3月27日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年11月7日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を11通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年（2006年）3月27日

姫路市長	石見利勝	相生市長	谷口芳紀
赤穂市長	豆田正明	宍粟市長	白谷敏明
たつの市	西田正則	市川町長	尾崎光雄
福崎町長	嶋田正義	神河町長	足立理秋
太子町長	首藤正弘	上郡町長	安則眞一
佐用町長	庵途典章		

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定実施細目

1 趣旨

この実施細目は、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」（以下「協定」という）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 連絡主管市町及び連絡体制

(1) 応援活動を円滑に実施するため、次表のとおり連絡主管市町及び地域代表市町を定める。

被災市町		連絡体制	
地域	地域市町	連絡主管市町	地域代表市町
姫路地域	姫路市	赤穂市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
揖龍・相生地域	相生市・たつの市・太子町	宍粟市	姫路市・赤穂市・神河町・佐用町
赤穂地域	赤穂市・上郡町	姫路市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
神崎地域	市川町・福崎町・神河町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・佐用町
宍粟地域	宍粟市	姫路市	相生市・赤穂市・神河町・佐用町
佐用地域	佐用町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・神河町

(2) 連絡及び応援要請等の連絡体制



- ① 災害が発生した場合は、被災市町は速やかに連絡主管市町に被害状況等を文書（別紙様式1）により連絡し、連絡を受けた連絡主管市町は、被災市町の被害状況等を各地域代表市町へ連絡する。
- ② 各地域代表市町は、連絡主管市町からの連絡を地域各市町へ連絡する。
- ③ 連絡主管市町は、所管の被災市町が甚大な被害を被り、被災状況等を連絡できないときには、独自に調査の上、各地域代表市町へ連絡する。
- ④ 文書により連絡するいとまがない場合には、口頭又は電話等により連絡する。

(3) 連絡主管市町の業務

- ① 被災市町の情報収集と状況把握
- ② 災害応急活動等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- ③ 被害状況及び応援要請内容の連絡調整
- ④ 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- ⑤ 応援活動等に関する県との連絡調整
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

(4) 応援要請及び調整

- ① 被応援市町は、連絡主管市町に対し、応援要請書（別紙様式2）により可能な限り内容を明記して、応援を要請する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
- ② 要請を受けた連絡主管市町は、速やかに他の市町と調整の上、応援内容を決定し、被応援市町に連絡する。
- ③ 被応援市町以外の市町は、連絡主管市町から被応援市町への応援を要請された場合、被応援市町から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

(5) 応援の自主出動の連絡

応援要請を待たずに自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援する場合は、連絡主管市町に連絡する。

3 応援経費の負担等

(1) 応援職員の派遣に要する経費の負担等については、次のとおりとする。

- ① 被応援市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲とする。
- ② 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市町が、被応援市町への往復途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。
- ④ その他応援職員の派遣に要する経費については、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(2) 応援市町は、応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、被応援市町に請求する。

- ① 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- ② 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(3) 請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を經由して被応援市町の長に請求する。

(4) 前記により難いときは、被応援市町及び応援市町が協議して定める。

(5) 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、この規定を準用する。

4 応援の実施

- (1) 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。
- (2) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- (3) 被応援市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

5 資料・情報等の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口（連絡担当部課名、電話番号）、担当責任者及び同補助者の職氏名及びその他連絡に必要な事項（別紙 連絡担当者表）
- (2) 緊急物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

6 防災担当者会議の設置

別に定める要綱により西播磨地域防災担当事務主管者会議を設置し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

- (1) 広域防災体制及び防災協力体制の整備並びに広域防災計画の策定
- (2) その他協定に基づく次の活動
 - ① 連絡会の開催
 - ② 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
 - ③ 防災訓練及び住民の啓発等
 - ④ 救援に必要な物資等の備蓄
 - ⑤ その他災害時の相互応援に必要な事項

7 施行

この実施細目は平成18年3月27日から施行する。

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

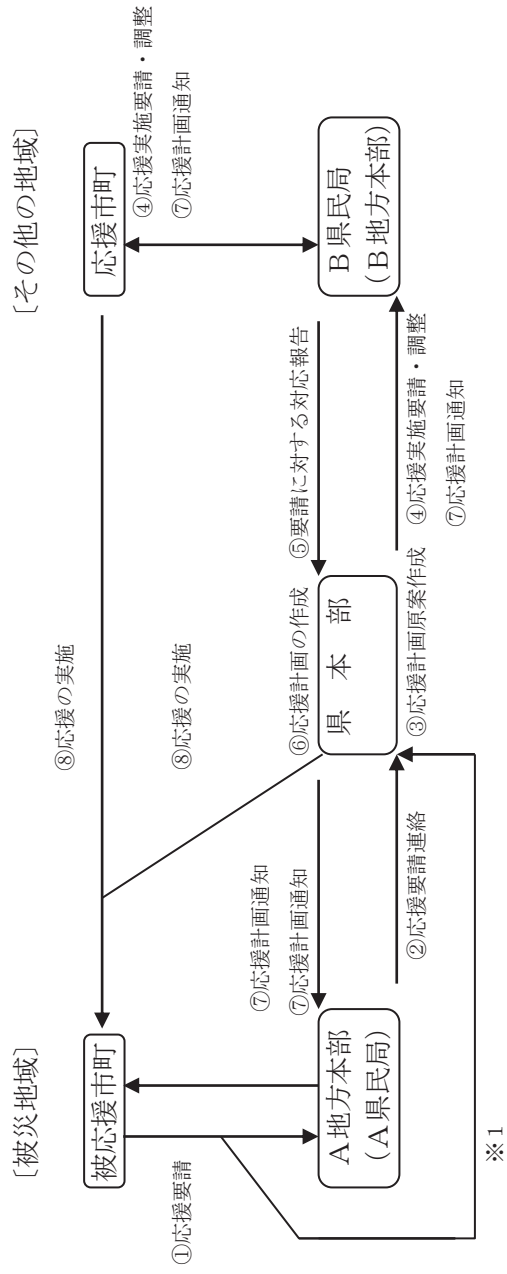
兵庫県 兵庫県知事 井戸敏三

神戸市 神戸市長 矢田立郎
姫路市 姫路市長 石見利勝

尼崎市	尼崎市長	白井	文人
明石市	明石市長	北口	寛人
西宮市	西宮市長	山田	知郎
洲本市	洲本市長	柳	実郎
芦屋市	芦屋市長	山中	健幸
伊丹市	伊丹市長	藤原	保芳
相生市	相生市長	谷口	宗紀
豊岡市	豊岡市長	中貝	庄治
加古川市	加古川市長	樽本	正一
たつの市	たつの市長	西田	正則
赤穂市	赤穂市長	豆田	正明
西脇市	西脇市長	來住	壽一
宝塚市	宝塚市長	阪上	善秀
三木市	三木市長	藪本	吉秀
高砂市	高砂市長	岡	恒雄
川西市	川西市長	大塩	民生
小野市	小野市長	蓬萊	生務
三田市	三田市長	岡田	義弘
加西市	加西市長	中川	暢三
篠山市	篠山市長	瀬戸	亀男
養父市	養父市長	梅谷	馨郎
丹波市	丹波市長	辻	重五郎
南あわじ市	南あわじ市長	中田	勝久
朝来市	朝来市長	井上	英俊
淡路市	淡路市長	門	康彦
宍粟市	宍粟市長	白谷	敏明
加東市	加東市長	山本	廣一
猪名川町	猪名川町長	真田	保男
多可町	多可町長	戸田	善規
稲美町	稲美町長	古谷	博
播磨町	播磨町長	清水	ひろ子
神河町	神河町長	足立	理秋
市川町	市川町長	尾崎	光雄
福崎町	福崎町長	嶋田	正義
太子町	太子町長	首藤	正弘
上郡町	上郡町長	安則	眞一
佐用町	佐用町長	庵途	典章
香美町	香美町長	藤原	久嗣
新温泉町	新温泉町長	馬場	雅人

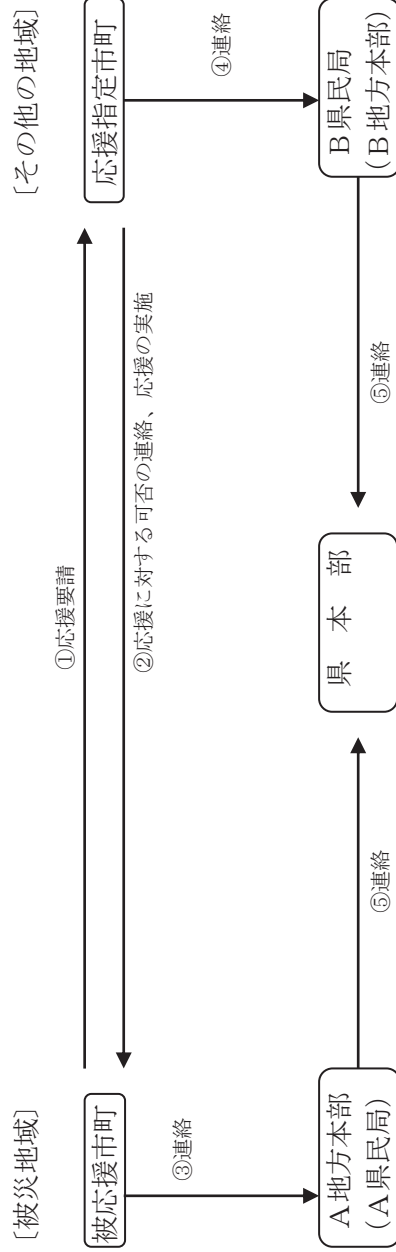
＜別紙＞ 応援要請の手続き

- 1 通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第3条関係）
 - ① 被災援市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
 - ② 被災援市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
 - ③ 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等の応援計画原案を作成する。
 - ④ 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の市町に、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
 - ⑤ 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
 - ⑥ 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
 - ⑦ 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被災援市町に通知する。
 - ⑧ 応援計画に基づき、県又は被災援市町がそれぞれ応援を行う。
- ※1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被災援市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



2 応援指定市町に直接要請する場合（協定第4条関係）

- ① 緊急を要する場合、被災市町は、直接、被災市町（被災指定市町）に応援を要請することができる。
- ② 要請を受けた被災指定市町は、応援要請に対する可否を速やかに被災市町に連絡し、応援を実施する。
- ③ 被災市町は、被災指定市町に対し応援要請した旨を、自地域の地方本部に連絡する。
（被災指定市町が対応できない場合は、通常の方法で要請）
- ④ 要請を受けた被災指定市町は、要請を受けた旨及び要請に対する対応について、自地域を所轄する県民局に連絡するものとする。
- ⑤ ③及び④の連絡を受けた地方本部（県民局）は、県本部に連絡する。



3 自主的情報収集による応援（協定第5条関係）

- ① 被災市町と連絡がつかないなど、被害状況・応援内容が判明しないときは、地方本部は、自主的に情報収集を行う。
- ② 被災市町からの応援要請がない場合でも、自主的情報収集活動に基づき、次の情報収集活動に基づき、次のとおり応援要請することができる。
地方本部が自主的情報収集の結果、本協定に基づき応援が必要と判断した場合は、応援要請内容を県本部に伝達する。
- ③ 県本部に伝達された後の手続きは、1③以降と同じ。

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次

の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
 - (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
 - (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代
- 2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。
 - 3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。
 - 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。
 - 5 前各項により難しい場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年 4月 1日

松本市	松本市長	臥雲義尚
一宮市	一宮市長	中野正康
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林真
秋田市	秋田市長	穂積志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹

横水 柏前 高八 富金 福甲 長岐 豊岡 高枚 八寢 吹東 姫和 大豊 明西 奈尼 鳥松 倉吳 福下 高松 高長 佐大 宮	須賀 戸橋 崎子 山沢 井府 野阜 橋崎 槻方 尾屋 川田 大阪 路山 津中 石宮 良崎 取江 敷山 関松 山知 崎世 保分 崎	市市 市市	横水 柏前 高八 富金 福甲 長岐 豊岡 高枚 八寢 吹東 姫和 大豊 明西 奈尼 鳥松 倉吳 福下 高松 高長 佐大 宮	須賀 戸橋 崎子 山沢 井府 野阜 橋崎 槻方 尾屋 川田 大阪 路山 津中 石宮 良崎 取江 敷市 関松 山知 崎世 保分 崎	市市 市市	市長 市長	上地 高橋 秋山 富石 森山 東樋 加柴 浅中 濱伏 大広 後野 清尾 佐長 泉石 仲稻 深松 伊新 枝前 大野 岡田 朝佐 戸	地橋 山本 岡森 野村 口藤 橋井 根田 見松 瀬藤 田元 花藤 内井 川村 澤浦 東原 広田 西志 崎上 長藤 敷	克浩 賢孝 雅之 新雄 久正 由康 剛桂 慶圭 義秀 正健 繁房 登志 川和 義正 香芳 直晋 秀克 誠富 則樹 一	明靖 保龍 治志 志義 一一 雄直 崇浩 史隆 右輔 二和 泰啓 司樹 穂郎 ん美 彦敬 織明 幹郎 仁也 久男 郎正
---	---	--	---	---	--	--	---	---	---	--

鹿 児 島 市	鹿 児 島 市 長	下 鶴 隆 央
久 留 米 市	久 留 米 市 長	大 久 保 勉
那 覇 市	那 覇 市 長	城 間 幹 子

協定締結権者

豊 田 市 豊 田 市 長 太 田 稔 彦

〔経 緯〕

「中核市災害時相互応援に関する協定」

平成8年10月24日締結

- ・12市（宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市）

平成9年12月22日締結

- ・17市（上記の他、秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市 大分市）

平成10年6月24日締結

- ・21市（上記の他、豊田市、福山市、高知市、宮崎市）

「中核市災害相互応援協定」

平成11年5月19日締結

- ・25市（上記の他、いわき市、長野市、豊橋市、高松市）

平成12年4月28日締結

- ・27市（上記の他、旭川市、松山市）

平成13年7月27日締結

- ・28市（上記の他、横須賀市）

平成14年8月2日締結

- ・30市（上記の他、奈良市、倉敷市）

平成15年9月1日締結

- ・35市（上記の他、川越市、船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市）

平成17年9月1日締結

- ・35市（上記の他、東大阪市、なお、静岡市は政令市に移行のため脱会）

平成18年1月26日締結

- ・37市（上記の他、函館市、下関市）

平成18年11月10日締結

- ・37市（上記の他、青森市、なお、堺市は政令市に移行のため脱会）

平成20年10月20日締結

- ・39市（上記の他、柏市、久留米市、盛岡市、西宮市、
なお、新潟市、浜松市は政令市に移行のため脱会）

平成21年9月1日締結

- ・41市（上記の他、前橋市、大津市、尼崎市、
なお、岡山市は政令市に移行のため脱会）

平成23年5月2日締結

- ・41市（上記の他、高崎市、なお、相模原市は政令市に移行のため脱会）

平成24年4月1日締結

- ・41市（上記の他、豊中市、なお、熊本市は政令市に移行のため脱会）
平成25年4月1日締結
- ・42市（上記の他、那覇市）
平成26年4月1日締結
- ・43市（上記の他、枚方市）
平成27年4月1日締結
- ・45市（上記の他、八王子市、越谷市）
平成28年4月1日締結
- ・47市（上記の他、呉市、佐世保市）
平成29年1月1日締結
- ・48市（上記の他、八戸市）
平成30年4月1日締結
- ・54市（上記の他、福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市）
平成31年4月1日締結
- ・58市（上記の他、山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市）
令和2年4月1日締結
- ・60市（上記の他、水戸市、吹田市）
令和3年4月1日締結
- ・62市（上記の他、松本市、一宮市）

中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

「中核市災害相互応援協定」に係る申し合わせ

平成8年10月14日合意

平成11年6月9日中核市連絡会防災担当者会議総会決議

協定市は本協定の運用にあたり次のことを申し合わせる。

1 協定の性格

本協定は災害により被害を受けていない都市が友愛的精神に基づき援助の手を差し伸べるといふ紳士協定である。従って第3条並びに第7条にも規定されているように努力義務であり、他の協定等を排除するものではない。

従って、

- (1) 災害時、国、府県の要請等は本協定に優先するものである。
- (2) 本協定は地方自治法第96条の議決事項ではない。

2 他の災害への準用

本協定による災害は災害対策基本法による災害を前提としているが、本協定はその他の災害についてもこの協定に準じて対応していく精神を有するものである。

3 協定の条文解釈

- (1) 第1条第1号中、「その供給に必要な資器材」とは例えば給水に必要なポリタンク及びタンク車、食糧等物資輸送に必要な車両、また、炊き出しに必要な調理器具等をいう。
- (2) 第2条中、「速やかに協定市に送付しなければならない。」という表現は本来強制用語であるが、要請をした側は当然速やかに事務処理をすべきであるという意味で事務処理の適正を期するものであるので、紳士協定である本協定に矛盾しない。
- (3) 第3条第1項中、「法令その他特別に定めがある場合」とは災害対策基本法等に基づく府県及び他の市町村の応援要請等をいう。
- (4) 第4条中、「協定市が協議して定める。」とは協定実施細目をいう。
- (5) 第5条中、「あらかじめ相互応援のための連絡担当部局」とは各市防災担当所管課とする。
- (6) 第11条中、「この協定に定めのない事項」とは、新たに中核市に移行した市に対し、本協定への加入を呼びかけること等をいう。
- (7) 実施細目第2条第4項中、「応援職員は災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するもの」とあるが、これは職員が応援に際して当座のものを携帯するということで、その後必要となった、被服、食糧等については同条第2項第4号に基づき応援要請市と応援市との間で協議する。

中核市災害相互応援協定の運用マニュアル

	平成11年	6月	9日	中核市連絡会防災担当者会議総会決議
改正	平成23年	7月	29日	中核市連絡会防災担当者会議総会決議
改正	平成23年	11月	1日	中核市連絡会防災担当者会議総会決議
改正	令和2年	7月	1日	中核市市長会防災担当者会議総会決議
改正	令和4年	5月	27日	中核市市長会防災担当者会議総会決議

1 応援の要請方法

- (1) 協定第2条に掲げる文書は、応援要請書（様式1）とし、電話等により応援を要請する場合においても、可能な限りその内容に準じて行うものとする。
- (2) 応援の要請は、被災市の所属するブロックの幹事に対し行うものとする。
- (3) 被害がブロック全体に及ぶ災害の場合は、幹事が取りまとめのうえで会長に対し、要請を行うものとする。また、取りまとめが不可能なときは各被災市が直接会長に要請を行うことができる。
- (4) 応援要請書は、会長市に送付するものとする。

2 情報伝達

- (1) 幹事は、被災市の被害状況を会長へ報告するものとする。
- (2) 会長は、報告を受けた内容を各協定市に連絡担当部局を通じ伝達するものとする。

3 応援計画

- (1) 応援要請を受けた幹事は、被災市を除くブロック内の協定市と連絡担当部局を通じ、応援活動について協議する。
- (2) 前号により応援活動を決定した応援市は、応援計画を応援計画書（様式2）により、被災市及び幹事に通知する。
- (3) 幹事は、ブロック内応援市の応援計画を会長へ報告する。
- (4) 幹事は、ブロック内での応援活動が困難と判断したときは、会長へ応援を要請することができる。
- (5) 会長は、被災ブロックの幹事から応援の要請を受けたときは、規約第6条第2項応援チームの応援隊長市（応援チーム内で被災しに最も近い協定市となり、応援チームを代表しチーム内の取りまとめを行う）へ要望事項を伝達するものとし、要請を受けた応援隊長市はそのチーム内の協定市と応援活動を協議し、規約第6条第1項ブロック内の被災市以外の協定市と協力しながら応援するものとする。

4 応援の完了

- (1) 応援市は、応援活動が完了し被災市の状況が安定した後、細目第2条に基づき応援業務に要した経費を算定し、応援を要請した協定市に請求するものとする。
- (2) 応援市は、前項に掲げる経費について、会長に報告する。
- (3) 会長は、応援活動が完了したとき又は応援活動が長期にわたる場合は随時、協定市に応援の内容を報告するものとする。

5 自主応援活動

- (1) 協定第3条第2項の規定により自主応援活動を行う場合は、被災市の属するブロックの幹事が連絡調整し、自主応援活動を行うものとする。
- (2) 自主応援活動を行う場合の手続きについては、このマニュアルの規定を準用する。

6 任務の代行

このマニュアルにおいて、会長又は幹事の属する市が被災市となったときは、それぞれ副会長又は副幹事がその任務を遂行するものとする。また、副会長についてはその在任期間の長い市から第1順位とし、同一在任期間の市が複数の場合、被災市に遠い順とする。

7 その他

この運用マニュアルに記載のない事項は、会長市(会長市が被災市となったときは、副会長市)が、各市の被災状況及び意向を考慮し、対応を決定する。

※ 参考 中核市市長会防災担当者会議規約(令和4年5月27日)

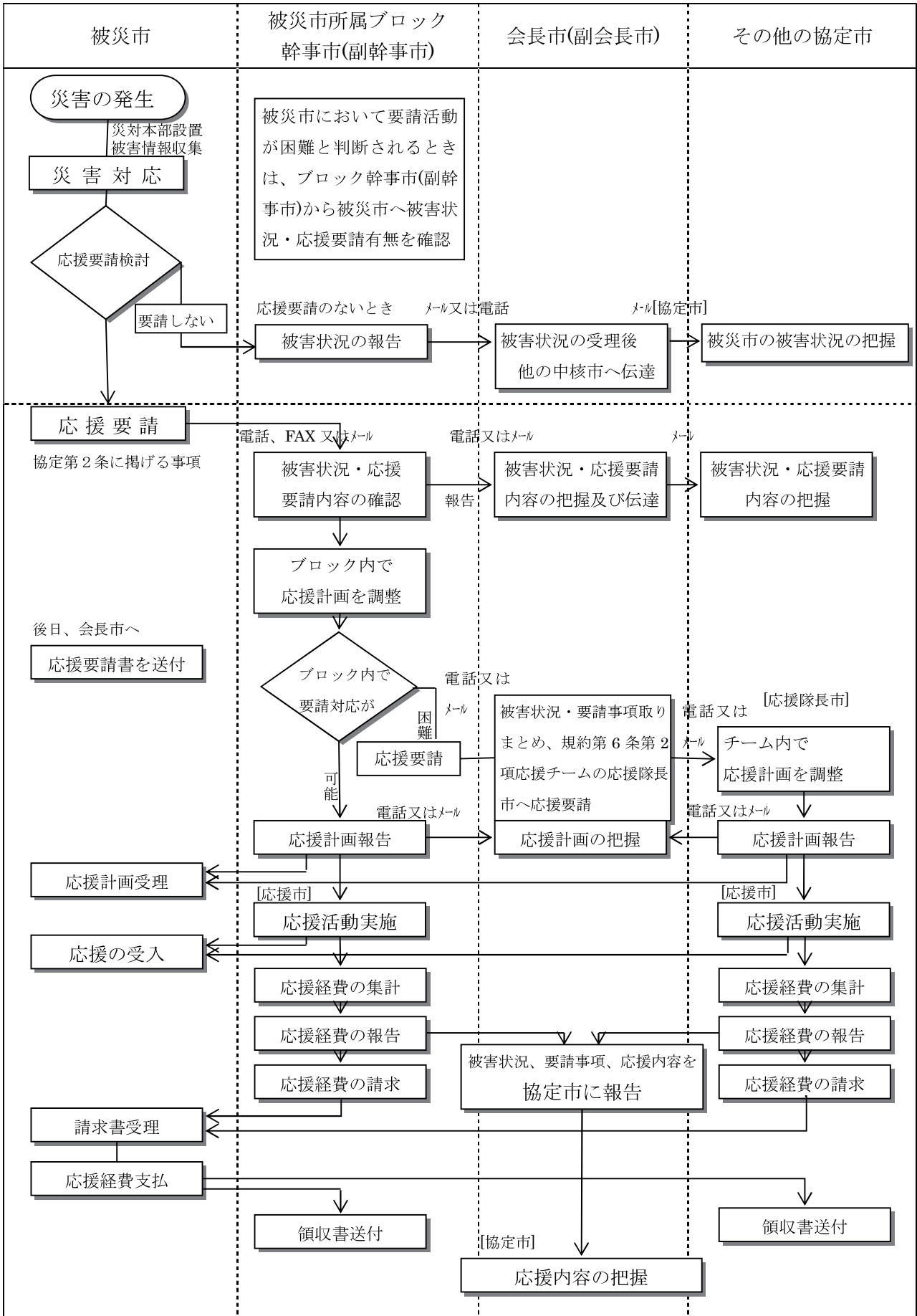
別表1

ブロック名称	地方	構成市
北海道・東北・関東 ブロック (28市)	北海道・東北地方	函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、盛岡市、山形市、八戸市、福島市
	関東地方	宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、藤沢市、越谷市、川口市、水戸市、つくば市、所沢市、春日部市、草加市、市川市、町田市
中部ブロック (14市)	北陸・甲信越地方	富山市、金沢市、長野市、福井市、甲府市、松本市
	東海地方	岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、四日市市、津市、一宮市、春日井市
近畿・中国ブロック (20市)	近畿地方	高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市 和歌山市、大津市、枚方市、西宮市、尼崎市、豊中市、明石市、八尾市、寝屋川市、吹田市
	中国地方	倉敷市、福山市、下関市、呉市、鳥取市、松江市
四国・九州ブロック (11市)	四国地方	高松市、松山市、高知市
	九州地方	長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市、佐世保市、佐賀市

別表2

応援チーム 番号	中核市名
①	函館市・郡山市・宇都宮市・岡崎市・奈良市・松山市・長崎市・枚方市・鳥取市・甲府市
②	いわき市・高崎市・柏市・長野市・大津市・福山市・大分市・八王子市・明石市・寝屋川市・一宮市
③	青森市・横須賀市・岐阜市・豊橋市・尼崎市・倉敷市・那覇市・越谷市・八尾市・山形市・松本市
④	旭川市・前橋市・豊田市・高槻市・姫路市・高知市・鹿児島市・呉市・福島市・福井市
⑤	秋田市・船橋市・金沢市・西宮市・和歌山市・下関市・宮崎市・佐世保市・川口市、吹田市
⑥	盛岡市・川越市・富山市・東大阪市・高松市・久留米市・豊中市・八戸市・松江市、水戸市

災害発生から応援活動の完了まで



令和5年度中核市市長会防災担当者役員名簿

役 職 名		役 員 市	担 当 部 署
会 長 市		福 島 市	危機管理室
副 会 長 市		山 形 市	防災対策課
		水 戸 市	防災・危機管理課
		一 宮 市	危機管理課
		豊 中 市	危機管理課
		松 江 市	防災危機管理課
幹 事 市	北海道・東北・関東	川 口 市	危機管理課
	中部	金 沢 市	危機管理課
	近畿・中国	八 尾 市	危機管理課
	四国・九州	宮 崎 市	危機管理課
副 幹 事 市	北海道・東北・関東	函 館 市	災害対策課
	中部	岐 阜 市	都市防災政策課
	近畿・中国	福 山 市	危機管理防災課
	四国・九州	高 知 市	防災政策課

榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定

姫路市と上越市、館林市、豊田市（以下「ゆかり都市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条2項の規定に基づき、ゆかり都市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第2条 応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車輛、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として要請都市の負担とする。

- 2 要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度ゆかり都市が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 ゆかり都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 ゆかり都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、ゆかり都市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年(1996年)5月29日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書4通を作成し、各市長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年5月29日

姫路市長	堀 川	和 洋
上越市長	宮 越	馨
館林市長	山 本	達 司
豊田市長	加 藤	正 一

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、姫路市、岡山市及び鳥取市（以下「協定市」という。）が、協定市のうちいずれかの市において災害が発生し、当該災害を受けた市（以下「被災市」という。）が単独では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市からの応援要請に基づき、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア派遣の斡旋
- (6) 児童及び生徒の受入れ支援
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する被災市（以下「応援要請市」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、資機材、車両等の種類、品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援（以下「自主出動」という。）を行うことができる。この場合においては、前条に定める応援要請があったものとみなす。

3 自主出動した応援市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡する。

4 自主出動した応援市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災市に提供する。

また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請市の負担とする。

2 応援要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別途定めるものとする。
(連絡担当部局)

第6条 協定市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。
(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月26日

姫路市長 石 見 利 勝

岡山市長 高 谷 茂 男

鳥取市長 竹 内 功

災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、姫路市、岡山市及び鳥取市（以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の派遣に要する経費の負担等)

第2条 協定第5条第1項に定める経費のうち、協定第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請市（協定第3条第1項に規定する応援要請市をいう。以下同じ。）が負担する経費の額は、応援市（協定第4条第1項に規定する応援市をいう。以下同じ。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が、賠償の責に任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第3条 応援市は、協定第5条第2項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、舟艇及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援市の市長名による請求書に關係書類を添付の上、担当部局を経由して応援要請市の市長に請求する。
 - 3 前2項の規定により難いときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第4条 協定第6条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名並びに電話番号その他必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第5条 協定第7条の規定により、協定市は、資料の交換に伴い必要に応じ連絡担当部局及び防災関係者等による意見交換等を開催するものとする。

(その他)

第6条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書3通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月26日

姫路市長 石 見 利 勝

岡山市長 高 谷 茂 男

鳥取市長 竹 内 功

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、姫路市と鳥取市（以下「締結市」という。）とが、姉妹都市としての友好・連帯の精神に基づき、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第6条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第7条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

(補 則)

第9条 この協定は、平成8年(1996年)11月1日から適用する。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年(1996年)11月1日

姫路市長

堀 川 和 洋

鳥取市長

西 尾 迢 富

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、姫路市と松本市（以下「締結市」という。）とが、姉妹都市としての友好・連帯の精神に基づき、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第6条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第7条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

(適用日)

第9条 この協定は、平成8年(1996年)11月1日から適用する。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年(1996年)11月1日

姫路市長 堀 川 和 洋

松本市長 有 賀 正

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、高砂市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接都市としての共助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

- 2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

高砂市長	大 内	秀 夫
姫路市長	堀 川	和 洋

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、加古川市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接都市としての共助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった

場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

加古川市長	木 下	正 一
姫路市長	堀 川	和 洋

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、両市が協議して定める。

災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、加西市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接都市としての共助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場

合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

加西市長	藤 岡	重 弘
姫路市長	堀 川	和 洋

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項に定める経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた市（以下「被応援市」という。）が負担する経費の額は、応援をした市（以下「応援市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援市が、被応援市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) (1)、(2)及び(3)のほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市は、第5条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被応援市に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第2条第7号の住宅の提供に係るもの	借上料
第2条第8号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市の市長名による請求書により、被応援市の市長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、両市が協議して定める。

資料 2-1-12

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市 岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町

	愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市
--	--

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月10日から施行する。

この協定は、令和元年5月23日から施行する。

この協定は、令和元年10月25日から施行する。

この協定は、令和2年3月13日から施行する。

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(地域ブロック幹事等の設置)

第2条 協定第4条第1項に規定する地域ブロック幹事等を以下のとおり設置する。

- (1) 地域ブロック幹事は、1会員選出するものとする。
- (2) 地域ブロック副幹事は、前号の地域ブロック幹事の在する府県以外の会員から各府県それぞれ1会員選出するものとする。
- (3) 前2号の地域ブロック幹事等は、別表1のとおりとする。

2 地域ブロック幹事を行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 協定第4条第3項に規定する地域ブロック内の総合調整。
- (2) 協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事との協議。

3 地域ブロック副幹事は、被災等により前項の業務を処理できない場合に、これを代行する。

4 地域ブロック幹事等が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

5 地域ブロック会員が、ともに被災等により同条第2項の業務を処理できない場合は、協定運営協議会で速やかに協議のうえ、地域ブロック幹事等に代わって業務を行う会員を決定する。

(応援とりまとめ幹事)

第3条 被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）の連絡及び調整は、協定第5条第2項に規定する応援とりまとめ幹事が行うものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災会員は、応援とりまとめ幹事に対し、協定第5条に掲げる事項を明らかにした別紙1応援要請書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該応援実施後速やかに文書を提出するものとする。

(応援実施の手続き)

第5条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ幹事は、他の海ネット共助会員に当該要請を通知する。

2 応援会員は、応援を行う事項について応援計画を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。

3 応援会員は、次の事項について別紙2応援通知書により応援とりまとめ幹事を經由し被災会員に連絡した上、応援を実施する。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により連絡することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数及び期間等
- (3) 被災傷者等の受入れをするときは、受入可能な医療機関及び人数等
- (4) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
- (5) 前4号に定めるもののほか必要な事項

(応援物資の受領通知)

第6条 被災会員は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、応援会員に対し別紙3応援物資等受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第7条 応援会員は、応援が終了したときは、応援とりまとめ幹事を經由した上、被災会員に対し別紙4 応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 海ネット共助会員は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名及び連絡先等必要な事項を他の海ネット共助会員に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第7条の規定による、職員の派遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災会員が負担する経費の額は、応援会員が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、原則として応援会員の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災会員が、被災会員への往復の途中において生じたときは応援会員が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災会員と応援会員の協議により定める。

(協定運営協議会の設置)

第10条 協定第8条に規定する協定運営協議会は、別表2のとおりとする。

(附則)

本申し合わせ書は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

申し合わせ書第2条に規定する地域ブロック幹事等は、次のとおりとする。

地域ブロック	地域ブロック幹事	地域ブロック副幹事
近畿・中国ブロック	和歌山県和歌山市	大阪府堺市、兵庫県明石市、岡山県玉野市、広島県海田町、山口県防府市
四国・九州ブロック	香川県宇多津町	徳島県松茂町、愛媛県松前町、大分県佐伯市

別表2

申し合わせ書第10条に規定する協定運営協議会の構成は、次のとおりとする。

協定運営協議会構成会員
大阪府 堺市
兵庫県 明石市
和歌山県 和歌山市
岡山県 玉野市
広島県 海田市
山口県 防府市 ※副幹事
徳島県 松茂市
香川県 宇多津町
愛媛県 松前町
大分県 佐伯市 ※幹事

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行う

ものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊応援)

第10条 航空消防隊の応援を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

兵庫県広域消防相互応援覚書

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 県下広域応援（第6条―第19条）
- 第3章 県下特別広域応援（第20条―第34条）
- 第4章 活動の終了（第35条―第36条）
- 第5章 雑則（第37条）
- 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 県下広域応援
大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。
- (2) 県下特別広域応援
大規模地震災害が発生し、複数の地域が被災した場合において各消防本部の消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。
- (3) 県下広域応援部隊
応援消防本部が県下広域応援又は県下特別広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。
- (4) 代表消防本部
兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。
- (5) 代表代行消防本部
代表消防本部に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。
- (6) 地域別代表消防本部
協定第2条各号に定める地域を代表する消防本部をいう。
- (7) 地域別代表代行消防本部
地域別代表消防本部に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

（代表消防本部等）

第3条 代表消防本部、代表代行消防本部、地域別代表消防本部及び地域別代表代行消防本部は、別表1に定めるとおりとする。

（平常時の任務）

第4条 平常時においては、代表消防本部は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及び地域別代表消防本部と、地域別代表消防本部は代表消防本部及び地域内消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

（情報連絡先等の交換）

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援等を実施するため、あらかじめ別表2及び別表3に定める情報連絡先等を交換しておくものとする。なお、情報連絡先等に変更が

生じた場合は、速やかに地域別代表消防本部を通じて各消防本部に連絡するものとする。

第2章 県下広域応援

(早期要請)

第6条 各消防本部は、災害が発生した時は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、地域別代表消防本部又は代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請すること。

(応援要請の通知)

第7条 協定第5条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第1号(消防応援要請書)を送付するものとする。

2 「フェニックス防災システム」(兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。)による応援要請があった場合は、前項の口頭要請があったものとみなす。

(応援要請の方法等)

第8条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

被災地を管轄する消防本部(以下「被災地消防本部」という。)から自消防本部が属する地域別代表消防本部を通じて地域内の他の消防本部に対して行うものとし、要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の消防本部に対して応援要請を行うとともに、地域内応援要請があった旨を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援

被災地消防本部が属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとし、代表消防本部は、他の地域別代表消防本部を通じて各消防本部に応援要請を行うとともに、兵庫県に対して連絡するものとする。

2 県下広域応援以前に隣接市町等との間における相互応援協定に基づき応援活動を行っていた場合又は、地域内応援により応援活動を行っていた後に県内応援が要請された場合は、それ以前の要請は切り替えられたものとみなす。

(派遣の決定)

第9条 応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号(消防応援派遣決定通知書)により、地域内応援にあつては地域別代表消防本部へ、県内応援にあつては代表消防本部(地域別代表消防本部経由)を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。

3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

(受援側地域別代表消防本部の任務)

第10条 受援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

(1) 受援消防本部との応援要請の連絡、調整に関すること。

(2) 代表消防本部との連絡及び情報交換に関すること。

(3) 地域内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び受援消防本部の指揮支援に関すること。

(4) 県内応援時において、代表消防本部が行う受援消防本部の指揮支援の補佐に関すること。

(5) その他必要な事項

2 前項において、地域別代表消防本部が受援消防本部となり、受援側地域別代表消防本部としての任

務の遂行が困難な場合は、受援側地域別代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

（応援側地域別代表消防本部の任務）

第11条 応援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 受援側地域別代表消防本部との応援要請の連絡、調整に関する事。
- (2) 地域内消防本部との派遣部隊の調整に関する事。
- (3) 応援要請及び情報伝達の中継に関する事。
- (4) 地域内応援部隊の活動の管理に関する事。
- (5) その他必要な事項

（代表消防本部の任務）

第12条 代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援側地域別代表消防本部及び受援側地域別代表消防本部との派遣部隊の調整に関する事。
- (2) 応援要請及び情報伝達の中継に関する事。
- (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関する事。
- (4) 県内応援時における応援部隊の活動の管理及び受援側地域別代表消防本部と連携しての受援消防本部の指揮支援に関する事。
- (5) その他必要な事項

2 前項において、代表消防本部が受援消防本部となり、代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

（応援隊調整本部の設置）

第13条 受援消防本部は、県下広域応援を要請した場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるように、応援隊調整本部を設置するものとする。

2 応援隊調整本部の構成員は、原則として受援消防本部消防長の委任を受けた者、受援側地域別代表消防本部の派遣職員、代表消防本部の派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、受援消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の部隊配備に関する事。
- (2) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 各種情報の集約・整理に関する事。
- (4) 県下広域応援部隊の後方支援に関する事。
- (5) その他必要な事項

（後方支援本部の設置）

第14条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、出動部隊の活動を支援するため、地域別代表消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、当該地域内又は県内各消防本部との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

（県下広域応援部隊の指揮）

第15条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

2 地域内応援時においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

3 県内応援時においては、代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

この場合においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は、代表消防本部の指揮者を補佐することとする。

(部隊の単位)

第16条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合は地域別ごと「(阪神・神戸・東播・西播・但馬)中隊」又は消火、救助、救急等の任務ごと「(消火・救助・救急等)部隊」に編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。また、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

2 中隊長は、地域別ごとに編成する場合は各地域別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防局から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ選出するものとする。

(通信連絡体制)

第17条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 応援隊調整本部と各中隊長相互間及び各中隊長と県下広域応援部隊相互間の通信は、デジタル260MHz「主運用波3」を使用する。
- (2) 各消防本部間における小隊相互間の通信は、アナログ400MHz「県内共通波」を使用する。
- (3) 同一消防本部間における小隊相互間の通信は、それぞれのアナログ400MHz「活動波」を使用する。

(部隊の交代)

第18条 部隊の交代は、原則として、地域を単位として行うこととする。

(活動報告等)

第19条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

第3章 県下特別広域応援

(適用基準)

第20条 県下特別広域応援は、次の各号に定める地震が発生した場合に適用する。

- (1) 地震が発生し、消防庁長官により「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用がなされた場合。
- (2) 地震の発生により、兵庫県内の複数の地域において、震度6強以上が観測された場合。ただし、震度6強未満でも、複数の地域より、同時に県下広域応援の要請があった場合も適用とみなす。

(被害状況の把握)

第21条 各消防本部は、前条に示す適用基準に該当すると判断した場合、兵庫県フェニックス防災システムの被害予測を有効に活用すると共に、直ちに管轄区域の被災状況の把握に努めるものとする。

(早期要請等)

第22条 各消防本部は、管内の被災状況とともに、次の各号に定める事項を、地域別代表消防本部を通じて、概ね30分を目途に代表消防本部へ要請等することとし、以降状況に変化があればその都度要請等すること。

- (1) 消防応援の求めの必要性
- (2) 応援出動の可否

(3) 協定第5条第3項に規定する事項

(応援要請等の通知)

第23条 協定第5条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第3号の1「消防応援連絡書兼要請書(消防本部用)」を地域別代表消防本部へ送付するものとする。

2 地域別代表消防本部は、地域内の消防本部から送付された様式第3号の1「消防応援連絡書兼要請書(消防本部用)」を集約し、様式第3号の2「消防応援連絡書兼要請書(地域別代表消防本部用)」を代表消防本部へ送付するものとする。

(応援要請の方法等)

第24条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

被災地消防本部が属する地域別代表消防本部を通じて地域内の他の消防本部に対して行うものとする。要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の被害状況を考慮し、応援可能な消防本部に対して様式第3号の1「消防応援連絡書兼要請書(消防本部用)」により、受援側消防本部名を付して応援要請を行うとともに、地域内の応援状況等を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援

被災地消防本部が属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとする。代表消防本部は、県内の被害状況を考慮し、県内応援が可能な消防本部に対して様式第3号の2「消防応援連絡書兼要請書(地域別代表消防本部用)」により、地域別代表消防本部を通じて、受援側消防本部名を付して応援要請を行うとともに、県内の応援状況等を県に連絡するものとする。

(派遣の決定)

第25条 応援要請の決定については、次のとおりとし、応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号(消防応援派遣決定通知書)により、地域内応援にあつては地域別代表消防本部へ、県内応援にあつては代表消防本部(地域別代表消防本部経由)を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。

3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

(応援体制)

第26条 県下特別広域応援は、協定第4条の地域内応援を原則とする。

2 被災地消防本部の消防力と地域内応援の消防力が、発生している災害に対して優勢である場合又は優勢に転じた場合、若しくは地域内に被災地がない場合は、協定第4条の県内応援を行うものとする。

(地域別代表消防本部の任務)

第27条 地域別代表消防本部の任務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 県内応援要請の連絡調整に関すること。
- (2) 地域内応援を行う消防本部の応援先の指定に関すること。
- (3) 県内応援を行う消防本部の指定に関すること。
- (4) 県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (5) 地域内応援部隊の管理に関すること。
- (6) その他必要な事項

(代表消防本部の任務)

第28条 代表消防本部の任務は、第12条によるものの他、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第29条に定める応援隊調整本部の設置
- (2) 県内応援を行う消防本部の応援先の指定

(応援隊調整本部の設置)

第29条 代表消防本部は、県下特別広域応援を行う場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、また包括的に受援消防本部の指揮支援活動を行うため、応援隊調整本部を設置するものとする。

- 2 応援隊調整本部の構成員は、原則として代表消防本部消防長の委任を受けた者、地域別代表消防本部消防長の委任を受けた派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、代表消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。

この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び地域別代表消防本部等と連携し、次の任務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の市町等への部隊配備及び部隊移動に関すること。
 - (2) 地域別代表消防本部との連絡調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。
 - (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 各種情報の集約・整理に関すること。
 - (6) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
 - (7) その他必要な事項
- 3 設置場所にあつては、代表消防本部内又は兵庫県庁内とする。

(部隊編成)

第30条 県内応援は地域別ごとに中隊を編成し、それぞれに中隊長をおくものとする。また単一の消防本部から2隊以上部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

- 2 中隊長は、地域別代表消防本部から選出するものとする。ただし、地域別代表消防本部が応援出動できない場合は、地域別代表消防本部は応援出動する消防本部から中隊長を指名するものとする。

(県下広域応援部隊の指揮)

第31条 県下特別広域応援時における県下広域応援部隊は、受援市町等の指揮者の指揮の下に活動する。また応援隊の地域別中隊長は、指揮者の指揮の下で、県下広域応援部隊の管理を行う。

- 2 応援隊の地域別中隊長は、被災地の災害現場ごとに、中隊編成を分散し活動する場合、災害現場ごとに応援部隊指揮者を指名する。また、中隊編成を市町ごとに分散し活動しなければならない場合は、応援部隊指揮者が前項に定める部隊の管理を行うものとする。

(通信連絡体制)

第32条 県下広域応援部隊に係る通信体制は、第17条によるものとする。

(部隊の交代)

第33条 部隊の交代は、第18条によるものとする。

(活動報告等)

第34条 各中隊長及び各応援部隊指揮者は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、受援消防本部の長並びに応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

第4章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第35条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、受援消防本部の消防長の指示によるものとする。

2 第15条第2項又は第3項及び第31条第2項に定める県下広域応援部隊の指揮者は、受援消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

- (1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第36条 部隊が帰署（所）したとき、当該部隊の属する消防本部は、様式第4号（応援活動即時報告書）により、速やかに受援消防本部、代表消防本部及び兵庫県に連絡するものとする。

第5章 雑則

（協議）

第37条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成31年3月26日から施行する。
- 2 兵庫県広域消防相互応援覚書(平成29年1月13日)は、廃止する。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書24通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。

平成31年3月26日

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

平成27年3月31日 消防広第74号
改正 平成28年3月30日 消防広第80号
改正 平成29年3月28日 消防広第93号
改正 令和2年8月1日 消防広第190号
改正 令和3年3月22日 消防広第89号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動及び増隊要請
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 応援に要した経費の負担区分
- 第11章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。

- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既には、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

- 第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1-1）。
- (1) 災害の概況
 - (2) 出動を希望する区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長の連絡)

- 第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1-2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
 - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式 1-2）。
 - 4 前条第 5 項の規定は、前 3 項の連絡に準用する。

第 3 章 出動の求め又は指示等

(出動可能隊数の報告及び出動準備)

- 第 5 条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2-1）。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式 2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2-2）。
 - 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表 A-1 及び別表 A-2 に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2-1）。
 - 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道

府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2条及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知(消防本部にあつては、都道府県を経由して行う。)するものとする(別記様式3-3)。

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。

(2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。

(3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

(1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。

(2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。

(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム(以下「ヘリサット」という。)又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。

(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。

(4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

(1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

(2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務

するものとする。

- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
 - (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。

8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。

9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、

後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事(以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。)及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする(別記様式6-1)。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする(別記様式6-2)。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする(別記様式6-3)。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-4)。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする(別記様式6-5)。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考

慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6-6）。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1-1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1-2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出勤した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 活動概要（場所、時間、隊数等）

- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の下承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の下承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の下承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の下承を得て引揚げるものとする。

(長官による受援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

(帰署（所）報告)

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、受援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 受援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第29条 受援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式5）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第30条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱（政令市等は5強）以上の地震が発生した

場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合
(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第31条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表A-1及び別表A-2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第34条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表A-1及び別表A-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3-1又は3-4）を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第32条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

(迅速出動の中止)

第33条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第34条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第35条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するも

のとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第36条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第37条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第38条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) N B C災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7) 情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。

- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（都道府県知事の事務の委任等）

第 41 条 地方自治法第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第 10 章 応援に要した経費の負担

（長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担）

第 42 条 法第 44 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費

(2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

（長官の指示により出動した場合における応援経費の負担）

第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費

(2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表A-1 (震度6弱 (政令市等については震度5強) 以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備 (第5条関係) 及び迅速出動 (第31条関係) の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊			都道府県大隊及び統合機動部隊			航空小隊		
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
						統合機動部隊	都道府県大隊		
	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県	基本計画別表第3により対応する都道府県	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊			
I	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	
II	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	
III-ア	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2)	迅速出動 (出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2)	迅速出動 (出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2)	迅速出動 (出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2)	迅速出動 (出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2)	迅速出動 (出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2)	迅速出動 (出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2)	
III-イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	
	噴火警報 (居住 区域) が発表さ れた都道府県に 対する措置	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	
IV		出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等)については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する 都道府県	基本計画別表第3により対応する 都道府県	都道府県大隊	都道府県大隊	別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
I 最大震度7の地震の震央管轄 都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
II 最大震度6強(東京都特別区 は6弱)の地震の震央管轄都 道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都道府 県※1に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2
III-イ 大津波警報が突 発された都道府 県に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉県消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊			救助・救急・輸送航空小隊等						
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡市
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	東京	長野県	静岡県	静岡市	名古屋市
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉県	東京	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

兵庫県緊急消防援助隊受援計画

令和 2 年 5 月 変 更

兵 庫 県

目 次

第1章	総 則	116
第2章	応援等の要請	116
第3章	消防応援活動調整本部	119
第4章	部隊配置及び指揮体制	120
第5章	応援部隊の進出拠点及び到達ルート	121
第6章	部隊移動	121
第7章	情報連絡体制、指示及び情報提供	122
第8章	通信運用体制	123
第9章	宿営場所	123
第10章	補給体制	124
第11章	応援等の引揚げの決定	124
第12章	受援体制の事前整備等	124

別図1	緊急消防援助隊応援要請系統図
別図2-1	緊急消防援助隊指揮体制図（被災地が一つの場合）
別図2-2	緊急消防援助隊指揮体制図（被災地が複数の場合）
要請要綱別記様式1-1	緊急消防援助隊の応援等要請（県知事→消防庁長官）
要請要綱別記様式1-2	応援等要請のための連絡事項（市町長→県知事）
要請要綱別記様式4-1	緊急消防援助隊の引揚げ決定通知
要請要綱別記様式6-1	部隊移動に関する意見（照会）
要請要綱別記様式6-2	部隊移動に関する意見（回答）
要請要綱別記様式6-4	緊急消防援助隊の部隊移動通知（消防庁長官→行動市町長等）
要請要綱別記様式6-5	緊急消防援助隊の部隊移動通知（消防庁長官→県知事（市町長））
要請要綱別記様式6-6	緊急消防援助隊の部隊移動の指示
要請要綱別記様式6-7	緊急消防援助隊の部隊移動通知（県知事→被災地市町長等）
要請要綱別記様式6-8	緊急消防援助隊の部隊移動通知（県知事→消防庁長官）

別表 1	用語の定義
別表 2	地域別消防本部及び管轄市町一覧
別表 3 - 1	災害対策本部連絡先
別表 3 - 2	消防本部連絡先
別表 4	関係機関及び連絡窓口
別表 5	地上部隊進出拠点一覧
別表 6	県内消防機関の署活動用無線機使用周波数等一覧
別表 7	宿営可能場所
別表 8	燃料補給可能事業所（地上部隊）
別表 9	補給物資調達可能事業所
別表 10	広域防災拠点備蓄物資のブロック拠点別配置数量
別表 11	スピンドルドライバー（消火栓金具）口径・形状

兵庫県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総 則

(目的)

第1 この計画は、兵庫県内で地震水火災等の大規模災害又は特殊災害が発生し、兵庫県内の消防部隊だけでは対応が困難となり、もしくは困難であることが予測される場合に、緊急消防援助隊の応援を受けるに際して、同隊の効果的な活動及び運用ができる体制の確保を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年消防広第35号。以下「要請要綱」という。）第39条に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この計画において、用語の定義は、次に定めるところによる。

1 代表消防機関

神戸市消防局がこの任にあたるものとする。

ただし、神戸市消防局が被災地消防本部となった場合は、必要に応じて姫路市消防局、西宮市消防局又は明石市消防局が代表消防機関代行として代表消防機関の任務を代行するものとする。（以下「代表消防機関代行」という。）

なお、代行の担当順位は原則として次のとおりとする。

- ① 姫路市消防局
- ② 西宮市消防局
- ③ 明石市消防局

2 前項までに定めるもののほか、用語については別表1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(市町長による兵庫県知事への応援等の要請のための連絡（別図1参照）)

第3 被災地市町長等は、大規模災害又は特殊災害が発生し、大規模な消防の応援等が必要であると判断したときは、要請要綱第4条第1項の規定に従い、兵庫県知事に応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、地域衛星通信ネットワーク、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡し、下記(1)に掲げる事項が明らかになり次第電話連絡する。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、「応援等要請のための連絡事項（要請要綱別記様式1-2）」により、速やかに兵庫県知事にファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）で送信するものとする。

(1) 明らかになり次第電話連絡する情報

- (ア) 災害の概況
- (イ) 出動を希望する区域及び活動内容
- (ウ) その他参考となるべき事項

- (2) 書面により連絡する情報
 - (ア) 災害発生日時
 - (イ) 災害発生場所
 - (ウ) 出動を希望する区域及び活動内容
 - (エ) 災害の状況（推定・予測）
 - (オ) 応援等連絡日時及び連絡責任者
 - (カ) 必要な応援隊種別
 - (キ) その他の参考事項・添付書類
 - （気温、積雪などの気象情報、それによるチェーン装着、防寒着等の装備の必要性）
- (3) 追加的に連絡を要する情報
 - (ア) 応援隊の隊数・資機材
 - (イ) 応援の内容
 - (ウ) 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート
 - (エ) 現地指揮本部の連絡先
 - (オ) その他の参考事項

2 被災地市町長等は前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を総務省消防庁長官（以下、「総務省消防庁」は「消防庁」、「総務省消防庁長官」は「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地市町長等は、兵庫県知事に第1項の連絡ができない場合、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、第1項第1号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式1-2により、速やかに長官にファクシミリにより行うものとする。

4 被災地市町長等は被災地及びその周辺地域に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、前3項の連絡に併せて報告するよう努めるものとする。

（県知事による長官への応援等の要請（別図1参照））

第4 被災地市町長等からの要請による応援等の要請

兵庫県知事は、被災地市町長等から緊急消防援助隊の応援等の要請を受けた場合は、県内の被災状況を勘案の上、長官に対し応援等の要請を行うものとする。

併せて兵庫県知事は、代表消防機関の長に緊急消防援助隊の応援要請を長官に行った旨を連絡し、必要な情報を伝達するものとする。

2 兵庫県知事の判断による応援等の要請

- (1) 兵庫県知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断し、被災地市町長等の要請を待ついとまがないと認めるときは、代表消防機関の長と協議し、長官に対して応援等の要請を行うものとする。この場合において、兵庫県知事は、当該被災地市町長等に対し、速やかに応援等の要請を行った旨を連絡するものとする。

- (2) 兵庫県知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、前号と同様に長官に緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前2項の要請は電話により直ちに行うものとし、下記に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式1-1、第1項の場合は要請要綱別記様式1-2及び必要書類等添付)。
- ア 災害の概況
 - イ 出動を希望する区域及び活動内容
 - ウ その他参考となるべき事項
- 4 第3第4項の規定は、第4第1項及び第2項の要請に準用する。
- 5 長官から応援を決定した旨の通知を受けた場合は、兵庫県知事は被災地市町長等及び代表消防機関の長に速やかにその旨を連絡するものとする。

(受援体制の確立)

- 第5 緊急消防援助隊の応援を受けることが決定した場合、兵庫県は、直ちに次章に定める消防応援活動調整本部を設置し、受援体制を整えるものとする。
- 2 神戸市消防局が被災地消防本部となり、代表消防機関の任に耐えられない場合には、速やかに姫路市消防長、西宮市消防長又は明石市消防長に代行を依頼するものとする。
- ただし、兵庫県知事はその時間的猶予がないと判断した場合は、消防組織法(以下「法」という。)第43条により、姫路市消防長、西宮市消防長又は明石市消防長に代表消防機関の代行を指示することができるものとする。
- 3 災害により同一地域内の地域別代表消防本部、地域別代表代行消防本部全てが被災地消防本部となり、本計画に定める任を果たせないと、上記の当該本部の消防長又は代表消防機関の長が判断した場合は、すみやかに近隣の地域別代表消防本部又は代行消防本部の長にその代行を依頼するものとする。

(応援等の要請及び連絡時の主な連絡先)

- 第6 兵庫県災害対策本部、県下各市町災害対策本部及び県下各消防本部の連絡先は、別表3-1及び3-2のとおりとする。
- 2 関係機関及び連絡窓口は、別表4のとおりとする。
- 3 連絡方法については、被災、回線の集中等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークの衛星電話及び衛星FAXを使用して関係機関との通信を確保するものとする。

(兵庫県広域消防相互応援協定による応援要請)

- 第7 被災地市町長等は、大規模災害又は特殊災害が発生し、大規模な消防の応援等が必要であると判断したときは、兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

第3章 消防応援活動調整本部

(消防応援活動調整本部)

第8 消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)の運営は次のとおりとする。

(1) 兵庫県知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づく、調整本部を、下記(2)(3)に掲げる者で構成し、原則として兵庫県災害対策センターに設置するものとする。

また、被災地が1市町であっても、兵庫県知事が必要と認める場合には、同様の組織を設置するものとする。

(2) 本部長は兵庫県知事とし、副本部長は兵庫県防災監及び兵庫県に出動した指揮支援部隊長(大阪市消防局職員又は京都市消防局職員)とする。

(3) 調整本部本部員については、次のとおりとする。

- ア 兵庫県職員(防災監、消防課長、消防課職員及び県消防防災航空隊職員)
- イ 代表消防機関派遣職員(神戸市消防局職員)
- ウ 被災地派遣職員(当該市町を管轄する消防本部の職員)
- エ その他調整本部長が必要と認める者

調整本部設置場所	連絡先
神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県災害対策センター	NTT 電話
	078-362-9900 078-362-9898
	消防防災無線
	28-80
	NTT ファックス
	078-362-9911
	衛星無線電話
028-151-5360 (5345、5346、5361)	
衛星無線ファックス	
028-151-6380	

被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応するものとする。

2 調整本部は、兵庫県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、兵庫県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、県下広域応援部隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡に関すること。
- (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 兵庫県災害対策本部に設置される航空運用調整チームとの連絡調整に関すること。
- (7) 兵庫県災害対策本部に設置される災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものと

する。

- 4 調整本部は、「兵庫県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 5 兵庫県知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を速やかに長官に報告するものとする。
- 6 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段的確保等を行うものとする。
- 7 調整本部県職員は、緊急消防援助隊出動の決定がされた場合、速やかに調整本部を設置し、関係災害対策本部との情報連絡に努めるとともに、調整本部設置の旨を関係市町及び消防本部に周知するものとする。
- 8 兵庫県知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、その旨を長官に連絡するものとする。

第4章 部隊配置及び指揮体制

(部隊の配置)

- 第9 被災地市町が複数にわたる場合、進出拠点から被災地市町への部隊配置については、調整本部が決定するとともに、適宜必要な指示を行うものとする。
- 2 被災地市町内での部隊配置については、被害状況と被災地消防本部の意見を考慮したうえで、指揮支援本部長が決定するものとする。

(緊急消防援助隊の指揮体系)

- 第10 緊急消防援助隊の編成及び隊の長は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成31年消防広第35号。以下「運用要綱」という。）によるものとし、指揮体制は別図2-1及び2-2のとおりである。
- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の副本部長として、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、兵庫県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

(県下広域応援部隊の指揮体系)

第 11 県下広域応援部隊の各部隊の指揮系統は兵庫県広域消防相互応援協定に基づくこととする。

第 5 章 応援部隊の進出拠点及び到達ルート

(地上部隊の進出拠点)

第 12 緊急消防援助隊地上部隊の進出拠点候補地は別表 5 のとおりとする。

- 2 進出拠点は調整本部と協議のうえ消防庁が決定し、進出拠点候補地を管轄する消防本部、進出拠点候補地に近い消防本部又は兵庫県職員が、進出拠点候補地の現地整理を行うとともに、調整本部の指示事項を伝達するものとする。
- 3 進出拠点は原則として兵庫県広域防災センターとする。なお、災害の状況に応じ、被災地域周辺で大きな被害を受けていない地域から選択するものとする。

また、被災地が複数に及ぶ場合は、配置地域は消防庁が調整本部と調整のうえ決定し、進出拠点から部隊を被災地へ向かわせるものとする。

- 4 緊急交通路の確保及び決定は災害対策基本法第 76 条に基づき兵庫県警察本部が行うものであるが、兵庫県災害対策本部は、緊急交通路に関する情報を踏まえ、緊急消防援助隊が通行可能な経路を調整本部に連絡し、調整本部は消防庁に連絡するものとする。

第 6 章 部隊移動

(兵庫県知事の指示による部隊移動 (県内移動))

第 13 兵庫県知事が、緊急消防援助隊が行動している被災地以外の県内被災地への消防応援等に関して、部隊移動の指示ができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 地理的要因により新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町が被災する等市町境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 部隊移動は、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。
- 3 兵庫県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。
- (1) 兵庫県知事は部隊の移動先に関する被害の状況及び規模並びに部隊移動による応援実施の必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を求めるものとする。
 - (2) 調整本部は、緊急消防援助隊が行動している被災地市町長等の意見を把握するとともに、県内全体の被害状況や県下広域応援部隊及び緊急消防援助隊の活動状況等を総合的に勘案して、兵庫県知事に部隊移動の可否に関する意見を回答するものとする。
 - (3) 兵庫県知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して部隊移動の指示を行うものとする。(要請要綱別記様式 6-6)

- (4) 兵庫県知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して、速やかにその旨を通知するものとする。(要請要綱別記様式 6-7)
- (5) 兵庫県知事は部隊移動の指示をした場合は、速やかにその旨長官に通知するものとする。(要請要綱別記様式 6-8)
- (6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、兵庫県災害対策本部に対し、移動先、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動 (県外移動))

第 14 長官の求め又は指示による部隊移動について、兵庫県知事が意見を求められた場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県知事は緊急消防援助隊が行動している被災地市町長等に、部隊移動に関する意見を求めるものとする。(要請要綱別記様式 6-1)
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊が行動している被災地市町長等は、長官に対する部隊移動に関する意見を兵庫県知事に報告するものとする。(要請要綱別記様式 6-2)
- (3) 兵庫県知事は、県内全体の被害状況や県下広域応援部隊及び緊急消防援助隊の活動状況等を総合的に勘案して、調整本部と調整したうえで、緊急消防援助隊が行動している県内の被災地市町長等の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする。(要請要綱別記様式 6-2)
- (4) 兵庫県知事は、長官の求め又は指示による部隊移動に関して、長官から通知(要請要綱別記様式 6-3)を受けた場合は、緊急消防援助隊が行動している被災地市町長等にその旨を通知するものとする。(要請要綱別記様式 6-4)
- (5) 兵庫県知事は、長官の求め又は指示による県外からの部隊移動に関して、長官から通知を受けた場合は、部隊移動先の被災地市町長等にその旨を通知するものとする。
(要請要綱別記様式 6-5)

第 7 章 情報連絡体制、指示及び情報提供

(指揮支援隊等への連絡・指示)

第 15 被災地消防本部は、被災地に到着した都道府県大隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対し、次に掲げる事項について連絡し、併せて被災地市町における活動方針について指示を行うものとする。ただし、必要な場合は被災地消防本部の委任を受け、代表消防機関又は地域別代表消防本部派遣職員がこれを代行するものとする。

- (1) 現地指揮本部の設置場所、連絡方法、役割分担に係る事項
- (2) 現在の被害状況
- (3) 関係機関の対応状況
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況

- (7) 燃料補給場所
- (8) その他応援活動に関する必要な事項

(来援途上の緊急消防援助隊との相互連絡)

第 16 来援途上の緊急消防援助隊と調整本部との連絡は、原則として消防庁を通じて行い、進出拠点到着後は、直接連絡を取るものとする。

第 8 章 通信運用体制

(通信運用体制)

第 17 被災地における無線運用及び緊急消防援助隊の無線は、運用要綱第 32 条に定めるところにより運用するものとする。

- (1) 指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県大隊本部相互間は統制波 1 を使用するものとする。
- (2) 被災地市町が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、統制波 2 及び統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するものとする。
- (3) 主運用波は、兵庫県広域消防相互応援覚書第 13 条又は第 29 条に基づく応援隊調整本部と県下広域応援部隊及び被災地消防本部の相互連絡に使用するものとする。
- (4) 他都道府県主運用波【管制局 都道府県大隊長の属する現地指揮所】は、各都道府県大隊の内部での部隊間の相互連絡に使用するものとする。
- (5) 署活動系無線機は、応援都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互での使用を原則とし、チャンネルは別表 6 を参照し、受援消防機関が使用しているチャンネル以外のチャンネルを使用するものとする。
- (6) その他の事象については、派遣元消防本部等において使用する周波数等を決定するものとする。
なお、周波数の決定に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

第 9 章 宿営場所

(宿営場所)

第 18 調整本部は、応援部隊の規模等を加味して、宿営可能場所（別表 7）から宿営場所の候補を選択するものとする。

- 2 調整本部は、宿営場所の候補を選択するにあたり、被災地消防本部、当該宿営場所を管轄する消防本部及び宿営場所の施設管理者と調整し、消防庁と協議して決定するものとする。
- 3 消防庁において決定された宿営場所を管轄する消防本部（災害対策本部）または被災地消防本部は、当該宿営場所を開放するものとする。
- 4 応援部隊の宿営場所の割振りは、調整本部が決定する。

第10章 補給体制

(燃料の補給体制)

第19 地上部隊の消防車両等の燃料補給可能事業所は別表8のとおりとする。

2 兵庫県は、水上小隊への燃料補給を円滑に行うため、船艇への燃料補給計画を策定するものとする。

(食料等の補給可能事業所)

第20 緊急消防援助隊として出動した都道府県隊が、兵庫県内において食料等を補給する場合の補給可能事業所は、別表9のとおりとする。また、調整本部は、食料及び医薬品等の調達が必要と判断した場合は兵庫県災害対策本部を通じて、災害時における物資調達に関する協定に基づき関係機関及び関西広域連合等に要請するものとする。

(広域防災拠点備蓄物資等の使用)

第21 調整本部は、兵庫県災害対策本部に兵庫県の広域防災拠点の備蓄資材等の使用を申し出ることにより、緊急消防援助隊に対し、その救援物資等(別表10)を使用させることができるものとする。

(重機派遣要請)

第22 調整本部は重機保有団体の協力が必要と判断した場合、兵庫県災害対策本部と協議し、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づき兵庫県を通じて重機の派遣を要請するものとする。

第11章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する連絡)

第23 被災地市町長等は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断し、兵庫県知事に直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(引揚げの決定)

第24 第24の連絡を受けた兵庫県知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定するものとする。この場合において、長官、被災地市町長等及び指揮支援部隊長に直ちに電話によりその旨通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。

(要請要綱別記様式4-1)

第12章 受援体制の事前整備等

(指揮支援本部設置場所)

第25 被災地市町での指揮支援本部の設置について、各消防本部は、緊急消防援助隊の受援に備え、事前に下記の事項について計画しておくこととする。

- (1) 指揮支援本部設置場所並びに構成員
- (2) 電話、ファクシミリ等の通信機器の配置
- (3) パソコン並びに複写機等の事務処理機材の配置
- (4) 活動支援のための資料
 - ア 水利位置図（各市町の消火栓スピンドルドライバーの口径、形状は別表 11 のとおり）
 - (ア) 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - (イ) 水利の所在地
 - (ウ) 管口径、貯水容量
 - (エ) 水利地図（広域地図・住宅地図）
 - イ 医療機関の一覧表及び地図
 - ウ 宿営場所の地図
 - エ その他必要な事項

（航空部隊の受援計画）

第 26 航空部隊に係る受援については、本計画に定める事項の他、兵庫県緊急消防援助隊航空部隊受援計画に定める。

附 則

この計画は、平成 15 年 9 月 25 日から施行する。

この計画は、平成 18 年 5 月 25 日から施行する。

この計画は、平成 19 年 3 月 7 日から施行する。

この計画は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

この計画は、平成 26 年 2 月 12 日から施行する。

この計画は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。ただし、明石市消防本部の代表消防機関代行に係る箇所については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 運航管理（第 4 条～第 12 条）
- 第 3 章 使用手続（第 13 条～第 14 条）
- 第 4 章 補則（第 15～第 16 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航及び管理について必要な事項を定める。

（他の法令との関係）

第 2 条 航空機の運航及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、情報収集活動、災害応急対策活動、広域航空消防防災応援活動、その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟及び維持向上を図るために隊内で行う訓練をいう。

第 2 章 運航管理

（総括管理者）

第 4 条 航空機の運航管理の総括は、兵庫県防災監（以下「防災監」という。）が行い消防保安課長が補佐する。

（運航責任者）

第 5 条 運航責任者は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）とし、航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務を行う。なお、隊長に事故があるときは、副隊長が代行する。

（運航安全管理者）

第 6 条 運航安全管理者は、航空機の運航その他の消防防災業務に関する専門的な知見を有

する者を充てるものとし、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、消防防災業務の実施、航空隊員の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、教育訓練計画等の立案及びこれらの業務に必要な調査研究等を行う。

(航空機に搭乗する者の指定)

第7条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第8条 業務指揮者は、消防防災業務に関する知識及び技術を有する隊員の中から、隊長が指定するものとし、消防防災業務の指揮を行う。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、運航責任者による航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(飛行作業命令)

第9条 隊長は、航空機の運航、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画として飛行作業命令を定めなければならない。ただし、緊急運航にあつてはこの限りでない。

(運航基準)

第10条 航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

救急現場からの傷病者の緊急搬送、救急現場への医師及び医療資機材等の搬送並びに高次医療機関への傷病者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における要救助者の捜索並びに救助、救出など

(3) 火災防衛活動

林野火災等の大規模火災における空中消火、人員及び資機材の搬送、伝達広報など

(4) 情報収集活動

火災、救急、救助事案等に伴う情報収集活動など（被害状況調査を含む）

(5) 災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

(6) 広域航空消防防災応援活動

応援協定等に伴う相互応援活動及び緊急消防援助隊に伴う活動など

(7) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(8) 訓練のための活動

自隊訓練、緊急消防援助隊訓練、他機関合同訓練など

(9) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として

日の出から日没までの間とする。ただし、運航責任者が必要と認めた場合は、夜間照明設備のある場所に限り、日の出前又は日没後に離着陸することができるものとする。

(緊急運航)

第11条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第6号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、第9条に規定する飛行作業命令に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

3 運航責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中にあつては通常運航を中断し緊急運航を優先する。

4 緊急運航に関して必要な事項は、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に定める。

(情報連絡及び報告)

第12条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく運航責任者に報告しなければならない。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第1号）を作成し、保管しなければならない。

第3章 使用手続

(使用申請)

第13条 航空機の使用を予定（希望）するものは、使用する日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第2号）を作成し、防災監に申請するものとする。

2 訓練等参加申請の場合は、訓練等実施日の2ヶ月前までに、兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第3号）を作成し、防災監に申請するものとする。

3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

4 防災監が指定した臨時離着陸場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

(使用承認)

第14条 防災監は、前条の使用申請があつた場合、その使用内容、飛行経路、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めるときは承認するものとする。

2 防災監は、前項により承認した場合は、兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第4号）又は兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

第4章 補則

(事故の報告)

第15条 機長は、航空機に搭乗し消防防災業務中に、航空機の事故が発生した場合は、その状況を運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、機長から航空機の事故発生の報告を受けた場合には、直ちに総括管理者に事故に関する報告を行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、航空機の運航及び管理に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県下の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、兵庫県が保有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この要綱において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この要綱に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、知事に対して行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては対応が困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (3) その他救急・救助活動等において、航空機による活動が最も有効と考えられる場合

(応援要請の方法)

第4条 前条の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離発着場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、第3条の規定により、応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、兵庫県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項に規定する派遣ができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(現場指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊に対する指揮は、発災市町等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している業務指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を災害現場の最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第7条 この要綱に基づく応援に要する運航経費は、県が負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第11条第4項の規定に基づき、兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第10条第1項第1号から6号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 有効性 兵庫県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に救命救急センター等へ搬送する必要がある場合で、航空機による搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 県内の救命救急センター等への傷病者の転院搬送

県内の救命救急センター等へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

キ 臓器の緊急搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定に基づき、摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が搭乗できる場合

- ク その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
- ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助
水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、航空機による捜索又は救助の必要があると認められる場合
- イ 高層建築物火災における救助
高層建築物火災において、地上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
- ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助
山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合
- エ その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防御活動
- ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
- イ 消防隊員、消防資機材等の搬送
大規模林野火災等において、人員（防御計画を立案するための上空視察）、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合
- ウ その他火災防御活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合
- (4) 情報収集活動
- ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
前(1)から(3)のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、航空機による活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
- イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
- ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
- エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案
上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、航空機による情報収集活動の必要があると認められる場合
- オ その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合
- (5) 災害応急対策活動
- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・

復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

(6) 広域航空消防防災応援活動

消防防災業務に関する応援協定等に伴う要請及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の要請で応援の必要があると認められる場合

(通常時における緊急運航)

第4 通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）をファクシミリ等により提出するものとする。なお、臓器の緊急搬送に係る事項については、別に定める。

2 前項の要請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

3 兵庫県消防防災航空隊の運航責任者は、第1項に規定する要請に対し、次のとおり対応するものとする。

(1) 別表第1の要請区分で出動区分が「第1出動」に該当する場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。

(2) 別表第1の要請区分で出動区分が「第2出動」に該当する場合は、消防保安課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

(兵庫県災害対策本部等設置時における緊急運航)

第5 兵庫県災害対策本部又は兵庫県災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下「災害時要請者」という。）が、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

3 防災監は、第1項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、兵庫県消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

(1) 臨時離着陸場の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の臨時離着陸場及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊の隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第2号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

別表第1

要 請 区 分	出動区分
1 救急活動	
ア 救急現場から救命救急センター等への緊急搬送	第1出動
イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送	第1出動
ウ 傷病者の緊急転送	第1出動
エ 別表第2に規定する医療機関への傷病者の転院搬送 ただし、救急自動車を使用する場合と比べ、搬送時間が30分以上短縮できる場合に限る	第1出動
オ エ以外の高次医療機関への傷病者の転院搬送	第2出動
カ 高速道路上での事故	第1出動
キ 臓器の緊急搬送	第2出動
ク その他	第2出動
2 救助活動	
ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助	第1出動
イ 高層建築物火災における救助	第1出動
ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助	第1出動
エ その他	第2出動
3 火災防御活動	
ア 林野火災等における空中からの消火活動	第1出動
イ 消防隊員（防御計画を立案するための上空視察）、消防資機材等の搬送	第1出動
ウ その他	第2出動
4 情報収集活動	
ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集	第1出動
イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）	第1出動
ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）	第2出動
エ 「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案	第1出動
オ その他	第2出動
5 災害応急対策活動	
ア 被災状況等の調査及び情報収集活動	第2出動
イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送	第2出動
ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動	第2出動
エ その他	第2出動
6 その他	
ア 他府県市等からの航空応援要請による災害活動	第2出動
イ 同一災害に対する複数機による災害活動	第2出動
（備考）	
第1出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者の決定に基づく出動	
第2出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者が防災監に出動可否の判断を仰ぎ、その決定に基づく出動	

別表第2

区分	医療機関名
救命救急センター	兵庫県災害医療センター
	神戸市立医療センター中央市民病院
	県立尼崎総合医療センター
	兵庫医科大学病院
	県立西宮病院
	県立加古川医療センター
	県立はりま姫路総合医療センター
	県立丹波医療センター
	公立豊岡病院
	県立淡路医療センター
	神戸大学医学部附属病院
特殊専門病院	県立こども病院

兵庫県消防防災ヘリコプターの市町防災訓練等への参加に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県航空機使用管理要綱（以下「要綱」という。）に基づき、消防防災ヘリコプターの市町防災訓練等への参加に関して必要な事項を定めるものとする。

(参加対象)

第2 消防防災ヘリコプターの参加する訓練は、市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が主催する防災訓練及び消防訓練とする。

(訓練種目)

第3 消防防災ヘリコプターの訓練種目は、救急搬送訓練、救出救助訓練、消火訓練、情報収集訓練、物資輸送訓練等とする。

(申請手続)

第4 消防防災ヘリコプターの参加を希望する市町等の長又は消防長（以下「申請者」という。）は、要綱第12条及び第13条に基づき、次の表のとおり防災監に申請するものとする。

申請期限	申請書類	備行
1 月 末 日	消防防災ヘリコプター使用計画書 (要綱 様式第3号)	翌年度の計画
訓練等実施月の 前々月末日	消防防災航空隊合同訓練等参加申請書 (要綱 様式第4号)	—

(参加承認)

第5 防災監は、要綱第14条に基づき、申請を承認した場合は、消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

(参加の中止等)

第6 兵庫県消防防災航空隊の隊長は、要綱第10条に定める緊急運航を要する事態が生じた場合、当日の気象条件が運航に適さないと判断した場合等においては、訓練への参加を中止又は中断することができる。

(申請者の処置)

第7 申請者は、参加が承認された場合、必要に応じて次の処置を行うものとする。

- 1 離着陸地帯には所定の標識を設け、撤水等を行う。
- 2 離着陸に際しては、離着陸地帯及びその付近への立入りを禁止する。
- 3 離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に周辺住民の理解を得ることとし、万一苦情等が発生した場合は、申請者の責任で対処する。
- 4 訓練に必要な事項については、細部にわたって消防防災航空隊と調整する。
- 5 訓練地の気象情報を消防防災航空隊に連絡する。

(訓練に伴う事故)

第8 消防防災ヘリコプターの運航上の事故を除き、申請者の重大な過失に伴い訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

兵庫県ドクターヘリ運航要領
第7版

兵庫県ドクターヘリ運航調整委員会
(2021年04月30日)

目 次

1. 目 的	142
2. 定 義	142
3. 事業主体、事業実施主体および基地病院・準基地病院等	142
(1) 事業主体・事業実施主体	
(2) 基地病院・準基地病院	
(3) ドクターヘリ駐機日の分担	
(4) 搭乗人員	
4. 出動待機時間および運航範囲等	143
(1) 出動待機時間（通年）（別紙1）	
(2) 運航範囲およびドクターヘリの相互補完（別紙2、別紙3）	
(3) 運航条件	
5. 救急現場への出動（現場出動）	144
(1) 要請（別紙3、別紙4）	
(2) 出動	
(3) 離着陸場所の選定	
(4) 傷病者の搬送	
6. 施設間搬送	147
(1) 適応（別紙4）	
(2) 搬送先医療機関の選定	
(3) 傷病者搬送中の診療責任の所在	
(4) 施設内ヘリポートの有無およびその規格に基づく施設間搬送手順 の相違	
(5) 搬送	
7. 兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊との連携	149
8. 災害時の対応	149
(1) 兵庫県内で発生した災害への対応	
(2) 広域災害時のドクターヘリ運航（関西広域連合ドクターヘリ関係者会議）	
(3) 兵庫県外の関西広域連合管内で発生した広域災害時のドクター ヘリの運航	
(4) 災害時運用の原則	

9. ドクターヘリ運航調整委員会等の運営	153
10. 基地病院・準基地病院の体制確保	153
(1) 体制づくり	
(2) 検証	
(3) 病床確保	
11. 訓練および各種講習会への参加	153
12. 県内各消防本部および地域との連携・協力体制の構築	153
13. ドクターヘリ運航時に生じた問題への対処	154
14. ドクターヘリ運航時に発生した事故などの補償	154
(1) 医事紛争	
(2) 航空機事故	
15. 搬送費用	154
16. 感染症等の対策	154
17. その他	155
附則	155
別紙1 出動待機時間	156
別紙2 運航範囲	157
別紙3 兵庫県内消防機関におけるドクターヘリ・消防防災ヘリの相互補完	158
別紙4 ドクターヘリ出動要請基準	158
別紙5 傷病者搬送先医療機関リスト	162
別紙6 現場出動におけるDH要請手順	163
別紙7 施設間搬送におけるDH要請手順	164
別紙8 300kmルールに基づく広域1次参集時の出動態勢	165
別紙9 関西広域連合管内における災害出動時の相互補完体制	165
別紙10 現場出動におけるDH要請(医療機関をRPとして使用時の取扱い)	166

序 文

1995年に発生した阪神・淡路大震災でヘリコプター搬送が殆ど行われなかったことを契機に、ヘリコプターによる救急患者搬送体制整備の必要性が大きく取り上げられ、2001年4月よりドクターヘリの本格運航が開始された。兵庫県では、2004年に神戸市消防ヘリ2機と兵庫県防災ヘリ1機による3機一体運用によるドクターヘリの運用が開始され、ヘリコプターによる救急搬送件数は次第に増加し、現場出動のみならず施設間搬送にも多く用いられるようになった。このような状況下で発生した2005年のJR福知山線脱線事故では、消防防災ヘリにより10数名の患者搬送が行われ、阪神・淡路大震災時と比べると格段の進歩が認められた。一方、消防防災ヘリが救急ヘリ専用ではなく救助や消火活動など多目的用途で運用されることなどから、救急医療専用ヘリコプターの必要性が改めて指摘されるようになった。

2007年にドクターヘリ特別措置法が制定された後、全国に多くのドクターヘリが配備され、救命率の向上や後遺症軽減の効果が実証され、重症患者の施設間搬送も地域医療の一環としてその重要性が認知されるようになった。これらを背景として、重症救急患者の救命率のより一層の向上を目的として、2013年11月より播磨地域を中心とした兵庫県南部地域においてもドクターヘリの運航が開始されることとなった。

1. 目的

本要領は、厚生労働省が定めた救急医療対策事業実施要綱中の「第10 ドクターヘリ導入促進事業（平成24年3月26日付医政発第0326号 厚生労働省医政局長通知）」に基づき実施されるドクターヘリ事業に関する必要事項を定めたものである。特に強調すべきは以下の点である。

- *最重要事項は、傷病者の救命率向上と後遺症軽減を図ることである。
- *広大な面積を有する兵庫県では、現場出動のみならず施設間搬送業務も重要との認識に立ち、これらを現場出動と同等に扱う。
- *兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊（以下、兵庫県・神戸市航空隊）が運用する兵庫県・神戸市消防防災ヘリとの密接な連携を図る。
- *消防機関、医療機関、警察、行政機関など関係諸機関の協力のもと、傷病者の救命救急を最優先とし、ドクターヘリ事業を円滑かつ安全に推進する。

2. 定義

ドクターヘリとは、基地病院ないし準基地病院に常駐する救急医療に必要な医療機器や医薬品を搭載したヘリコプターで、救急医療の専門医・看護師らが同乗して救急現場などに向かい、現場などから医療機関に搬送するまでの間、傷病者に救命救急医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

3. 事業主体、事業実施主体および基地病院・準基地病院等

- (1) 事業主体・事業実施主体

事業主体：関西広域連合 事業実施主体：兵庫県立加古川医療センター

(2) 基地病院・準基地病院

基地病院：兵庫県立加古川医療センター

(兵庫県加古川市神野町神野 203 電話：079-497-7000)

準基地病院：製鉄記念広畑病院

(兵庫県姫路市広畑区夢前町 3 丁目 1 番地 電話：079-236-1038)

* 基地病院および準基地病院は、救命救急センターを有しており、DH に搭乗する医師・看護師の教育・訓練を行い常に出動できる体制を整える。

(3) ドクターヘリ駐機日の分担

ドクターヘリ駐機日を基地病院と準基地病院で以下のように分担する。

- 1) 週のうち 5 日 (月曜日、木曜日-日曜日) を基地病院、2 日 (火曜日-水曜日) を準基地病院に駐機する。準基地病院駐機日であっても、夜間は基地病院格納庫に帰還することを原則とする。
- 2) 準基地病院駐機日は、フライトクルーは準基地病院で調整するとともに運航管理室業務も準基地病院で行う。
- 3) 出動待機時間、運航範囲、要請基準、要請手順およびドクターヘリ出動要請ホットライン (以下、DH ホットライン) については、基地病院と準基地病院駐機のいずれの場合も、本運航要領に記載された運航範囲、要請基準、要請手順に従って運用される。DH ホットラインについても同一電話番号を使用する。

(4) 搭乗人員

操縦スタッフ：操縦士 (機長) 1 名および整備士または操縦士 1 名の計 2 名

医療スタッフ：医師 1 名、看護師 1 名の計 2 名 (場合により医師または看護師 2 名の計 3 名となる場合がある)

救急救命士 1 名 (基地病院 / 準基地病院研修中救急救命士)：ドクターヘリ搭乗について希望し、かつ搭乗医師が認めた者に限る。

搬送可能患者数：最大 2 名 (担架 2 台の場合は搭乗スタッフ 1 名減)

家族の同乗：家族が遠方かつ患者の容体が急変する可能性や侵襲的治療を行う可能性が高い場合、搭乗医師と機長が協議して家族の同乗を決定する。その際、傷病者に近い近親者であることや航空機の重量制限内の体重であることなどを考慮する。同乗する場合は、運航管理室に報告し、機長または看護師が機内へ誘導し、安全のための説明、ヘッドセット装着方法、機内でのコミュニケーション方法などを説明する。

4. 出動待機時間および運航範囲等

(1) 出動待機時間 (通年) (別紙 1)

4 月より 9 月までの上半期は午前 8 時 30 分から日没 30 分前まで、10 月より 3 月までの下半期は午前 8 時 00 分より日没 30 分前までとする (平成 28 年 4 月 1 日より)。

また、日没までに基地病院へ帰還する必要があるため、月毎・地域毎の日没にかかる出動要請の実際については、別紙1を参照のこと。

(2) 運航範囲およびドクターヘリの相互補完（別紙2、別紙3）

ドクターヘリおよび兵庫県・神戸市消防防災ヘリの相互補完の観点に立ち、関西広域連合ドクターヘリ関係者会議および兵庫県ヘリコプター救急患者搬送体制検討委員会での検討を踏まえ、兵庫県ドクターヘリの運航範囲を以下のように決定する。

1) 第1要請順位とする地域

兵庫県播磨地域（東播磨・北播磨・中播磨・西播磨地域）

兵庫県丹波南部地域（丹波篠山市）

2) 第2要請順位とする地域

兵庫県淡路地域

兵庫県丹波北部地域（丹波市）

兵庫県神戸市地域（神戸市）

兵庫県阪神北地域（三田市・川西市・宝塚市・伊丹市・猪名川町）

兵庫県阪神南地域（西宮市・尼崎市・芦屋市）

3) 第3要請順位とする地域

兵庫県但馬地域（南但消防本部管内）

また、ドクターヘリによる搬送が医療上有効と認められる場合や災害時は、上記の運航範囲以外の地域へも出動できるものとする。

(3) 運航条件

昼間有視界飛行とし、機長が飛行可能と判断した場合に限る。途中天候不良となった場合は、機長の判断で飛行を中止・変更できる。この場合は、運航管理室から速やかに要請元消防機関へ連絡するとともに、傷病者搬送中は、他の医療機関等への搬送を考慮するなどの必要な対応を行う。

5. 救急現場への出動（現場出動）

(1) 要請

1) 要請機関（別紙3）

要請は、別紙3に定める消防機関が行う（相互補完の対象となっている消防機関も含む）。ただし、別紙3に記載した以外の消防機関がドクターヘリを要請した場合でも、基地病院・準基地病院が運航可能と判断した場合は、出動に応じる。

2) 要請基準と要請のタイミング（別紙4）

消防機関が119番通報受信時（救急隊現場到着までの間も含む）または救急隊員が現場に到着した時点で、消防指令員および救急隊員が「ドクターヘリ出動要請基準」（別紙4）に基づいて医師による早期医療介入が必要と判断した場合に、ドクターヘリ出動要請ができる。

要請のタイミング（覚知同時要請、現着前要請、現着後要請）については、地域性や基地病院・準基地病院との距離などを考慮し、傷病者・地域にとって最良の

要請方法となるよう各消防機関において決定する。

3) 要請手順

消防機関は、基地病院・準基地病院の運航管理室に設置されている「DH ホットライン」へ連絡し、ドクターヘリ出動要請と併せてドクターヘリの離着陸場所を指定する。その際、必要に応じて、消防機関はドクターヘリ出動を要請した旨をドクターヘリ離着陸場所とあわせて警察に連絡する。

救急隊員は、現場到着後に傷病者の緊急度・重症度や現場の気象状況等をドクターヘリに連絡する。傷病者が複数名の場合は、消防機関の判断により、兵庫県・神戸市航空隊や近隣のドクターヘリ運航基地病院、ドクターカー運行病院へ出動を要請し、複数傷病者に対する早期医療介入が効果的に行われるように調整する。

4) 要請のキャンセル

消防機関は、救急現場到着後に傷病者の詳細な状況が判明し、要請基準に合致しない等の理由で医師による早期医療介入が不要と判断した場合や、傷病者の救命の可能性がないと判断した場合は、出動要請をキャンセルする。その際、オーバートリージの判断は容認され、出動要請した担当者の責任は問われない。

(2) 出動

1) 出動の判断

消防機関の出動要請を受けたドクターヘリ運航管理室は、現場の気象状況を確認後速やかにドクターヘリを出動させる。ただし、ドクターヘリが出動中または気象条件などにより出動不能の場合は、要請消防機関に対しその旨を伝える。

(3) 離着陸場所の選定

1) 離着陸場所の選定および連絡

ドクターヘリ運航委託会社は、ドクターヘリが安全に離着陸できる地理的要件などを満たしたドクターヘリ離着陸場（ランデブーポイント：randez-vous point、以下 RP）を消防機関の協力のもとに選定し、これを登録する。平成 26 年 4 月時点で登録されている RP は 435 ヶ所である（詳細は兵庫県立加古川医療センター ホームページに掲載）。

現場出動に際し、消防機関は、予め登録してある RP の中から現場近傍の最適な RP を選定する。当該 RP の管理者（以下、管理者）の使用許可を取り、現場救急隊及び運航管理室へ必要な情報を提供する。また、救急現場からより近いなどの理由で管轄外の RP を選定して搬送する場合は、そこを管轄する消防機関に対しその旨を連絡する。その際、当該 RP を管轄する消防機関は、管理者の使用許可を得るとともに、安全確保等に協力する。

2) RP の安全確保

RP の安全確保は、要請元の消防機関が管理者や警察の協力を得て行う。特に、離着陸時に発生する砂塵の飛散等には充分配慮し、地上支援隊を派遣しての散水などで対処する。なお、管轄外の RP を選定した場合は、そこを管轄する消防機

関が対応する。

3) 搬送先医療機関への離着陸場所の安全確保

搬送先医療機関への離着陸場所の安全確保は、敷地内に病院ヘリポートを有するなど医療機関自らが対応可能な場合を除き、搬送先医療機関を管轄する消防機関が、離着陸場の管理者や搬送先医療機関関係者の協力を得て実施する。

4) 現場直近の離着陸

傷病者の病状が逼迫し、一刻も早い医療介入が必要と判断される場合は、要請元消防機関と調整した上で、運航事業者の運航規程に基づき、機長の判断により指定された RP 以外の場所に離着陸できる（現場直近）。その際、風向・風力などの情報提供や飛散物の撤去など周囲の安全確保に関する消防機関（地上支援隊）の協力が必須となるが、離着陸時の安全に関する最終責任は、機長が負う。

(4) 傷病者の搬送

1) 搬送先医療機関

傷病者の搬送先となる医療機関は、原則として基地病院・準基地病院または別紙 5 に定める医療機関とする。なお、ドクターヘリに搭乗する医師（以下、搭乗医師）の判断で別紙 5 以外の病院に搬送する場合もある。

2) 搬送先医療機関の選定

① 選定基準

搭乗医師は、搬送所要時間、傷病者の重症度や緊急度、治療の専門性、家族の希望、地域性などを考慮したうえで、運航管理室や現場救急隊の協力のもと適切な搬送先医療機関を選定する。

② 別紙 5 に記載のない医療機関の選定基準

当該医療機関近傍の離着陸場所の安全確保が確実に実施され、迅速に傷病者搬送が行われて救命救急の効果が十分に発揮されるよう、次に掲げる条件を満たす医療機関を原則として選定する。

(a) 敷地内もしくは隣接地に病院ヘリポートを有している医療機関

(b) 救急車（患者搬送用車両）を保有している医療機関

上記 (a) 以外の医療機関で、保有する車両により近傍の RP から救急搬送できる医療機関

(c) 消防機関との連携がとれている医療機関

上記 (a) および (b) 以外の医療機関で、飛行場外離着陸場から当該医療機関までの搬送方法について事前に消防機関と調整がとれており実際に消防機関が搬送を行える医療機関

3) 搬送先医療機関への収容依頼

搭乗医師は、搬送先医療機関選定後直ちに当該医療機関に対して傷病者の収容依頼を行う。収容許可が得られた時点でドクターヘリ機長に報告し、機長から運航管理室へ搬送先医療機関名を報告する。

4) 基地病院・準基地病院への傷病者の直接搬送（別紙 6 - 図 1）

基地病院・準基地病院へ傷病者を搬送する場合、ドクターヘリ搭乗医師はRPで傷病者を診療後、ドクターヘリに収容し基地病院・準基地病院へ帰還する。

5) 敷地内に病院ヘリポートを有する医療機関への搬送（別紙6 - 図2）

運航管理室より搬送先医療機関に到着予定時間を連絡すると共に、ヘリポートの安全確保、医療スタッフの招集などを依頼する（搬送先医療機関の手順に従う）。

6) 病院ヘリポートのない医療機関への搬送（別紙6 - 図3）

運航管理室およびドクターヘリ要請元消防機関は、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、RP管理者への連絡、RPの安全確保およびRPより搬送先医療機関までの迅速な搬送と患者収容のための協力を要請する。

6. 施設間搬送

(1) 適応（別紙4）

ドクターヘリを用いた施設間搬送が、傷病者の救命率向上と後遺症の軽減を図ることに寄与すると判断された場合が適応となる。搬送元医療機関、搬送先医療機関および基地病院・準基地病院との協議が必須であり、「高次医療機関への緊急を有する搬送」を原則とし、病状が安定している傷病者の長距離搬送を目的にドクターヘリを用いるべきではない。

(2) 搬送先医療機関の選定

搬送先医療機関の選定は搬送元医療機関の医師が行う。搬送元医療機関の医師は、ドクターヘリによる施設間搬送を要請する前に搬送先医療機関を決定し、搬送中の病状安定化や安全な搬送に関して基地病院・準基地病院および搬送先医療機関と十分な調整を図る必要がある。

(3) 傷病者搬送中の診療責任の所在

ドクターヘリ搬送中の診療は、急変時の対応も含めて搭乗医師が搬送元医療機関からの同乗医師とともに行う。搬送先医療機関に搬送が完了するまでの間の診療責任は、原則として搬送元医療機関にある。

(4) 施設内ヘリポートの有無およびその規格に基づく施設間搬送手順の相違

施設間搬送では、搬送元医療機関および搬送先医療機関の施設内ヘリポートの有無およびその規格により、ドクターヘリの要請方法や管轄消防機関・運航管理室との連携、搬送手順などが異なる。

病院ヘリポートには、非公共用ヘリポート以外に、ドクターヘリ運航委託会社が国土交通省航空局に飛行場外離着陸場として申請し許可を受けたヘリポート（以下、場外申請離着陸場）と、飛行場外離着陸場としての申請をしていないヘリポートがある。

搬送元医療機関、運航管理室、基地病院/準基地病院は、搬送元 / 搬送先医療機関のヘリポートの有無とその規格（場外申請の有無）を確認の上、施設間搬送の手順を確認されたい（下表）。

施設内場外申請離着陸場の有無による施設間搬送時の医療機関・消防機関・CSとの連絡体制

	搬送元医療機関	搬送先医療機関	施設間搬送是非の確認	元・医療機関からの連絡	元・消防機関からの連絡	運航管制室(CS)からの連絡
施設内場外申請離着陸場の有無	○	○	元・医療機関 ↑↓ 先・医療機関	① 元・医療機関 → CS	必要なし	② CS → 先・医療機関
	×	○		① 元・医療機関 → CS ② 元・医療機関 → 元・消防機関	③ 元・消防機関 → CS	④ CS → 先・医療機関
	○	×	元・医療機関 ↑↓ 基地病院 準基地病院	① 元・医療機関 → CS ② 元・医療機関 → 元・消防機関	③ 元・消防機関 → 先・消防機関 ④ 元・消防機関 → CS	⑤ CS → 先・医療機関 ⑥ CS → 先・消防機関
	×	×		① 元・医療機関 → CS ② 元・医療機関 → 元・消防機関	③ 元・消防機関 → 先・消防機関 ④ 元・消防機関 → CS	⑤ CS → 先・医療機関 ⑥ CS → 先・消防機関

○:施設内に場外申請離着陸場がある
または非公共用ヘリポートがある

×:施設内に場外申請離着陸場がない

*元・医療機関:搬送元医療機関 / 元・消防機関:搬送元医療機関を管轄する消防機関

*先・医療機関:搬送先医療機関 / 先・消防機関:搬送先医療機関を管轄する消防機関

*① → ⑥:時系列からみた連絡順

*アンダーラインは、ドクターヘリ出動要請のタイミングを示す

*神戸市消防局管内の病院ヘリポート使用時は、いずれの形態であっても元・消防機関 / CSより神戸市消防局へ一報を入れる

(5) 搬送

1) 搬送元医療機関医師のドクターヘリへの同乗など

ドクターヘリによる施設間搬送では、搬送元医療機関医師のドクターヘリ同乗を原則とする。搬送先医療機関での緊急手術等で家族の同乗が望ましいと判断される場合は、基地病院・準基地病院の医師の判断で家族を同乗させることができる。その際、搬送元医療機関医師の同乗はできない。

2) 搬送元医療機関から近傍の RP まで救急車で搬送が必要な場合

搬送元医療機関の医師は当該地域を管轄する消防機関へ連絡し、搬送元医療機関から離着陸場までの救急車で傷病者搬送を依頼する。救急車搬送に際しては、搬送元医療機関の医師の同乗を必須とする。

3) 搬送先医療機関近傍の RP より搬送先医療機関まで救急車で搬送が必要な場合

搬送元医療機関の医師より要請を受けた搬送元医療機関を管轄する消防機関は、搬送先医療機関を管轄する消防機関へ連絡し、次の協力を要請する。

- ・搬送先医療機関近隣の離着陸場の決定および管理者への使用許可取得
- ・離着陸場より搬送先医療機関までの救急車搬送
- ・RP 管理者へのドクターヘリ到着時間の連絡
- ・安全確保 (RP 管理者への協力要請も含む)

搬送先医療機関近傍の RP より搬送先医療機関までの傷病者搬送は、搬送先医療機関が傷病者搬送手段を確保可能な場合を除き、搬送先医療機関を管轄する消防機関による救急車搬送となる。その際、搬送元医療機関あるいは搬送先医療機関のいずれかの医療スタッフの救急車同乗が必要となる。いずれの医療スタッフが同乗するか、あるいは同乗なしでの搬送にするかは、事前に搬送元医療機関の医師と搬送先医療機関の医師とで協議し決定する。ドクターヘリ搭乗医師/看護師は、原則として RP より搬送先医療機関までの搬送には関与しない。

4) ドクターヘリの運航状況の連絡

運航管理室はドクターヘリの運航状況（到着予定時刻など）を搬送先医療機関の敷地内に場外申請離着陸場がある場合は搬送先医療機関に、無い場合は搬送先医療機関を管轄する消防機関に連絡する。

5) 実際の要請手順（別紙7）

別紙7に、施設間搬送における種々の搬送パターンの基本手順を示す。

ドクターヘリによる施設間搬送を要請する医療機関は、搬送元および搬送先医療機関の施設状況を念頭に入れて要請されたい。なお、要請手順に不明な点がある場合は、予め基地病院へ確認されたい。

① 場外申請離着陸場を有する医療機関の間での施設間搬送（別紙7-図1）

② 場外申請離着陸場のない医療機関から場外申請離着陸場のある医療機関への搬送（別紙7-図2）

③ 場外申請離着陸場のある医療機関から場外申請離着陸場のない医療機関への搬送（別紙7-図3）

④ 場外申請離着陸場を持たない医療機関の間での施設間搬送（別紙7-図4）

6) 搬送元医療機関が2名以上の医療スタッフないし家族の同乗が必要と判断する場合は、兵庫県・神戸市消防防災ヘリを用いた施設間搬送を考慮する。

7. 兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊との連携

次のような場合、兵庫県・神戸市消防防災ヘリの出動要請を考慮する。

- ・複数の傷病者が発生している場合、または発生していると予想できる場合
- ・エリア災害が発生した場合
- ・ドクターヘリが他の事案に出動している場合（別紙3）

兵庫県ドクターヘリが管轄する地域においてドクターヘリが他の事案に出動している場合は、兵庫県・神戸市消防防災ヘリを要請できる。ただし、丹波南部地域（丹波篠山市）および北はりま消防本部管内の西脇・多可地域では、公立豊岡病院ドクターヘリが第2要請となる。

- ・兵庫県・神戸市消防防災ヘリによる救助が必要な場合

山岳事故や海難事故で、兵庫県・神戸市消防防災ヘリにより傷病者を救助・救出後、現場近隣離着陸場でドクターヘリとドッキングして傷病者に対する早期医療介入を図る方が効果的と判断される場合は、兵庫県・神戸市消防防災ヘリとドクターヘリの出動を合わせて要請する。

- ・施設間搬送において、2名以上の医師・看護師・家族などの同乗が必要とされる場合

8. 災害時の対応

(1) 兵庫県内で発生した災害への対応

兵庫県内で発生した災害に際して、基地病院・準基地病院は、被災消防機関、兵庫県情報指令センター、兵庫県医務課などと密接な連携をとりドクターヘリを運用する。

1) 災害現場への出動

- ① 被災地の市町村や消防機関から兵庫県ないし兵庫県情報指令センターにドクターヘリ出動要請があつて、ドクターヘリが必要と判断した場合は、基地病院・準基地病院にドクターヘリ出動を指示する。
- ② 被災地内の消防機関より直接基地病院・準基地病院に出動要請があつた場合、兵庫県ないし兵庫県情報指令センターと内容を検討し、ドクターヘリ出動の可否を決定する。
- ③ 被災地からの要請がない場合でも、各種情報から兵庫県、兵庫県情報指令センター、基地病院・準基地病院でドクターヘリが必要であると判断した場合には、ドクターヘリを出動させることが可能である。
- ④ いずれの場合においても、ドクターヘリの出動が決定した場合は、被災地内消防機関などと緊密に連携してドクターヘリを出動させる。
- ⑤ ドクターヘリに搭乗する医療従事者は、DMAT 隊員であることが望ましい。
- ⑥ 被災地へドクターヘリが出動する場合、基地病院・準基地病院は各消防本部に通常運航を一時停止する旨の通達をする。

(2) 広域災害時のドクターヘリ運航（関西広域連合ドクターヘリ関係者会議）

1) 広域災害の定義

本運航要領における「広域災害」とは、関西広域連合管外の都道府県において発生した災害救助法が適用される規模の災害を指す。

2) 出動対象範囲

- ① 出動対象範囲は、広域災害による被災地域が基地病院より直線距離で概ね 300km 程度とし、別紙 8 のとおりとする。
- ② ①に定められた範囲外への出動に関しては、関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院、運航会社間で協議の上、その可否について決定する。

3) 活動時間

- ① 広域災害時の活動時間は、原則として、移動時間を除き日本 DMAT 活動要領（平成 18 年 4 月 7 日付医政指発第 0407001 号 厚生労働省医政局指導課長通知）に準ずる。但し、飛行は有視界飛行が可能な日の出から日没までの時間帯に限る。
- ② ①に準じた活動時間を大幅に超える恐れがある場合は、関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院、運航会社間で協議する。

4) 広域災害時の派遣手続き

- ① 厚生労働省DMAT事務局から関西広域連合・兵庫県または基地病院・準基地病院へドクターヘリの派遣要請を受けた場合、基地病院・準基地病院は、ドクターヘリの運航状況等を勘案し、要請への対応可否を検討し判断する。
- ② ①に基づくドクターヘリ派遣の判断を行った基地病院・準基地病院は、その結果を関西広域連合・兵庫県へ報告する。

- ③ 報告を受けた関西広域連合・兵庫県は、ドクターヘリ派遣の可否を決定し、派遣が決定されれば速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告する。
 - ④ 派遣が決定すれば、関西広域連合・兵庫県または基地病院・準基地病院は、被災地域におけるドクターヘリの運航およびその支援のため、運航会社の操縦士、整備士および運航管理者等（以下、運航会社の従業員）を被災地域に派遣するよう協力を求めることができる。要請を受けた運航会社は、従業員の安全が確保されると判断できる限り、これに協力する。
 - ⑤ 関西広域連合広域医療局は、兵庫県、基地病院・準基地病院、運航会社が、関西広域連合管内ドクターヘリの派遣状況を把握できるよう情報提供する。
 - ⑥ 基地病院または運航会社は、災害派遣出動時に各消防機関等へドクターヘリの運航が一時停止となることおよびその間の広域連合管内のドクターヘリの補完体制を連絡する（別紙9）。
 - ⑦ 関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院および運航会社は、被災地域の情報を共有し、ドクターヘリ運航の後方支援を行う。
- 5) 災害時の指揮
- ① ドクターヘリが「4）広域災害時の派遣手続き」に基づき出動した場合は、被災都道県の災害対策本部等の指揮のもと、被災地域を管轄する消防機関などの関係機関と緊密な連携を図りながら活動する。
 - ② ドクターヘリは、①に関わらず、関西広域連合・兵庫県の指示があった場合は、被災都道県の災害対策本部および被災地域を管轄する消防機関等との調整を図った上で、当該指示に従う。
 - ③ ①及び②の場合、被災地域におけるDMATの活動領域が複数の都道県にわたるときは、ドクターヘリはDMATと一体となって活動領域を拡大する。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道県の災害対策本部、基地病院、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告する。
 - ④ 被災した都道県の災害対策本部等は、本項による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。
- 6) 災害時の任務
- ドクターヘリの災害時の任務は、通常時任務のほか、次のとおりとする。
- ・ 医師、看護師等の医療従事者および業務調整員の移動
 - ・ 被災傷病者の後方病院への搬送
 - ・ その他 被災都道県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの
- 7) 搭乗する医師及び看護師
- 基地病院・準基地病院は、ドクターヘリを被災地域へ派遣する際には、平時からドクターヘリに搭乗している医師・看護師を充て、更にDMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮する。
- 8) 離着陸場所

- ① 離着陸場所は、航空関係法令等が定める基準に適合するものとし、基地病院・準基地病院および運航会社は事前に確認しなければならない。
- ② 離着陸場所とは、空港、飛行場、公共用ヘリポート、公的機関により臨時に設置された飛行場外離着陸場、緊急消防援助隊航空部隊受援計画に記載された飛行場外離着陸場及びドクターヘリ運航で登録されているランデブーポイント（ドクターヘリ基地病院の離着陸場所を含む）をいう。これらに合致しない離着陸場所であっても、関係機関による使用の実績があり、その状況について確認が取れている離着陸場所にあつては使用できるものとする。
- ③ 被災地域における現場直近での離着陸については、非常時の判断に準じて行うものとする。この際、一度離着陸した場所に関する情報は、速やかに被災都道府県等の災害対策本部等に提供するよう努める。
- ④ ②に規定されている離着陸場所であつて、建築物上に設定されているものについては、被災後でも安全に使用できることが確認されるまで使用してはならない。

9) 離着陸場所の安全確保

- ① 使用しようとする離着陸場所は、公的機関（消防、警察、海上保安庁、自衛隊）等による無線統制及び安全確保が実施されている場所が望ましい。
- ② 航空管制、フライトサービス等無線局が開設されている離着陸場所では、その指示に従う。

1 0) 搭乗員の勤務時間等

航空関係法令等に定められた乗務員の乗務時間及び勤務時間を遵守する。

1 1) 運航会社従業員の損害賠償

関西広域連合（基地病院）は、被災地域に派遣する運航会社の従業員に対し、医療従事者と同等の補償が適用されるよう体制を整える。

1 2) 予備機の活用

基地病院又は関西広域連合・兵庫県が、運航会社の所有するドクターヘリ予備機による被災地域へのドクターヘリ派遣が必要と判断した場合、関西広域連合・兵庫県は、「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、運航会社に対し、予備機によるドクターヘリ派遣を要請することができる。

1 3) 費用等

関西広域連合・兵庫県は、特段の事由が生じた場合、運航に係る費用について、ドクターヘリ運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁する。

(3) 兵庫県外の関西広域連合管内で発生した広域災害時のドクターヘリの運航

兵庫県外の関西広域連合管内で発生した広域災害では、(4)に示す災害時運用の原則に則り関西広域連合・兵庫県および兵庫県情報指令センターとの連携を密にしてドクターヘリを運航する。

(4) 災害時運用の原則

災害時、関西広域連合・兵庫県および兵庫県情報指令センターは、「兵庫県地域防災

計画]、「兵庫県災害時医療救護活動マニュアル」、「関西広域応援・受援実施要綱」などの定めるところにより、ドクターヘリによる DMAT、医療救護班の派遣や患者搬送などの医療救護活動を実施する。その際、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁などの防災関係機関や兵庫県基幹災害拠点病院である兵庫県災害医療センター、兵庫県情報指令センターと調整し、相互に連携を図りつつ活動する。

9. ドクターヘリ運航調整委員会等の運営

ドクターヘリを円滑・効果的に運航するため、兵庫県ドクターヘリ運航調整委員会等を運営する。

なお、安全な運用・運航を確保するため、兵庫県ドクターヘリ運航調整委員会の下部組織として、①安全管理に関する協議、②インシデント・アクシデントの収集・分析、③運用手順書案の作成等、安全管理に関する調査・検討を行う安全管理部会を設置・運営する。

※ 手順書は、運航要領に添付しない。

10. 基地病院・準基地病院の体制確保

(1) 体制づくり

基地病院・準基地病院は、ドクターヘリを円滑、安全、効果的に運用するため兵庫県ドクターヘリ運航調整委員会を開催するとともに、必要に応じて訓練、離着陸場所の確認、運航に必要な情報収集に努める。

(2) 検証

消防機関、医療機関などの協力を得て必要な情報を収集して出動事案の分析を行い、これに基づいて運航実績を検証してドクターヘリ事業の評価を行い、常に事業の改善、充実に努めるよう症例検証会等を定期的で開催する。また業績集を内外に向け発刊する。

(3) 病床確保

ドクターヘリにより搬送された傷病者を基地病院・準基地病院に円滑に收容するため、救命救急センターのみならず一般診療科においても空床確保に努める。

11. 訓練および各種講習会への参加

ドクターヘリを円滑、効果的に運航するため、関西広域連合・兵庫県および基地病院・準基地病院、運航事業者は、消防機関、警察、医療機関、医師会、その他関係機関と相互に協力し、出動要請、情報伝達、救急搬送訓練、災害時出動などの訓練を実施するとともに、関西広域連合・兵庫県等の主催する各種訓練に参加する。

12. 県内各消防本部および地域との連携・協力体制の構築

関西広域連合・兵庫県および基地病院・準基地病院、運航事業者は、ドクターヘリを円滑・効果的に運行するため、運航についての周知、普及活動を行い、県内各消防本部お

よび地域住民に理解、協力を得るよう種々の活動を行う。

13. ドクターヘリ運航時に生じた問題への対処

関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院および運航事業者が迅速に対応する。
なお、問題の解決にあたっては、関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院および運航事業者は、協力して誠意を持って迅速に対応する。

14. ドクターヘリ運航時に発生した事故などの補償

被害を被った第三者等に対して、関西広域連合・兵庫県、基地病院・準基地病院および運航事業者は協力してその補償を行う。

(1) 医事紛争

ドクターヘリ運航上の医療行為で生じた紛争などについては、基地病院・準基地病院が対応する。

(2) 航空機事故

ドクターヘリ運航時に生じた事故等により第三者や搭乗員に損害が生じた場合は、運航事業者が、兵庫県立加古川医療センターと締結した委託契約書に基づき、当該損害を賠償する。

15. 搬送費用

ドクターヘリ搬送自体の費用については、患者負担はないものとする。なお、基地病院・準基地病院は、救急現場での診療に伴う医療費（往診料、救急搬送診療料など）を、医療保険制度に基づき傷病者本人あるいは家族に請求することができる。

16. 感染症等の対策

(1) 感染防止対策

1) 患者自身の除染（乾式除染等）を行った場合であっても、機長と協議し搬送の可否を決定する。

2) 感染性を考慮し、以下のような感染症はドクターヘリでの搬送は行わない。

- ・ 1・2類感染症及び疑似症例および1類感染症の無症状病体保有
- ・ 新感染症
- ・ 指定感染症の一部

(2) 化学物質への対応

1) 化学物質の体内暴露が疑われる中毒患者等で、吐物や揮発物が、ドクターヘリ搭乗者に害を与える可能性がある場合には、ドクターヘリでの搬送は行わない。

2) 原因が特定できない複数傷病者が存在する場合は、化学災害の可能性を考慮する必要があり、ドクターヘリの対応を見合わせるべきである。

(3) 放射性物質への対応

放射能汚染の可能性がある患者で、十分な除染が行われていると判断できない場合

は、ドクターヘリでの搬送の適応外とする。

(4) ドクターヘリ運航会社等への情報提供及び指示

搬送した患者が上記(1)～(3)の項目に該当していることが判明した場合又は疑われる場合には、基地病院等は速やかにドクターヘリ運航会社など関係機関へ情報共有を行い、必要な処置等の指示を出す。

17. その他

ドクターヘリの現場出動において医療機関が RP となる場合、当該医療機関内で当該医療機関医療スタッフとドクターヘリ医療スタッフとが協同で診療行為を行うことも想定される。このような事態に備え、当該医療機関と基地病院・準基地病院、当該医療機関を管轄する消防機関とが事前に連携を図っておく（この場合の診療報酬算定の基本的な考え方を別紙 10 に示す）。

附則

本要領は、平成 25 年 11 月 01 日から施行する。

本要領は、平成 26 年 04 月 23 日から施行する。

本要領は、平成 27 年 01 月 01 日から施行する。

本要領は、平成 27 年 06 月 01 日から施行する。

本要領は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。

本要領は、平成 29 年 04 月 01 日から施行する。

本要領は、令和 03 年 04 月 30 日から施行する。

月	日没時刻 (月間最早)	出動要請最終時刻目安表		
		東播磨・北播磨(2)	北播磨(1)・中播磨・ 淡路(1)	西播磨・丹波・淡路(2)
4月	18:20	17:50	17:40	17:30
5月	18:44	18:14	18:04	17:54
6月	19:07	18:37	18:27	18:17
7月	19:03	18:33	18:23	18:13
8月	18:28	17:58	17:48	17:38
9月	17:46	17:16	17:06	16:56
10月	17:07	16:37	16:27	16:17
11月	16:49	16:19	16:09	15:59
12月	16:48	16:18	16:08	15:58
1月	16:59	16:29	16:19	16:09
2月	17:28	16:58	16:48	16:38
3月	17:55	17:25	17:15	17:05

東播磨地域：明石市消防局・加古川市消防本部・高砂市消防本部

北播磨(1)地域：北はりま消防本部

北播磨(2)地域：三木市消防本部・小野市消防本部

中播磨地域：姫路市消防局

西播磨地域：西はりま消防本部・赤穂市消防本部

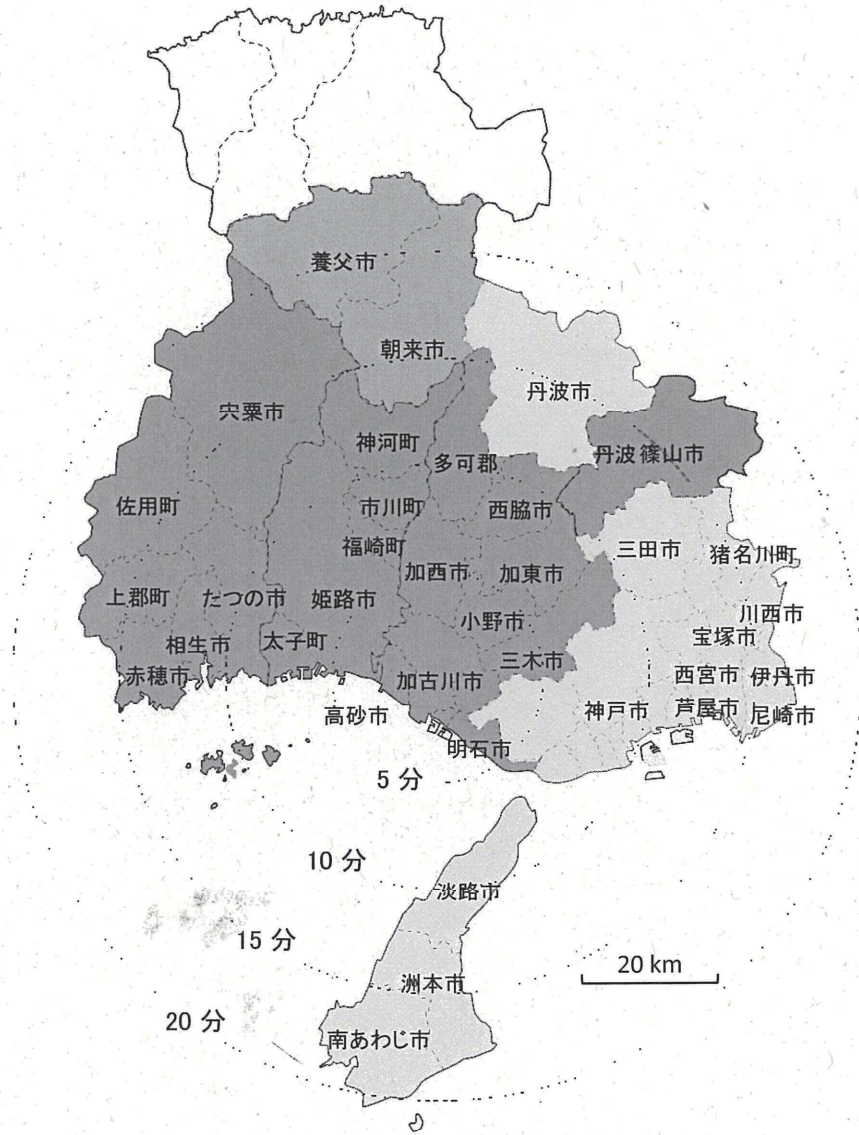
丹波地域：丹波篠山市消防本部・丹波市消防本部

淡路(1)地域：淡路広域消防事務組合（淡路市）

淡路(2)地域：淡路広域消防事務組合（洲本市・南あわじ市）

上記時間は、あくまでも「目安」であり、気象状況や（準）基地病院からの距離など、日没までに基地病院へ帰還することに関する不安要素がある場合は、上記時間内でも出動できない場合がある。また、ドクターヘリによる医療スタッフの派遣のみで傷病者をドクターヘリで搬送できない場合もある。

別紙2 運航範囲



なお、丹波地域・淡路地域を除く第2要請順位と第3要請順位への出動は、RPの調査完了後となる見込みである。

別紙3 兵庫県内消防機関におけるドクターヘリ・消防防災ヘリの相互補完
兵庫県ドクターヘリ出動要請消防機関一覧

医療圏域	消防機関名	所在地	電話番号	ヘリ要請順位		
				要請順位1	要請順位2	要請順位3
東播磨	加古川市消防本部	加古川市加古川町北在家2000	079-424-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	明石市消防局	明石市藤江924-8	078-921-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	高砂市消防本部	高砂市伊保4-553-1	079-448-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
北播磨	三木市消防本部	三木市福井1933番15	0794-82-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	小野市消防本部	小野市王子町809	0794-63-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	北はりま消防本部	西脇市・多可町	加東市下滝野1269-2	0795-48-3072	兵庫県DH	豊岡病院DH
加西市・加東市		加東市下滝野1269-2	0795-48-3072	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
淡路	淡路広域消防事務組合	洲本市塩屋1丁目2番32号	0799-24-0119	徳島県DH	兵庫県DH	消防防災ヘリ
中播磨	姫路市消防局	姫路市三左衛門堀西の町3	079-223-0003	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
西播磨	西はりま消防本部	たつの市揖保川町正條279-1	0791-76-7119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
	赤穂市消防本部	赤穂市加里屋1120-120	0791-43-0119	兵庫県DH	消防防災ヘリ	
丹波	丹波篠山市消防本部	丹波篠山市北40-2	079-594-1119	兵庫県DH	豊岡病院DH	消防防災ヘリ
	丹波市消防本部	丹波市柏原町母坪371-1	0795-72-2255	豊岡病院DH・兵庫県DH	消防防災ヘリ	
神戸	神戸市消防局	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-5738	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
阪神北	三田市消防本部	三田市下深田396	079-564-0119	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	川西市消防本部	川西市火打1-12-11	072-759-0119	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	宝塚市消防本部	宝塚市伊子志3-14-61	0797-73-1141	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	伊丹市消防局	伊丹市昆陽1-1-1	072-783-0123	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	猪名川町消防本部	川辺郡猪名川町紫合古津山4-10	072-766-0119	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
阪神南	西宮市消防局	西宮市池田町13-3	0798-26-0119	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	尼崎市消防局	尼崎市昭和通2-6-75	06-6481-3962	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
	芦屋市消防本部	芦屋市精道町8-26	0797-32-2345	消防防災ヘリ	兵庫県DH	
但馬	豊岡市消防本部	豊岡市昭和町4-33	0796-24-1119	豊岡病院DH	消防防災ヘリ	
	南但消防本部	朝来市和田山町枚田436-1	079-672-0119	豊岡病院DH	消防防災ヘリ	兵庫県DH
	美方広域消防本部	美方郡新温泉町今岡257-1	0796-92-0119	豊岡病院DH	消防防災ヘリ	

別紙4 ドクターヘリ出動要請基準

◇ 総論

- ・生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき
- ・重症傷病者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき
- ・特殊救急患者（重症熱傷、多発外傷、指肢切断など）で搬送時間の短縮を図るとき
- ・救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき
- ・オーバートリアージの容認

出動要請後に傷病者が比較的軽症であると判明した場合、消防機関はドクターヘリの出動をキャンセルできる。その際、出動要請した担当者の責任は問われない。

◇ 各論 - ドクターヘリ搬送の対象となる傷病者の具体例

以下は、ドクターヘリ搬送対象の具体例を示したものであり、対象はこれらに限定されるものではない。

地域性、事後検証結果、消防機関の意見などを踏まえ、今後も定期的に要請基準の見直しを図り、地域の必要性に見合った要請基準を作成する。

1. 救急現場への出動（現場出動）の要請基準

消防機関が119番通報受信時（救急隊現場到着までの間も含む）または救急隊員が救急現場に到着した時点で、消防指令員および救急隊員が以下に記載する要請基準に基づいて早期医療介入が必要と判断した場合にドクターヘリの出動を要請できる。

（1）覚知内容からドクターヘリ出動を要請した方が良いと消防指令員が判断する場合

（覚知同時要請または救急隊現着前に要請する現着前要請を含む）

以下に示すキーワード一覧を参考にして、消防指令員ないしは現着前の救急隊より、ドクターヘリ出動を要請することができる。

覚知同時要請・現着前要請に参考となる119番通報時のキーワード一覧

発生場所近隣に収容医療機関がない場合、ADLが自立している方の場合、ゴルフ場で発生した場合、傷病者が小児の場合については、積極的なDH要請が望ましい。

内因性疾患

*現場到着し傷病者と接触後、軽症と判断した場合はキャンセルしてください。

病態別	必須項目	キーワード	付加情報		考えられる疾患
呼吸循環不全	突然の □	胸痛（35歳以上） □	冷汗 □	高血圧の既往症 □	急性心筋梗塞
		背部痛（35歳以上） □			急性大動脈解離
		激しい腹痛（臍部付近） □	ショック症状 □	腹部大動脈瘤破裂	
	喘息の既往症 □	呼吸困難 □	会話ができないぐらい □	喘息重積発作	
		息ができない □	肩で息をしている状態 □	COPD急性増悪	
	元々心機能が悪い □	顔色が悪い □	徐々に悪化している □	心原性ショック	
手足が冷たい □					
心肺停止	目の前で人が突然倒れた □ （倒れるような音）	呼びかけても反応がない □			心室細動 脳出血 心筋梗塞
		意識がない □			
		呼吸していない □			
		脈が触れない □			
		痙攣している □			
脳血管障害	突然発症 □	手足が動きにくくなった □			脳梗塞 くも膜下出血 脳出血
		反応がなくなった □			
		ろれつが回らなくなった □			
		激しい頭痛 □			
		意識障害 □			
		痙攣している □			
アナフィラキシー □	アレルギー（食物・薬品）を摂取した □	蜂に刺された □	息苦しい □	痒みがある □	
			目の周りや唇が腫れている □		
			皮膚の潮紅・膨隆が出現 □		

外傷・外因性疾患

	キーワード	付加情報
自動車事故	横転して閉じ込められている <input type="checkbox"/>	救出に時間を要する <input type="checkbox"/>
	車外に放出されている <input type="checkbox"/>	同乗者の死亡 <input type="checkbox"/>
	下敷きになっている <input type="checkbox"/>	事故時の速度が50km/h以上 <input type="checkbox"/>
	歩行者、自転車が跳ね飛ばされた <input type="checkbox"/>	自転車（特に中高生） <input type="checkbox"/>
	大量に出血している <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
オートバイ事故	運転者がオートバイから放り出された <input type="checkbox"/>	歩行者、自転車が跳ね飛ばされた <input type="checkbox"/>
	大量に出血している <input type="checkbox"/>	自転車（特に中高生） <input type="checkbox"/>
カート事故	ゴルフカート事故（墜落・衝突） <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
転落・墜落事故	3階以上の高さから落ちた（5m以上） <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	山間部での滑落 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大量に出血している <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	脚立から落ちた（3m以上） <input type="checkbox"/>	意識がない・麻痺がある <input type="checkbox"/>
作業中の事故	耕運機・重機（バックホウ・ショベルカー等）に巻き込まれた <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	下敷きになった <input type="checkbox"/>	重量物が落ちてきた <input type="checkbox"/>
	挟まれた <input type="checkbox"/>	重量物・壁に挟まれた <input type="checkbox"/>
	大量に出血している <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	四肢の切断 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
傷害事件	撃たれた <input type="checkbox"/>	頭頸部・体幹部 <input type="checkbox"/>
	刺された <input type="checkbox"/>	頭頸部・体幹部 <input type="checkbox"/>
	大量に出血している <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
多数傷病者症例	列車・バス <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	航空機・船舶 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	高速道路・主要幹線道路 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	爆発・落雷 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	イベント会場等の雑踏事故 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
電撃傷	感電して意識がない <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
水難事故	飛び込んだまま浮かんでこない <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	溺れて意識がない <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
広範囲熱傷 気道熱傷	爆発事故に巻き込まれた <input type="checkbox"/>	息苦しい <input type="checkbox"/> 嘔声がある <input type="checkbox"/>
	車両火災で受傷した <input type="checkbox"/>	意識がない <input type="checkbox"/>
	煙に巻かれた <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 救急隊到着時、ドクターヘリを要請した方が良いと救急隊が判断する場合

I 内因性疾患

1) 呼吸循環不全

- ・ 救急車搬送では病院搬送までに気道 / 呼吸 / 循環が保てず、心停止の危険性があると予想される場合
- ・ 気管挿管 / 輸液 / 薬剤投与が必要と判断される場合

- ・末梢冷感、SpO₂<90、橈骨動脈微弱、呼吸促迫等
 - ・喘息大発作、心不全、急性心筋梗塞、急性大動脈解離、消化管出血（吐血、下血）が強く疑われる場合
- 2) 意識障害（JCS 20 以上）、痙攣発作、強い頭痛
 - 3) 心呼吸停止
 - ・救命の可能性が高いと考えられる CPA 事案
例：目撃のある CPA 事案で現着時初期波形が VF ないしは脈なし VT 救急隊現着後の CPA 事案
現着時 CPA で現場心拍再開事案など
 - ・オンライン MC にて指示医師がドクターヘリ適応と判断した事案
 - ・現場で救急隊員が救命の可能性が高いと判断した事案
 - 4) その他
 - ・緊急手術を要する可能性のある疾患（急性腹症、頭蓋内疾患、急性大動脈解離、大動脈閉塞等）
 - ・血栓溶解療法の適応の可能性のある脳卒中症例
 - ・母体新生児

II 外因性疾患

- 1) 外傷
 - ・初期評価の異常（JPTEC に準ずる）意識障害は JCS20 以上
 - ・全身観察の異常（JPTEC に準ずる）
 - ・穿通性外傷（刺創、銃創）
 - ・意識障害を伴う電撃症
 - ・（切断指肢）※外傷が切断指のみと判断される場合は、救急隊現着後に創部の状態を把握してから、病院に相談すること
- 2) 熱傷
 - ・体表面積 10%以上にわたる熱傷（小児、高齢者は 5%以上）
 - ・気道熱傷（意識障害、顔面熱傷、閉鎖空間での受傷）
 - ・化学熱傷
 - ・外傷を伴う熱傷（爆発による受傷）
- 3) 溺水、窒息 4) 急性中毒 5) アナフィラキシーショック
- 6) 環境障害 減圧症、偶発性低体温症、熱中症など

III その他

- 1) その他現場にて重篤と判断されたもの
- 2) オンライン MC にて指示医師がドクターヘリ適応と判断した例
- 3) 多数傷病者症例
- 4) 周産期救急疾患
- 5) ECPR の適応と考えられる CPA 事案：積極的にドクターヘリを要請して早期

医療介入を図ることで、救命率の向上が期待できる。

ECPR 導入基準（兵庫県立加古川医療センター施設基準）

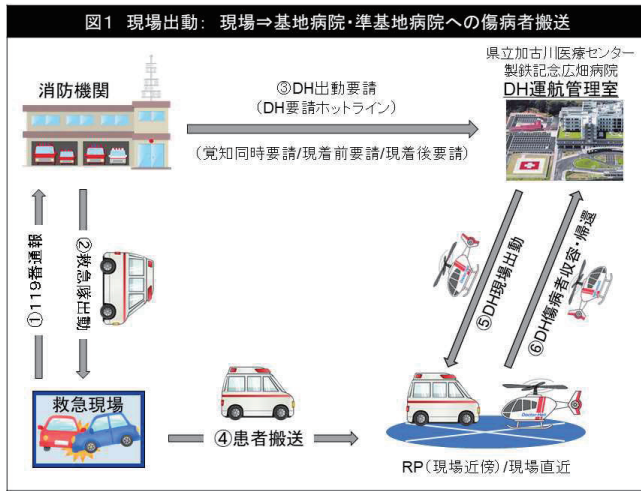
- | |
|--|
| 1) 119 番通報あるいは心肺停止から医師接触（ACLS 開始）まで 45 分以内〔時間〕 |
| 2) 年齢 20 歳以上 75 歳未満で、発症前の日常生活動作（ADL）が良好〔患者〕 |
| 3) 心原性が疑われ、初回 ECG が VF または無脈性 VT〔病態〕 |
- 上記を導入基準とし、これに準じるものについては適応を検討し導入する。

別紙 5 傷病者搬送先医療機関リスト

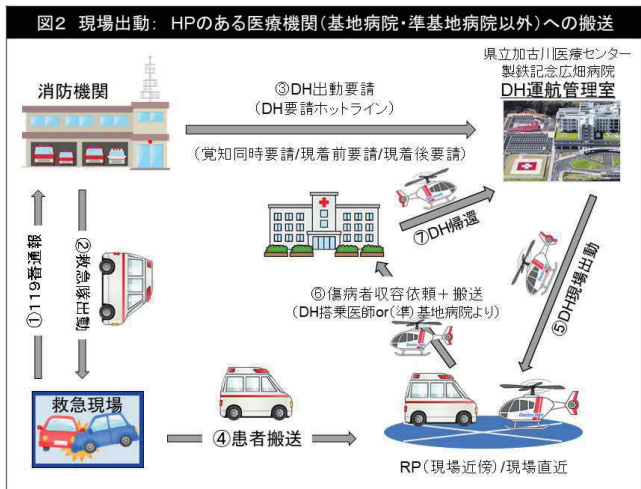
医療圏域	施設名	所在地	電話番号	ヘリポート
神戸	神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7-5-2	078-382-5111	○
	神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島南町2-1-1	078-302-4321	◎
	神戸赤十字病院	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-231-6006	■
	兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-241-3131	■
	兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7	078-945-7300	◎
阪神南	兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1-1	0798-45-6111	
	兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9	0798-34-5151	
	兵庫県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77	06-6480-7000	◎
阪神北	宝塚市立病院	宝塚市小浜4-5-1	0797-87-1161	
東播磨	明石市立市民病院	明石市鷹匠町1-33	078-912-2323	
	明石医療センター	明石市大久保町八木743-33	078-936-1101	
	兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203	079-497-7000	◎
	加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439	079-451-5500	◎
	順心病院	加古川市別府町別府865-1	079-437-3555	
	高砂市民病院	高砂市荒井町紙町33-1	079-442-3981	
北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市下戸田652-1	0795-22-0111	◎
	加西市立加西病院	加西市北条町横尾1-13	0790-42-2200	
	北播磨総合医療センター	小野市市場町926-250	0794-88-8800	◎
中播磨	兵庫県立姫路循環器病センター	姫路市西庄甲520	079-293-3131	
	姫路赤十字病院	姫路市下手野1-12-1	079-294-2251	◎
	姫路医療センター	姫路市本町68	079-225-3211	
	製鉄記念広畑病院	姫路市広畑区夢前町3-1	079-236-1038	◎
	ツカザキ病院	姫路市網干区和久68-1	079-272-8555	◎
西播磨	赤穂市民病院	赤穂市中広1090	0791-43-3222	
	公立宍粟総合病院	宍粟市山崎町鹿沢93	0790-62-2410	
但馬	公立豊岡病院	豊岡市戸牧1094	0796-22-6111	◎
	公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿1878-1	0796-62-5555	
丹波	兵庫医大ささやま医療センター	丹波篠山市黒岡5	079-552-1181	
	兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7	0795-88-5200	◎
淡路	兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋1-1-137	0799-22-1200	◎
圏外	津山中央病院	岡山県津山市川崎1758	0868-21-8111	◎

* 敷地内にヘリポート設備の無い医療機関は、あらかじめ近接する場外離着陸場を設定する必要がある

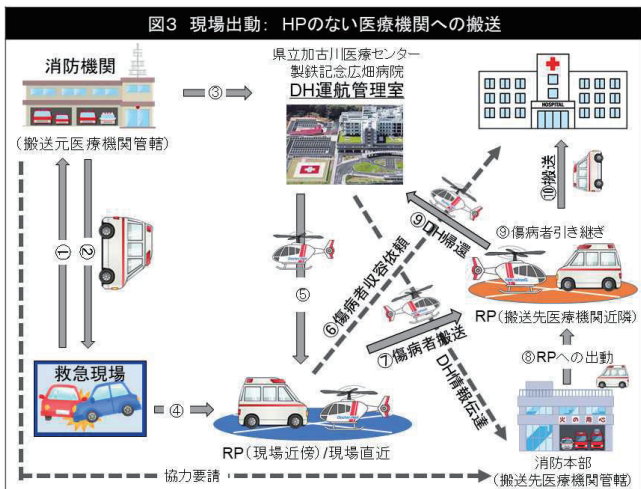
○ 場外申請離着陸場に該当しない病院ヘリポート	
◎ 国土交通省航空局より認可を受けた飛行場外離着陸場（場外申請離着陸場）	
■ 非公共用ヘリポート	



- ① 119 番通報 (消防覚知)
 - ② 救急車出動
 - ③ DH 出動要請
 - 1) 覚知同時要請、2) 現着前要請、3) 現着後要請
 - ④ 救急車による傷病者搬送 (現場 → RP)
 - ⑤ DH 現場出動 ((準)基地病院 → RP/現場直近)
 - ⑥ 傷病者収容・(準) 基地病院帰還
- * RP への到着時間、地上支援隊の準備状況、天候などの情報は、CS ↔ 消防機関、DH パイロット ↔ 消防機関の間で行い、安全運航の確立に努める

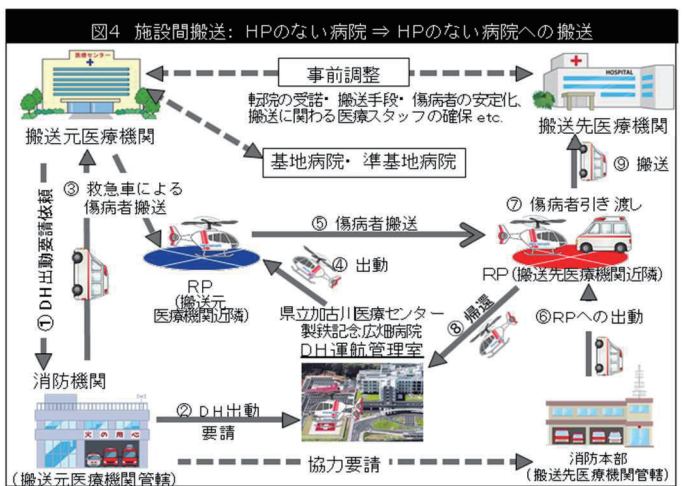
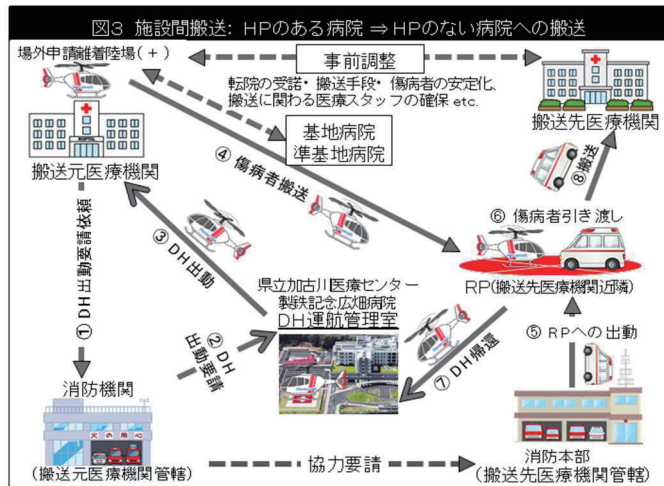
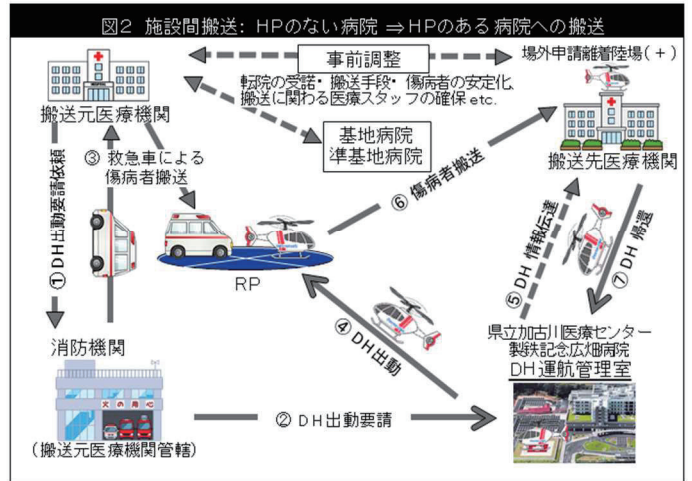
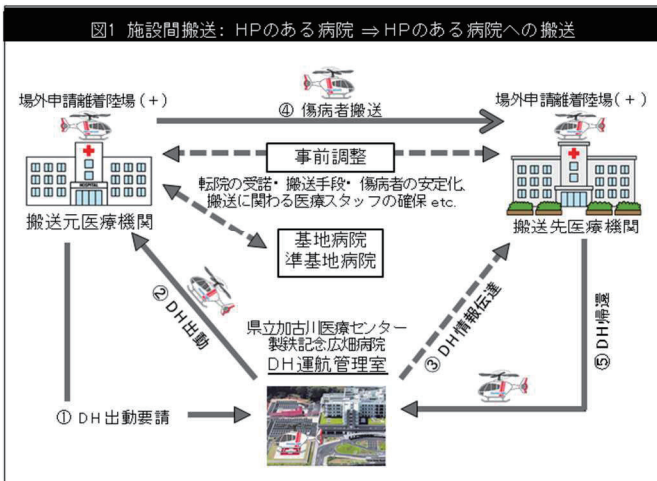


- 図2・3のHPとは、場外申請離着陸場を問わず病院ヘリポート全般をさす。
- ①～⑤ までの手順は、図1と同様
 - ⑥ 医療機関への傷病者収容依頼は、DH 搭乗医師 または (準)基地病院から行う
 - ⑦ DH 帰還
- * RP への到着時間、地上支援隊の準備状況、天候などの情報は、CS ↔ 消防機関、DH パイロット ↔ 消防機関の間で行い、安全運航の確立に努める
- * CS ⇄ 搬送先医療機関で着陸時間、天候、支援の状況などを把握する。



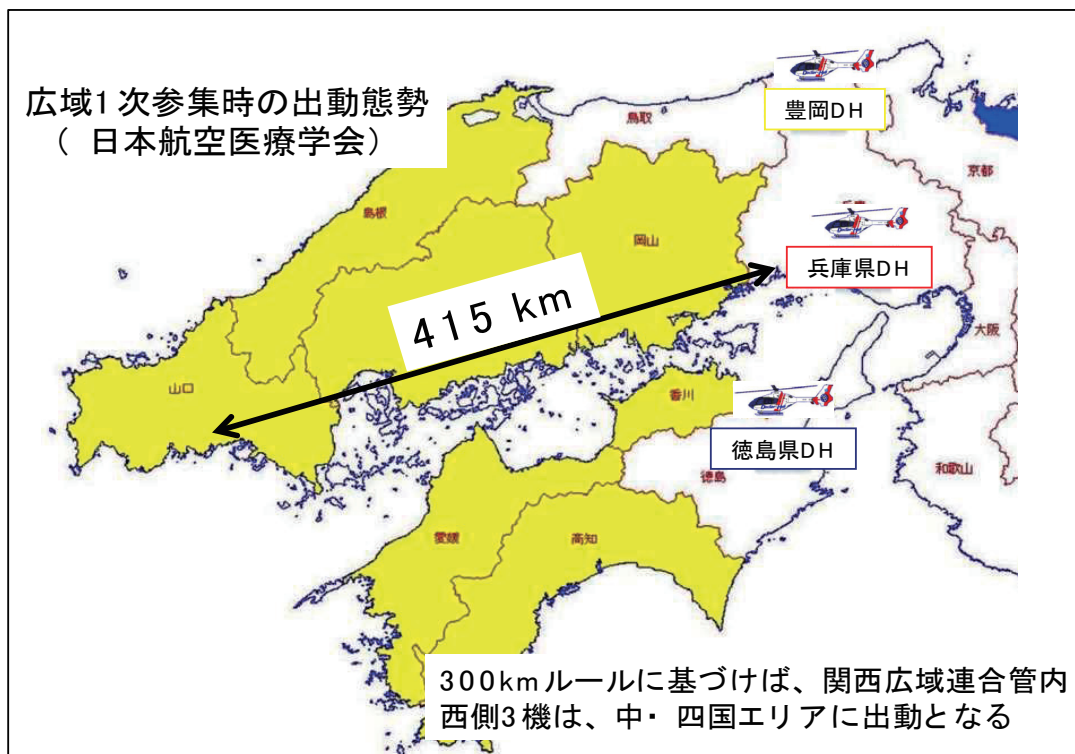
- ①～⑥ までの手順は、図2と同様
- * 搬送元医療機関管轄の消防機関は、搬送先医療機関管轄の消防機関に対して、搬送先医療機関近隣の RP の確保、安全管理、搬送先医療機関への救急車搬送支援を要請する。
- ⑦ DH による傷病者搬送
 - ⑧ 搬送先医療機関管轄消防機関より RP へ救急車派遣
 - ⑨ DH は傷病者を引き継ぎ後、(準)基地病院へ帰還
 - ⑩ RP より救急車あるいは搬送先医療機関所有の車両で傷病者を搬送

別紙7 施設間搬送におけるDH要請手順



別紙7 図1～図4に記した「HP」とは、場外申請離着陸場または非公共用ヘリポートをさす。搬送元・搬送先医療機関の病院ヘリポートが場外申請離着陸場や非公共用ヘリポートに該当しない場合、搬送元医療機関は、管轄消防機関にドクターヘリを用いた施設間搬送を行うことを連絡する。連絡を受けた搬送元医療機関を管轄する消防機関は、その連絡をもって兵庫県ドクターヘリの出動を運航管理室に要請する。(p7の表参照)。

自施設が搬送元医療機関となる場合のドクターヘリ要請手順に関しては、予め運航管理室ないしは基地病院へ確認しておくことが望ましい。

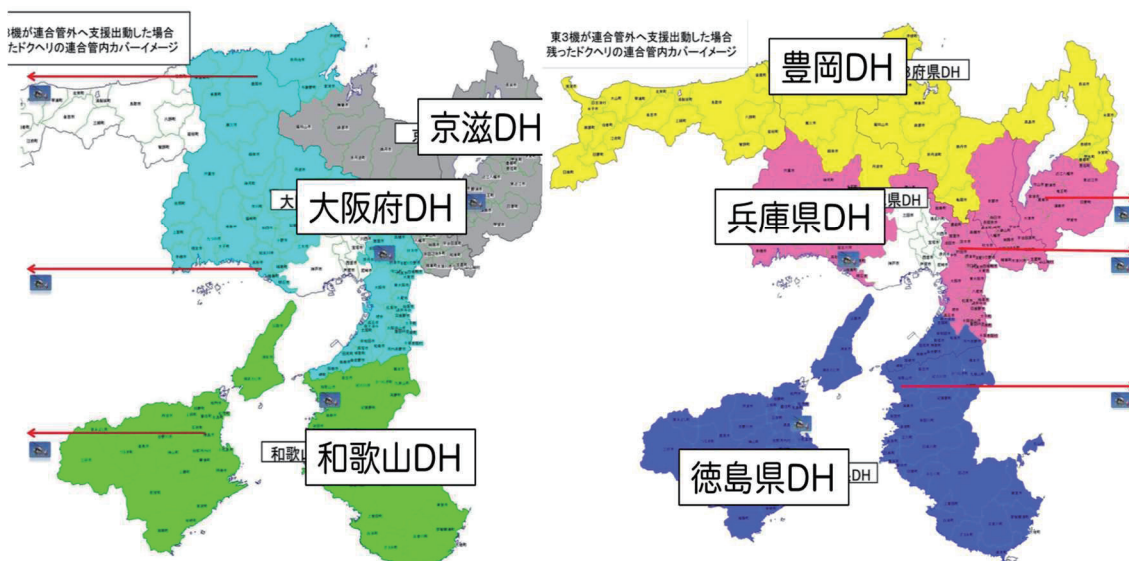


関西広域連合管内における災害出動時の相互補完体制

西側3機出動時、兵庫県ドクターヘリの管轄エリアは、大阪府ドクターヘリが担う。なお、兵庫県・神戸市消防防災ヘリが応援出動していないときは、これを要請することもできる。一方、東側3機出動時は、兵庫県ドクターヘリは、滋賀県、京都府および大阪府の一部地域を補完する。

西側3機出動時

東側3機出動時

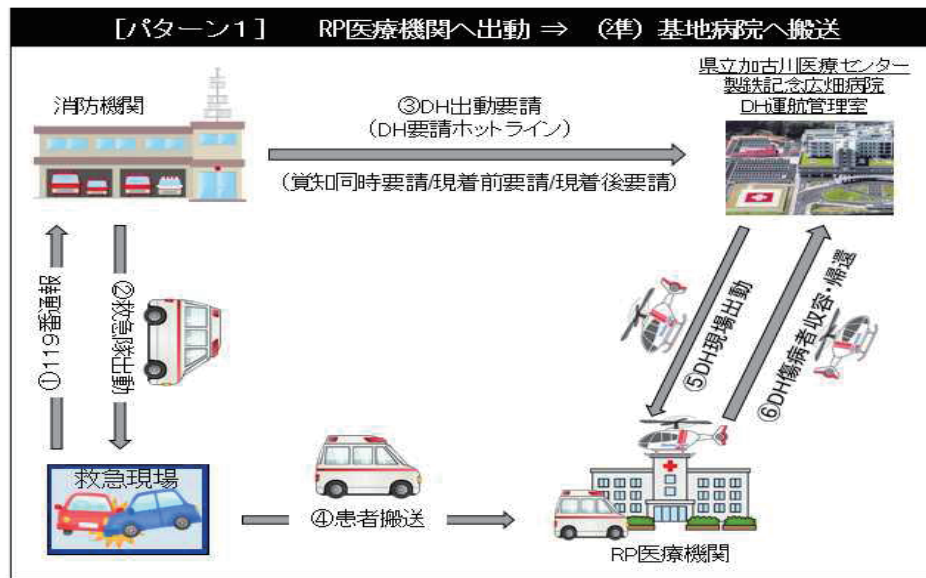


別紙 10 現場出動における DH 要請（医療機関を RP として使用時の取扱い）

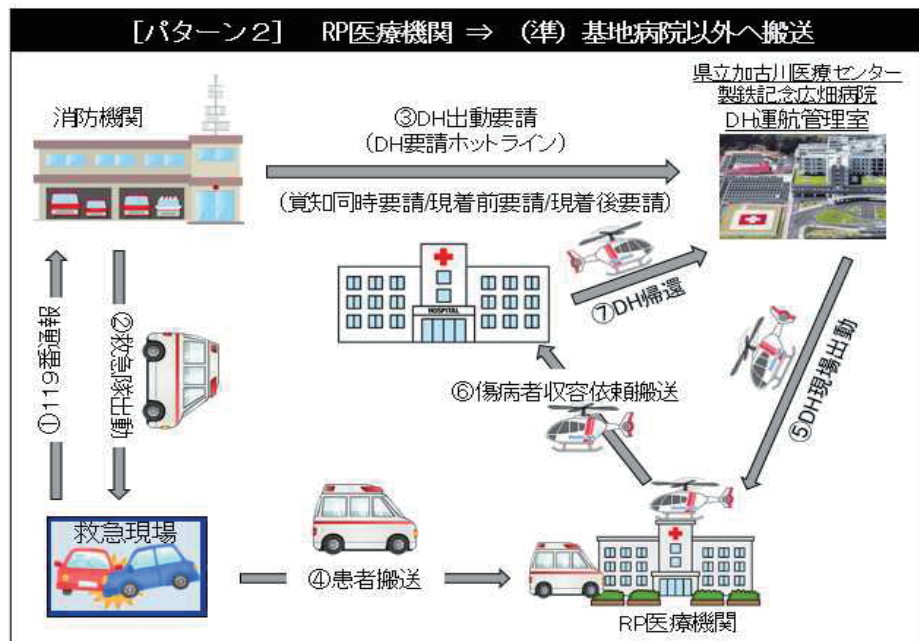
〔前提（想定）条件〕

- 1 救急隊からの要請に基づき、ドクターヘリ出動
- 2 ランデブーポイントとして登録した医療機関に救急隊が一旦搬送
- 3 医療機関内の処置室（初療室）において、当該医療機関の医師が初期治療開始
- 4 ドクターヘリが医療機関に到着後、フライトドクターが処置室（初療室）において、当該医療機関の医師とともに治療
- 5 治療後

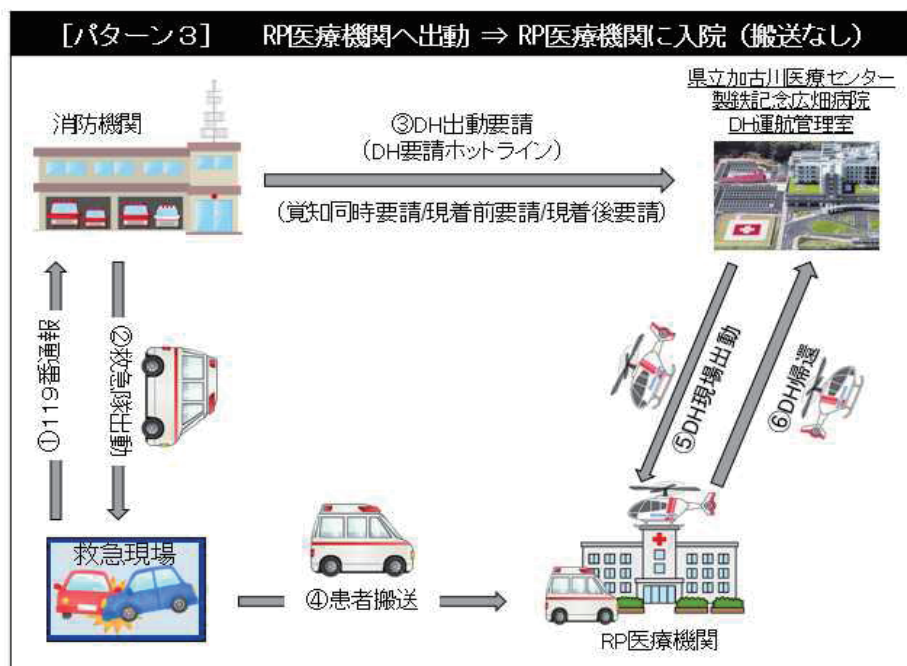
パターン① ⇒ （準）基地病院へ搬送（連れ帰り）



パターン② ⇒ 他の医療機関へ搬送



パターン③ ⇒ ランデブーポイント医療機関に入院



資料
2

○ 診療報酬算定の基本的な考え方

区分	機関	初診料 再診料 外来診察料	救急搬送 診察料	往診料	診療行為① (「パター」医療機関内)	診療行為② (「ヘリ」)
パターン① 〃 ②	ドクター出動病院	○	○	○	×	○
	ランデブー医療機関	○	—	—	○	—
パターン③	ドクター出動病院	×	—	×	×	—
	ランデブー医療機関	○	—	—	○	—

【参 考】現場出動の場合（ドクター出動病院における診療報酬の算定）

	初診料 再診料 外来診察料	救急搬送 診察料	往診料	現場での 医療行為
①連れ帰り	○	○	○	○
②他院搬送（ドクター）	○	○	○	○
②-2 他院搬送（救急車同乗）	○	○	○	○
③他院搬送（救急車同乗なし）	○	—	○	○

「×」算定できない、「—」対象となる行為なし

消防業務に係る燃料調達に関する覚書

(趣旨)

姫路市（以下「甲」という。）と横田石油株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が実施する火災防御、救助、救急等の消防業務に関し、効率的な活動を支援するため、甲が所有する消防車両、船舶及び資機材（以下「消防車両等」という。）の燃料調達について、次のとおり覚書を締結する。

(業務)

第1条 乙は、甲が実施する火災防御、救助、救急等の効率的な活動を支援するため他の業務に支障のない範囲で、甲から申入れがあった際における消防車両等の燃料の確保（以下「燃料調達業務」という。）を行う。

(調達場所)

第2条 前条における消防車両等の燃料調達場所は、原則として乙の管理する飾磨油槽所（姫路市飾磨区中島一文字2997）において行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

(実施時間)

第3条 燃料調達業務は、原則として24時間の対応とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

(経費の負担等)

第4条 燃料調達業務に要する燃料費の負担等については、次のとおりとする。

- (1) 消防車両等の燃料数量については、原則としてガソリンが600リットル、軽油が1,000リットル、灯油が200リットル（これらにより難しい場合は、甲乙が協議の上決定する。）とし、燃料費については、甲が負担する。
- (2) 燃料の単価については、甲と兵庫県石油協同組合姫路支部とが、燃料調達業務を行おうとする年度に契約している契約単価とする。
- (3) 消防車両等の燃料を確保するための容器については、乙が管理するものを甲が借用するものとし、その費用は、甲が負担する。

(覚書の期間)

第5条 この覚書の期間については、平成24年6月1日から平成25年3月31日までとする。

2 この覚書の期間が終了する日の1か月前までに、甲又は乙から、異議の申出のないときは、覚書の期間は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

平成24年6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市飾磨区恵美酒147
横田石油株式会社
代表取締役 横田昌彦

船舶火災の消火等に関する業務協定書

姫路海上保安部長（以下「甲」という。）と姫路市長（以下「乙」という。）は、船舶火災の消火等に関する協力業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、姫路市の区域内において、船舶（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第6項に定める舟を含む。以下同じ。）の火災が発生した場合又は離島及び陸行手段のない沿岸部における救急救助活動を行う場合等において姫路海上保安部（以下「海上保安部」という。）と姫路市の消防機関（以下「消防機関」という。）が協力して業務を円滑に行うことを目的とする。

（担任区分）

第2条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、海上保安部は、これに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川にけい留された船舶又は河川を航行する船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

（火災の調査）

第3条 船舶火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安部と消防機関が協力してこれを行うものとする。

（連絡担当部局）

第4条 海上保安部と消防機関が相互に行う連絡通報の担当部局は、姫路海上保安部警備救難課及び姫路市消防局情報指令課とする。

（通報）

第5条 海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、直ちに相互にその旨を通報するものとする。

（事後連絡）

第6条 海上保安部又は消防機関が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

（情報等の交換）

第7条 法令で定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火薬剤の備蓄状況、その他消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（相互連絡調整）

第8条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部及び消防機関は、次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその推進

（離島等における救急救助活動の協力）

第9条 海上保安部は、姫路市の区域における離島及び陸行手段のない沿岸部で発

生じた救急救助活動で次に掲げるものについて消防機関からの要請があった場合は、これに協力するものとする。

- (1) 荒天等により消防機関が行うことのできない場合の急患輸送
- (2) 消防隊員及び救助資材の海上輸送
- (3) その他救急救助活動に必要な業務

(資機材等の調達)

第 10 条 海上保安部又は消防機関は、災害や事故等の発生により、活動資機材等の調達が困難となった場合又は管理する栈橋の使用が不能となった場合、それらの調達及び使用について相互に応援を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けたものは、業務に重大な支障がある場合を除き、その要請に協力するものとする。

(経費の負担)

第 11 条 船舶火災の消火活動及び救急救助活動等の業務に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、多額の経費を要した場合の経費負担は、その都度甲乙両者が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償責任)

第 12 条 この協定に基づく応援協力等の業務を遂行したことにより職員等が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合は、当該職員等が所属する機関がその損害を補償するものとする。

(協 議)

第 13 条 この協定に疑義のある事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙両者協議のうえ決定するものとする。

(附 則)

この協定は、平成 27 年 2 月 5 日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

平成 27 年 2 月 5 日

甲 兵庫県姫路市飾磨区須加 2 9 4 - 1
姫路海上保安部長 西垣 強

乙 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市長 石見利勝

ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する覚書

姫路市消防局（以下「甲」という。）と大阪ガス株式会社兵庫導管部（以下「乙」という。）は、姫路市消防局管内におけるガス漏れ及び爆発事故等の災害（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生防止と被害の軽減を図るため、情報収集体制等の基本的事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、相互に協力し、ガス漏れ事故等の発生防止と被害の軽減を図るため、消防法、ガス事業法その他関係法令に定めるところによるほか、情報収集体制及び防御活動上の初動体制並びに事故処理体制等の基本的事項を定めて、相互の連携を保ちガス保安体制の強化を図る。

（防御活動上の初動体制の確保）

第 2 条 乙は、ガス漏れ事故等の迅速かつ的確な処理を図るため、受付連絡体制の充実及び出動区分の確立を図るほか、出動要員及び資機材の整備等防御活動上の初動体制の確保に努めるものとする。

（情報収集と通報体制の確保）

第 3 条 甲及び乙は、ガス漏れ事故等の発生又は発生のおそれがある事態を覚知したときは、直ちにその状況を調査、情報収集し、相互に通報できる体制を確保するものとする。

（事故処理体制）

第 4 条 乙は、ガス漏れ事故等の発生又は発生するおそれがある事態を覚知したとき、ガス漏れ事故等の現場（以下「災害現場等」という。）に到着したときは、速やかに甲に連絡し、事故処理に当たり緊密な連携を保たなければならない。

2 乙は、災害現場等を検知したときは、災害防止のため必要な措置を講じるとともに、講じた措置及び災害現場等の状況を逐次甲に連絡しなければならない。

（ガスの供給遮断）

第 5 条 ガス供給遮断については、乙の責任において乙が行うものとする。

ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、甲が乙に代わってガスの供給遮断を行うことができるものとし、甲がガスの供給遮断を行ったときは、直ちにその旨を乙に連絡するものとする。

（地下街等のガス供給遮断）

第 6 条 前条ただし書の規定にかかわらず、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 21 条の 2 第 1 項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物（以下「地下街等」という。）におけるガスの供給遮断については、甲が乙に先行して災害現場等に到着し、広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められる場合のみ、甲が乙に代わってガスの供給遮断を行うことができるものとする。

甲がガスの供給遮断を行った場合は、直ちにその旨を乙に連絡するものとする。

(ガスの供給再開)

第7条 遮断後のガスの供給再開は、二次災害の発生防止を図るため、甲に連絡のうえ乙が行うものとする。

(操作用具等の提供)

第8条 乙は、甲が行うガスの供給遮断に必要な操作用具、操作マニュアル及び遮断弁の設置位置図等を甲に提供するものとする。

(資料の提供)

第9条 乙は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第30条の保安規程その他の資料で消防活動上必要なものをあらかじめ甲に提供するものとする。

(地下街等の定期点検等の実施)

第10条 乙は、地下街等の定期点検の実施に当たっては、甲に事前に点検計画を連絡するとともに、甲が行う火災予防査察等に協力するものとする。

(訓練の実施)

第11条 乙は、甲が行う地下街等におけるガス漏れ事故に係る訓練に参加協力するものとする。

(連絡会議の開催)

第12条 甲及び乙は、ガス漏れ事故等の発生防止及び被害の軽減等について情報を交換するほか、必要な事項を協議するため適宜連絡会議を開催するものとする。

(協議)

第13条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(覚書の保管)

第14条 この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

(効力)

第15条 この覚書は、平成27年3月9日から効力を有するものとする。

平成27年3月9日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

消防長 中川勝正

乙 神戸市中央区港島中町四丁目5番3号

大阪ガス株式会社 導管事業部

兵庫導管部長 石井義章

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、姫路市内において地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、出動要請書（様式第1号）により災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、出動要請書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、その後、速やかに出動要請書を提出するものとする。

2 甲は、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬育成訓練所所長等に対して直接要請が出来るものとする。この場合において、甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の規定により出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動体制報告書（様式第2号）により甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害の現場においては、第1条の規定による出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく捜索活動は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときに終了するものとする。

（捜索活動状況の報告）

第4条 乙は、捜索活動を終了したときは、甲に対して、活動報告書（様式第3号）により報告するものとする。ただし、活動報告書をもって報告するいとまがないときは、電話等で報告し、その後、速やかに活動報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定による出動に関する経費は、甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定により活動報告書を提出した後、甲に対して当該捜索活動に係る費用の実費を請求するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、乙から前条第2項の規定により請求があったときは、捜索活動の内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 甲が負担するもの 甲は、この協定に基づく捜索活動に従事した乙の構成員が、当該捜索活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は捜

索活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、姫路市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年姫路市条例第30号）の規定に準じてその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの 乙は、次に掲げる場合にその損害を補償する

ア 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は搜索活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

2 乙は、前項の規定により甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(平常時の活動)

第8条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

2 甲及び乙は、相互に搜索活動における連携活動のあり方を研究するとともに、前項の訓練を通じて、円滑な搜索活動が実施できるよう努めるものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年（2022年）1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地
一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 別所 訓

資料 2-2-13

災害時における消防用水、生活用水等の供給の協力に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給の協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市及びその周辺で、地震、風水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対し、消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給の協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の処置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消防用水、飲料水以外の生活用水等の供給その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を支援協力要請書（様式第1号）について要請することができる。ただし、文書をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条に規定する要請があったときは、特別な理由がない限り、優先的かつ速やかに要請業務を実施するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定により要請業務を実施したときは、甲に対し、速やかに実施報告書（様式第2号）により、報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が要請業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙による要請業務の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 要請業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、その処理及び解決に当たるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害時において乙が消防用水、飲料水以外の生活用水等を供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、第2条の規定による要請業務の支援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め、通知するものとする。また、連絡責任者を変更したときも同様とする。

(解除)

第10条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除する日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が次に掲げる者に該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(協議)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して、定めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1

年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からも相手方に対し何らの申出もないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和4年（2022年）9月29日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市

姫 路 市 長 _____

乙 大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号
新瓦町ビル5階
大阪広域生コンクリート協同組合

理 事 長 _____

災害時における物資等の輸送に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な物資等の輸送に必要な一般貨物自動車の提供による応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、物資等の輸送に乙の所属会員が所有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする車両の車種、台数及び従事人員
- (3) 応援を必要とする期間、場所等
- (4) 輸送品目及び数量
- (5) 現場責任者
- (6) その他必要な事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により事業用自動車の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、事業用自動車を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した事業用自動車の事業者名、車種、台数、従事人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) 応援に従事した期間及び輸送物資等の内容
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第8条の規定に基づき運輸大臣の許可を受けた額を適用するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、負担すべき額を決定する。なお、乙が自主的に行う輸送業務に伴う費用は、乙の負担とする。

（事故等）

第5条 乙は、提供した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

る。

(補償)

第7条 この協定に基づいて輸送業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者たる自動車運送事業者の責任において行うものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、情報連絡体制等その方策について協議するものとする。

2 前項に掲げる協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する責任者は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成11年(1999年)6月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年(1999年)6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協定先事業所一覧表

業態	事業所名	〒	住所・担当部署等
運	一般社団法人兵庫県トラック協会 西播支部	670-0976	中地26-1 事務局 電話 294-0797
輸	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合 兵庫県本部	651-2112	神戸市西区大津和三丁目3-10 電話 078-975-3200

災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県トラック協会西播支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、支援物資等（以下「物資等」という。）の輸送、一時保管、仕分け等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、物資等の輸送、一時保管、仕分け等のため、乙の所属会員の有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）及び倉庫、フォークリフト、パレット等の資機材（以下「必要資機材」という。）並びに労力の提供が必要と認めるときは、乙に対し、物資等の輸送、一時保管、仕分け等協力要請書（様式第1号）により、協力を要請する業務の内容と必要事項を明らかにし、要請するものとする。この場合において、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第2条 前条の規定により甲が乙に協力を要請する業務（以下「災害業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- (1) 甲が災害時に開設する物資等の集積場所等から甲が指定する場所への物資等の輸送
- (2) 乙の所属会員が所有する倉庫における物資等の一時保管及び当該倉庫から甲が指定する場所への物資等の輸送
- (3) 甲が災害時に開設する物資等の集積場所等での仕分け（物流専門家等の派遣を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する業務

（協力）

第3条 乙は、災害業務の提供の要請があったときは、特別の理由がない限り、当該災害業務を乙の所属会員をもって提供させるものとする。

（報告）

第4条 乙は、災害業務を提供したときは、物資等の輸送、一時保管、仕分け等実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。この場合において、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害業務を提供した事業所名
- (2) 災害業務内容（従事場所、期間、輸送先、輸送した物資等、事業用自動車・必要資機材、人員等）
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 災害業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 物資等の一時保管に要した費用の額は、乙が定める料金を基準として、甲、乙が協議して決定する。
- 3 物資等の輸送に要した費用の額は、乙の所属会員の届出運賃・料金を基準として、甲、乙が協議して決定する。
- 4 物資等の仕分けに要した費用の額は、甲、乙が協議して決定する。

（事故等）

第6条 乙は、災害業務において使用する事業用自動車及び必要資機材が故障その他の理由により使用でき

なくなったため災害業務を中断したときは、速やかに当該事業用自動車及び必要資機材を交換して災害業務を継続するよう、当該災害業務を提供する乙の所属会員に指示しなければならない。

2 乙は、災害業務の提供に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 災害業務の提供により生じた損害の負担については、甲、乙が協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 災害業務に従事した者が、当該災害業務において負傷し、疾病にかかり、死亡した等場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、情報連絡体制等その方策について協議するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に関し、あらかじめ連絡担当者を定め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年(2017年)6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市中地26-1
兵庫県トラック協会西播支部
支部長 濱田長伸

災害時における輸送業務に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県タクシー協会姫路支部（以下「乙」という。）は、災害時における輸送業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における乙の甲に対する協力に関し必要な事項について定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 応急対策を行うために必要な人員、要援護者等の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務
- (3) 災害の状況及び被害情報の収集

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、市内に災害が発生し、乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、協力要請書（様式第1号又は2号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力要請書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送等終了後、乙の提出する報告書（様式第3号又は第4号）に基づき、災害等が発生する直前における運賃・料金及び輸送等に要した経費を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（旅客及び第三者に対する責任等）

第6条 乙は、第2条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

（燃料確保及び車両の通行）

第7条 甲は、乙が第2条により要請された業務の運行に際し、必要な燃料を確保できるように努める。

2 甲は、乙が第2条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年(2020年)11月26日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市西庄151

一般社団法人 兵庫県タクシー協会姫路支部

支部長 河合 利宜

災害時等における船舶による輸送等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時等（地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他住民が緊急に避難する必要が生じた場合をいう。以下同じ。）における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対して行う船舶による輸送等の協力の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものである。

（協力の要請と実施）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の人員の輸送業務
- (2) 救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務
- (3) その他船舶による支援業務

2 前項の規定による要請は、船舶による輸送等の業務への協力要請書（様式第1号）により、業務の内容及び期間等を指定して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により要請することができる。この場合において、甲は要請後、速やかにその内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、当該要請のあった業務の実施に努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、船舶による輸送等の業務への協力報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第4条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等、乙が支出した額）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は当該船舶を交換するなどの措置を講じ、その供給に努めるものとする。

2 乙は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成19年（2007年）1月17日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年(2007年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

協定先事業所一覧表

協定事業所	〒	住所	電話	FAX
高速いえしま株	672-0101	姫路市家島町真浦 571	325-0280	325-2147
(有)高福ライナー	672-0102	姫路市家島町宮 1412 番地の1	325-1970	233-8373
坊勢輝汽船株	672-8063	姫路市飾磨区須加 294	234-1138	234-4488
坊勢渡船(有)	672-0103	姫路市家島町坊勢 488	326-0559	327-1121
家島貨物株	672-0101	姫路市家島町真浦 589 番地 18	325-0150	325-0824
坊勢貨物株	672-0103	姫路市家島町坊勢 694-35	326-0160	234-4488
幸運丸海運株	672-0103	姫路市家島町坊勢 479	327-1168	327-1168

災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と家島船舶協同組合（以下「乙」という。）は、災害時（地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）における船舶による輸送及び応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対して行う船舶による輸送及び応急対策業務の協力の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものである。

（協力の要請と実施）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

(1) 救援物資又は応急対策資機材等の輸送業務

(2) 船舶による応急対策業務

2 前項の規定による要請は、船舶による輸送及び応急対策業務への協力要請書（様式第1号）により、業務の内容及び期間等を指定して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により要請することができる。この場合において、甲は要請後、速やかにその内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、当該要請のあった業務の実施に努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、船舶による輸送及び応急対策業務への協力報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第4条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等、乙が支出した額）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙の供給した船舶が故障その他の理由により運航を中断したときは、乙は当該船舶を交換するなどの措置を講じ、その供給に努めるものとする。

2 乙は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（雑則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して

定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年（2016年）1月14日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市家島町真浦591番地
家島船舶協同組合
理事長 安積保夫

災害時における車両の貸渡に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における必要な自家用自動車有償貸渡許可を受けた車両（以下「車両」という。）の貸渡について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の構成するレンタカー事業者並びに営業所（以下「会員等」という。）に対し、車両貸渡の協力要請等に関し必要な事項について定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、姫路市内（以下「市内」という。）における災害時に車両の貸渡を受ける必要があると認めるときは、被害状況に応じて、乙に対し、乙の会員等の所有する車両の貸渡を要請することができるものとし、会員等はこれに協力的に応じるものとする。

2 乙は、車両の貸渡要請に迅速に対応するため、災害時に車両貸渡可能な会員等を記載した「協力会員等名簿」をあらかじめ作成し、甲に提供するものとする。

（要請の方法）

第3条 第2条第1項の要請は、協力要請及び確認書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力確認書を提出するものとする。

（契約）

第4条 甲は、会員等との貸渡契約に関し、法令及び貸渡約款を遵守しなければならない。

（報告）

第5条 会員等は、車両の提供を行ったときは、速やかに実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（連絡担当者）

第6条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定を円滑に実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)3月18日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

乙 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33

一般社団法人兵庫県レンタカー協会

会長 桐月 忍一郎

災害時における車両の貸渡に関する実施細目協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県レンタカー協会（以下「乙」という。）とは、令和4年3月18日付けで締結した「災害時における車両の貸渡に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、必要な細目を定めるため、次のとおり細目協定を締結する。

（協力会員等の情報提供）

第1条 乙は、協定第2条第2項に規定する「協力会員等名簿」を毎年6月末までに甲へ提供するものとする。なお、変更がない場合はこれを省略することができる。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内における災害時等に車両の貸渡を受ける必要があると認めるときは、被害状況に応じて、乙に対し、会員等の所有する車両の貸渡を要請することができるものとし、迅速に貸渡を行う必要がある場合は、乙の作成した「協力会員等名簿」に基づき、会員等へ直接協力を要請することができるものとする。

（要請への回答）

第3条 会員等は、協定第3条に基づく要請があったときは、協力要請及び確認書（様式第1号）により、車両の貸渡の可否について、甲に回答するものとする。

2 甲は、同第3条に基づき、会員等から回答があった場合は、要請の有無について、速やかに回答するものとする。

（契約及び車両の提供）

第4条 甲は、協定第4条に基づき、契約完了後に会員等から車両の提供を受けるものとする。

2 会員等は、要請に基づき、甲の指示する場所へ車両を搬送するものとする。ただし、災害の状況等により、車両の搬送が困難な場合は、会員等の事業所店頭で車両の提供を受けるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲が協力の要請を行った場合、甲は、乙及び会員等に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 会員等は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(費用の負担)

第6条 協定第2条に基づき会員等が実施した車両の貸渡に係る費用については、車両返却後、会員等の提出する実施報告書(様式第2号)により、所轄行政庁に届けている料金を基準として、甲と会員等が協議して定めるものとする。

2 会員等は、車両の燃料を満タンにして提供し、甲は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。

3 甲は、会員等の提供した車両に損害を与えた場合は、契約書に基づき損害を賠償するものとする。

(細目及び疑義の解決)

第7条 この実施細目協定に関し、疑義が生じた場合又はこの実施細目協定に記載の無い事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

(実施細目協定書の保管)

第8条 この実施細目協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

令和4年(2022年)3月18日

甲 姫路市政策局危機管理室
室長 森谷 典夫

乙 一般社団法人兵庫県レンタカー協会
専務理事 山本 勝

災害時における支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と、兵庫県石油商業組合姫路支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内に地震、風水害等による災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者等救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するも

のとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

3 前2項に定めのないものについては、乙の負担とする。

(防災情報の発信)

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送道路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

(事業継続計画)

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年(2017年)3月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市増位新町二丁目27番地
八木ビル3F
兵庫県石油商業組合 姫路支部
支部長 黒澤 正顕

災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、京都市、大阪府、大阪市、神戸市、姫路市、奈良県、和歌山市及び尼崎市の各都市において、次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「甲」という。）の中央卸売市場及び尼崎市公設地方卸売市場（以下、「協定参加卸売市場」）独自では生鮮食料品等を被災者等に対して十分に供給できない場合において、災害を受けていない都市（以下「乙」という。）に対して行う生鮮食料品等の供給等の協力要請及び支援に関して定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

(供給協力の要請等)

第2条 甲は、緊急に生鮮食料品等の確保をはかる必要のあるときは、乙に対して生鮮食料品等の供給について協力を要請することができる。ただし、甲が要請することが困難な場合には、乙間で協議して必要な支援を行うものとする。

(供給協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

(供給協力要請の手続)

第4条 甲は、乙に対して第2条の規定による要請を行うときは、被害の状況及び必要とする生鮮食料品等の品名・数量等を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて口頭・電話・電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(運搬協力の要請)

第5条 甲は、必要に応じ、生鮮食料品等の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。

(協力経費の負担)

第6条 第2条及び前条に基づく協力及び支援に要した経費負担は、甲乙協議のうえ決定する。なお、乙が自主的に行う救援物資の供給に伴う費用は乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する都市の協定参加卸売市場は、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、この協定を締結する都市の協定参加卸売市場が協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、協定参加卸売市場は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年7月5日から効力を生ずる。

2 旧「災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定」（平成8年5月28日）は廃止する。

平成19年7月5日

京都市中央卸売市場

第一市場長 北 島 誠 一

大阪府中央卸売市場

場 長 矢 野 学

大阪市中央卸売市場

市 場 長 堂 山 達 志

神戸市中央卸売市場

本 場 長 上 運 天 英一

東部市場長 高 橋 正 幸

姫路市中央卸売市場

場 長 坪 田 明 彦

奈良県中央卸売市場

場 長 上 田 善 康

和歌山市中央卸売市場

市 場 長 森 本 信 幸

尼崎市公設地方卸売市場

場 長 田 口 日 出 男

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害
- (3) その他災害で、被災都市への応援が必要とされる場合

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

2 前項に定める応援のほか、次に掲げる応援の実現に努めることとする。

- (1) 被災都市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせん又は提供
- (2) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請と情報収集)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
- (3) 前条第1項第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第2項第1号に掲げる応援を要請する場合には、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

(協定の遵守)

第4条 乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

(生鮮食料品の応援供給の方法)

第5条 乙は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲

との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

(応援経費の負担)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。

2 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附 則

この協定は、平成24年9月1日から効力を生ずる。

平成20年9月1日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年9月1日

全国中央卸売市場協会	会 長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会北海道・東北支部	支部長	元木 朗
全国中央卸売市場協会関東支部	支部長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会東海・北陸支部	支部長	千田 博之
全国中央卸売市場協会近畿支部	支部長	小倉 健宏
全国中央卸売市場協会中国・四国支部	支部長	中川 剛彦
全国中央卸売市場協会九州支部	支部長	戸越 剛

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定める。

(連絡担当部局)

第2条 協定第7条により協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同候補者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を本部事務局に報告する。

(支部の連絡調整体制)

第3条 被災都市の中央卸売市場開設者（以下、「甲」という。）は協定第3条に定める事項について、原則として甲が属する支部事務局（支部長選出都市）に連絡する。但し、甲が支部事務局を設置する都市である場合は、副支部長都市が代わって対応する。

2 甲が属する支部事務局は情報連絡総括としての役割を担い、支部内における応援の協議、調整及び情報提供等を行うこととする。また、本部事務局への情報提供等も原則として支部事務局が一括して行うこととする。

(本部及び他支部の連絡調整体制)

第4条 他支部への情報提供及び広域応援要請は、原則として本部事務局が担当する。また農林水産省との連絡調整についても本部事務局が対応する。但し、甲が本部事務局を設置する都市である場合は、副会長都市が代わって対応する。

2 広域応援要請における都市間の協議及び調整等は各支部事務局が中心となり行うこととする。また支部間における全体調整等は本部事務局が行う。

(その他連絡調整)

第5条 第3条及び第4条に定めるもののほか、必要な連絡調整等については甲が属する支部事務局と本部事務局が協議の上、速やかに対応することとする。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。
平成20年9月1日付の実施細目は、これを廃止する、

平成24年9月1日

災害時における物資の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（乙の営業について）

第7条 災害が発生した場合で、乙が店舗施設の安全を確認した上で営業を再開するときは、甲の協力を受けることができる。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

（協議）

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、平成11年6月1日から平成12年5月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年（1999年）6月 1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

資料 2-3-10

災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、姫路市内に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、姫路市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を必要とする事由

(2) 応援を必要とする種類と数量

(3) 引渡の方法及び引渡場所

(4) その他必要とする事項

(食糧等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食糧等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食糧等の運搬)

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食糧等の引き取り)

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、平成 11 年（1999 年）6 月 1 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 11 年（1999 年）6 月 1 日

甲 姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋 印

乙

緊急時における生活物資確保に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、姫路市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲及び乙協議のうえ、甲が行うものとする。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、姫路市内の店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時の体制）

第6条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、別表第2に掲げる乙の店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の店舗を拠点にして行うものとする。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における生活物資調達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続き等については、甲及び乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に関し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成11年6月1日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成11年6月1日

姫路市安田四丁目1番地
(甲) 姫路市長 堀川和洋

神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
(乙) 生活協同組合コープこうべ
組合長理事 木村正人

別表第1（第4条関係）

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレトペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙オムツ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着

以上 29品目

緊急時における生活物資確保に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（平成11年6月1日締結。以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続き等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（様式第1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は、甲及び乙協議のうえ定めるものとし、甲が当該場所において乙の提出する緊急物資調達確認書（様式第2）により確認のうえ、生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金については、甲が負担するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 生活物資の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（改正及び廃止）

第6条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3箇月前までに相手方に通告しなければならない。

（協議）

第7条 この覚書の実施に関して必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成11年6月1日から発効するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成11年6月1日

（甲） 姫路市安田四丁目1番地
姫路市長 堀川和洋

（乙） 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 木村正人

災害時における飲料水等の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社六甲商会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における飲料水等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に飲料水等を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲料水等の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（供給物資の種類、運搬）

第4条 供給物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとし、甲が指定する場所へ、乙が運搬を行うものとする。

- (1) 飲料水
- (2) ウォーターサーバー
- (3) その他乙の取り扱い物資

（経費の負担）

第5条 前条により乙が甲に供給した物資の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有物資の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が飲料水等を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別紙のとおりに定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年(2019年) 1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 神戸市中央区磯上通6-1-23
株式会社六甲商会
代表取締役社長 和田英剛

災害時における飲料水等の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ニッスイ姫路総合工場（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における飲料水等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に飲料水等を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲料水等の調達が必要となった場合は、引渡し場所、物資名、数量、その他必要とする事項を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（飲料水等の引き取り）

第4条 飲料水等の引渡し場所は、原則として株式会社ニッスイ姫路総合工場内とし、当該場所において乙の立会いの下、甲又は甲の関係団体等が確認の上、引き取るものとする。

（飲料水等の運搬）

第5条 飲料水等の運搬は、原則として甲又は甲の関係団体等が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲に供給した飲料水等の対価及び飲料水等提供に掛かる経費は、甲及び乙が協議し定めるものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からも相手方に対し何らの申出もないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年（2023年）8月25日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎南1-71
株式会社ニッスイ 姫路総合工場
総合工場長

物資供給等に関する機関との協定一覧

1 災害時における物資の供給に関する協定

業態	事業所名	〒	住所	担当部署	電話	FAX	締結日	品目
百貨店	㈱山陽百貨店	670-0912	南町1番地	総務部	223-4895	223-5707	H11.6.1	食糧品、食器類、日用品、衣料品、寝具類、その他取り扱い商品
パストリー	㈱イトーヨーカ堂	102-8450	東京都千代田区二番町8-8	総務部	03-6238-2104	03-6238-3490	H15.4.11	食糧品、食器類、日用品、衣料品、寝具類、その他取り扱い商品
コンビニ	㈱ローソン	141-8643	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎	コンプライアンスリスク統括室	03-5435-1594	03-5759-6944	H11.6.1	食糧品、食器類、日用品、その他取り扱い商品
ホームセンター	NPO法人コメリ災害対策センター	950-1457	新潟県新潟市南区清水4501番地1	事務局	025-371-4185	025-371-4151	H27.11.20	日用品、その他取り扱い商品
	アークランドサカモト㈱	955-0091	新潟県三条市上須頃445番地	姫路店	238-6341	238-6910	H29.3.9	日用品、その他取り扱い商品
	㈱カインズ	367-0030	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	総務部	0495-88-7100	0495-88-7874	R1.7.31	取り扱い商品
	㈱ジュンテンドー	698-0002	島根県益田市下本郷町206番地5	販売事業部	082-890-1232	082-890-0561	R2.3.1	日用品、その他取り扱い商品
	㈱ナフコ	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-1	本社	093-521-5155	093-521-7030	R3.5.1	作業関係、工具関係、食料、飲料水、生活必需品、調整・電気用品、暖房器具、その他取り扱い商品
ドラッグ	ゴダイ㈱	670-0921	綿町104番地 スクエアビル2F	事務局	223-0303	281-8855	H28.1.14	食料品、食器類、日用品、その他取り扱い商品
	㈱スギ薬局	474-0011	愛知県大府市横根町新江62-1	本社	0562-45-2700	0562-45-2702	R3.1.17	一般医薬品、食料品、日用品、災害時の応急対策に必要な物資と判断した商品
その他	ハリマ共和物産㈱	671-0218	飾東町庄313	事務局	253-5217	253-5218	H29.7.3	日用品、その他取り扱い商品
	株式会社カンタニ	670-0974	飯田三丁目102番地	本社	079-234-1757	079-234-9769	R2.8.1	日用品、その他取り扱い商品
	本田冷蔵㈱	671-1226	網干区高田355	本社	090-1440-0539	—	R3.4.1	袋及びカップ入り氷等の氷製品
	㈱ほっかほっか亭総本部	530-0014	大阪府大阪市北区鶴野町3-10	本社	06-6376-8099	06-6376-8135	R4.6.30	弁当を中心とした食糧品、飲料水

2 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定

業態	事業所名	〒	住所	担当部署	電話	FAX	締結日	品目
スーパー	イオンリテール㈱近畿カンパニー	553-0001	大阪府大阪市福島区海老江1丁目1-23	人事総務部	(06) 6457-6111	(06) 6457-6200	H11.6.1	寝具、衣料、炊事用具、食器、日用品雑貨、食糧
	㈱銀ビルストア	670-0912	南町31番地	総務部長	288-0001	281-2556	H11.6.1	寝具、衣料、炊事用具、食器、日用品雑貨、光熱材料、食糧
	マックスバリュ西日本㈱	732-0811	広島県広島市南区段原1丁目3番52号	総務部	082-535-8500	082-261-0056	H11.6.1	食器、日用品雑貨、光熱材料、食糧
	㈱山陽マルナカ広畑店	671-1154	広畑区吾妻町三丁目29-2	店長	230-3600	230-3611	H11.6.1	寝具、衣料、炊事用具、食器、日用品雑貨、光熱材料、食糧
農協	兵庫西農業協同組合	670-0940	三左衛門堀西の町216	総務課	289-8408	289-8419	H29.6.1	食器、炊事用具、日用品雑貨、光熱材料、食糧
コンビニ	㈱ファミリーマート	670-0965	東延末二丁目166 ハリマ第一ビル205号	姫路営業所	288-4011	288-4049	H11.6.1	寝具、衣料、炊事用具、食器、日用品雑貨、光熱材料、食糧

3 緊急時における生活物資確保に関する協定

業態	事業所名	〒	住所	担当部署	電話	FAX	締結日	品目
生協	生活協同組合コープこうべ第7地区活動本部	670-0940	三左衛門堀西の町67	地区本部事務所	285-3941	285-4328	H11.6.1	生活物資29品目

4 災害時における飲料水等の供給に関する協定

業態	事業所名	〒	住所	担当部署	電話	FAX	締結日	品目
その他	㈱六甲商会	651-0086	神戸市中央区磯上通6-1-23	部長	078-265-2501	078-265-2502	H31.1.17	飲料水、ウォーターサーバー、その他取り扱い商品
	㈱ニッスイ 姫路総合工場	672-8022	白浜町宇佐崎南1-71	業務課	245-9001	245-5857	R5.8.25	飲料水

資料 2-4-1

災害情報放送に関する協定

災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送の実施について、姫路市（以下「甲」という。）と姫路ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内で災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために甲が乙に災害情報の放送を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに姫路市地域防災計画の趣旨を尊重し、市民生活の安定に寄与するため、災害情報の放送を実施するよう努めなければならない。

（放送基準）

第3条 災害情報の放送は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 甲において災害警戒本部、災害対策本部又は水防本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。
- (2) 大規模な火災、事故その他重大な災害の発生により、市民に対し緊急に情報を伝達しなければ市内の被害が増大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

（災害情報の発信）

第4条 乙は、前条各号に規定する場合において、甲からの要請により災害情報をテロップで放送し、又は予定する放送番組を中断して放送するものとする。

2 乙は、前項に規定する甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

3 乙は、甲において災害警戒本部、災害対策本部又は水防本部が設置されたときは、甲の災害対策本部会議室に設置されているテレビカメラを使用して中継放送を実施することができる。

（費用負担）

第5条 災害情報の放送に要する費用は、乙の負担とする。

（補則）

第6条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（効力発生日）

第7条 この協定は、平成13年8月1日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成13年7月31日

甲 姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙 姫路ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長 早原正治

災害情報等の放送に関する協定変更協定書

姫路市（以下「甲」という。）と姫路ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、平成13年7月31日付けで締結した災害情報放送に関する協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定名、「災害情報放送に関する協定」を「災害情報等の放送に関する協定」に変更する。
- 2 前文中の「災害に関する情報」を「災害に関する情報及び武力攻撃事態等の情報」に、「(以下「災害情報」という。)」を(以下「災害情報等」という。)に改める。
- 3 第1条を次のように改める。
第1条 この協定は、姫路市で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃事態等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために甲が乙に災害情報等の放送を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。
- 4 第2条中の「姫路市地域防災計画」を「姫路市地域防災計画及び姫路市国民保護計画」に、「災害情報」を「災害情報等」に改める。
- 5 第3条中の「災害情報」を「災害情報等」に、「行なう」を「行う」に改め、(2)のあとに(3)を下記のとおり加える。
(3) 姫路市防災センターに設置している J アラート（全国瞬時警報システム）から情報伝達があったときは、事前協議により定めた放送内容について自動で割り込み放送等を行う。
- 6 第4条「(災害情報の発信)」を「(災害情報等の発信)」に改め、条文中「災害情報をテロップ」を「災害情報等をテロップ等」に改める。
- 7 第5条を次のように改める。
第5条 災害情報等の放送に要する費用は乙の負担とし、Jアラート関連装置等の保守経費については、甲の負担とする。
- 8 第7条中の「平成13年8月1日」を「平成26年2月1日」に改める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

平成26年1月22日

甲 姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長 奥平守幸

資料2-4-2

災害等緊急放送の実施に関する協定書

災害等緊急放送の実施について、姫路市（以下「甲」という。）と株式会社姫路シティエフエム21（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、姫路市における災害等の発生を予防するとともに、災害に因る被害の軽減を図り、以て市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「災害等」とは、台風、集中豪雨、大規模火災、危険物の爆発、地震、その他非常の事態を言う。
- (2) 「緊急放送」とは、第1条の目的を達成するために、甲の要請に基づき乙が必要と認めるとき、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送を言う。

（運用）

第3条 緊急放送の運用にあたり、甲は乙の放送局としての編成権を尊重し、次の各号に定める手順により実施するものとする。

- (1) 乙の通常勤務時間（乙の番組編成により変動するが、概ね午前7時から午後8時までの間）内での運用
 - ア 甲は、ファクシミリ又は電話連絡により、乙の事務所に緊急放送である旨を明示して概要を送付する。
 - イ 乙は、緊急放送の概要を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで、乙の番組編成上の判断を行なった結果、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。

第1報以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。

(2) 前号に掲げる以外の時間での運用

ア 甲は、緊急放送を必要とすると認めたときは、乙の責任者に対して緊急放送の必要性と内容を所定の手順によって連絡し、緊急放送の依頼を行なう。

乙は、甲の依頼が妥当であるとの判断を行なった結果、乙の別途設置する設備によって緊急中継放送を行う。

ただし、甲が所定の手順によって乙への連絡がとれない場合、乙へ連絡がとれても乙が放送できない事態が発生した場合、または、乙の甲への指示による場合は、事前に協議決定された手順に従い、甲が乙の承諾を得て、乙の放送設備に別途設置する緊急電話中継放送設備を使用して、現在放送中の番組と切替えて緊急中継放送を行うことができる。

イ 甲は、乙の承認を得て緊急中継放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告する。

ウ 緊急中継放送の内容から、災害予想規模によって乙の社員が出勤した場合は、乙から甲へ直ちに連絡を取ったうえ、前号による緊急放送に切り替え放送を継続する。

（緊急放送の結果の責任）

第4条 緊急放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲、乙ともにその責任を負うものとする。

（費用の負担）

第5条 緊急中継放送システムの構築に要する費用は、甲が負担する。

- (1) 姫路市災害対策本部に設置する機器及び乙の所有する設備に設置する機器の費用は、甲の負担とする。

又、その機器の点検、更新などに要する経費の負担についても同様とする。

(2) 放送に要する費用は、乙が負担する。

(3) 緊急放送の実施により同時刻に予定していたコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主との協議により、その解決を図るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲、乙が誠意をもって協議し、紳士的に決定する。

(協定の改訂)

第7条 この協定は、甲または乙の発議により、双方協議のうえ改定することができる。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から平成14年7月31日とする。

ただし、協定期限の満1ヶ月前までに甲または乙から異議申し立てがない場合は、引き続き1年間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、各自1通を所持する。

平成13年7月31日

甲 姫路市

姫路市長 堀川和洋

乙 株式会社姫路シティエフエム21

代表取締役 二木英徳

災害等緊急放送の実施に関する協定変更協定書

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社姫路シティ FM 2 1（以下「乙」という。）とは、平成 1 3 年 7 月 3 1 日付けで締結した災害等緊急放送の実施に関する協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

- 1 前文中の「株式会社姫路シティエフエム 2 1」を「株式会社姫路シティ FM 2 1」に改める。
- 2 第 2 条中の「その他非常の事態を言う」を「緊急対処事態、武力攻撃事態、その他非常の事態をいう」に改める。
- 3 第 3 条（1）イ中の「行なった結果」を「行い」に改め、イのあとにウを下記のとおり加える。
ウ 姫路市防災センターに設置している J アラート（全国瞬時警報システム）から情報伝達があったときは、事前協議により定めた録音音声等を自動割り込み装置を用いて放送する。
- 4 第 3 条（2）ア中の「行なう」を「行う」に、「あるとの判断を行なった結果」を「あると判断したときは」に改め、ウのあとにエを下記のとおり加える。
エ 乙は、姫路市防災センターに設置している J アラート（全国瞬時警報システム）から情報伝達があったときは、事前協議により定めた録音音声等を自動割り込み装置を用いて放送する。
- 5 第 5 条を次のように改める。
第 5 条 緊急中継放送システム及び J アラート自動割り込み装置に要する費用は、甲が負担する。
- 6 第 8 条中の「平成 1 4 年 7 月 3 1 日」を「平成 2 7 年 1 月 3 1 日」に改める。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自その 1 通を所持する。

平成 2 6 年 1 月 2 2 日

甲 姫路市
姫路市長 石 見 利 勝

乙 株式会社姫路シティ FM 2 1
代表取締役社長 ニ 木 英 徳

ひめじ減災プロジェクトに関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）は、市民等の参加により災害・減災情報を集約し、甲の災害対策に活用するとともに、その情報を公開・共有し、市民等の災害対策・減災行動を支援することにより災害被害の軽減“減災”を促進する事業を「ひめじ減災プロジェクト」（以下「減災プロジェクト」という。）と位置付け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲及び市民等が災害・減災情報を発信・共有するためのウェブサイトの構築、管理及び運用
- （2） その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項
（役割分担）

第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

- （1） 甲の役割
 - ア 市民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報
 - イ 甲の職員及び関係機関職員に対する減災プロジェクトへの参加及び利活用の促進
 - ウ 避難訓練・防災訓練等での利活用した際の乙に対する活用事例等の情報提供
- （2） 乙の役割
 - ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築
 - イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用

2 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙はこの本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報（各種媒体によるもののほか、口頭により提供されたものを含む。）を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） この協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと。
- （2） この協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること。
- （3） この協定に基づく業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集すること。

- (4) この協定に基づく業務を処理するため収集し、若しくは作成した個人情報をこの業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
 - (5) この協定に基づく業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することがないように、当該個人情報の安全な管理に努めること。
 - (6) 個人情報を取り扱う場所を特定し、持ち出さないこと。
 - (7) この協定に基づく業務を処理するために私用のパソコン等を使用しないこと。
 - (8) この協定に基づく業務を処理するパソコン等にファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと。
- 2 この協定に基づく業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（協定の期間）

第7条 この協定の効力は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の効力の満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定は同一の内容でさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前2条の規定は、この協定の効力の満了後も存続するものとする。

（協定の変更・解約）

第8条 甲又は乙のいずれかが、この協定を変更し、又は解約しようとする場合は、3か月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得るものとする。

（協議）

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月20日

甲：姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙：千葉市美浜区中瀬1丁目3番地
幕張テクノガーデン
株式会社ウェザーニューズ
代表取締役社長 草開 千仁

姫路市の避難所等の情報提供に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、姫路市内において発生する災害に備え、姫路市民及び姫路市に滞在する姫路市民以外の者に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（協力内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、その保有する姫路市内の避難所等の災害に関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報をスマートフォン向け総合防災アプリケーション等の自社サービス上に掲載する等により一般に広く周知するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として無償で行うものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の第三者提供）

第4条 乙は、この協定の規定により甲から得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第6条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年（2017年）9月20日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙 東京都千代田区神田神保町一丁目42番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長

資料 2-4-5

災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社城山（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の3の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における無線機等の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が応急対策業務を実施するに当たり、乙の協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が無線機等の供給を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、供給予定期間、場所等を明示した協力要請書（様式第1号）により協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日、協力要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）無線機等の優先的な供給
- （2）その他甲乙が協議し、協議が整った事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、特別な理由がない限り、協力をするものとする。

（協力内容の報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力をしたときは、終了後速やかに協力内容報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙と協議の上、協力に要する費用を負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、甲の確認を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うことができるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年(2017年)7月12日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市飾東町豊国289番地の1
株式会社 城山
代表取締役 寺尾正

避難所に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と公立大学法人 兵庫県立大学（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害対策基本法に規定される「指定緊急避難場所及び指定避難所」（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 甲は、乙の施設のうち姫路工学キャンパス及び姫路環境人間キャンパスの体育館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議して最大7日間の延長ができるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害であって極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故等の責任）

第6条 甲は、避難所を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。

(2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障を来さないように配慮すること。

(3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取消し)

第9条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第10条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

(前覚書の廃止)

第12条 平成16年4月1日付で、姫路市と兵庫県立大学が締結した「避難所に関する覚書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年(2015年)4月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 石見利勝

乙 神戸市西区学園西町8丁目2番地1

公立大学法人 兵庫県立大学

理事長 清原正義

避難所に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県立_____（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（避難所）

第1条 甲は、乙の施設のうち体育館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、あらかじめ、その旨を乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議して最大7日間の延長ができるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故等の責任）

第6条 甲は、避難所を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

（必要な情報の提供）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。

(2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障を来さないように配慮すること。

(3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

（使用の取消し）

第9条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第10条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年(2003年)6月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 兵庫県姫路市
兵庫県立
校長

避難所に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の避難所及び福祉避難所として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（定義）

第1条 この覚書において、「要援護者」とは、避難生活において特別の配慮を必要とする者をいい、「避難所」とは、災害時に地域住民を切迫する危険から回避させるため、一時的に避難させる場所をいい、「福祉避難所」とは、災害時に避難生活が長期化するおそれがあるときに開設し、要援護者を一時的に避難させる二次的避難所をいう。

（避難所）

第2条 甲は、乙の施設のうち体育館を避難所として指定する。

2 甲は、乙の施設のうち体育館以外の校舎部分を福祉避難所として指定する。

3 甲と乙は、前項の規定により指定する福祉避難所の運用について、別途協定を締結する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、あらかじめ、その旨を乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、3日間以内とする。また、福祉避難所が開設される場合には、甲乙協議の上、原則として避難所を閉鎖することとする。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲乙は協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

避難所の維持、保全及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故等の責任）

第6条 避難者が乙の施設を損傷したときは、甲、乙及び当該施設を損傷した避難者と協議しこれを処理するものとする。

（必要な情報の提供）

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 避難所として指定された乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 避難所として指定された乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

（留意事項）

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 災害の事情により、やむを得ず体育館以外の校舎部分等を避難所として使用しようとする場合は、乙と十分に協議し、仕切り等により当該避難所部分と福祉避難所部分の区分けを行うこと。
- (2) 乙の施設を善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (3) 避難所の開設が数日間にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育及び福祉避難所の運営に支障を来さないように配慮すること。
- (4) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取消し)

第9条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供する必要があるとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(覚書の見直し)

第10条 甲及び乙は、兵庫県地域防災計画において乙の果たす役割が変更された場合は、この覚書を廃止し、別途、協定を締結する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)8月21日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市苜編688-58
兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
校長 高濱隆

県立施設 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

No.	学 校 名	〒	住 所	電 話	F A X
1	兵庫県立姫路東高等学校	670-0012	姫路市本町68番地70	285-1166	285-1167
2	兵庫県立姫路西高等学校	670-0877	姫路市北八代二丁目1番33号	281-6621	281-6623
3	兵庫県立姫路南高等学校	671-1143	姫路市大津区天満191番地5号	236-1835	236-3186
4	兵庫県立網干高等学校	671-1234	姫路市網干区新在家259-1	274-2012	274-2015
5	兵庫県立姫路別所高等学校	671-0223	姫路市別所町北宿303番地の1	253-0755	253-0726
6	兵庫県立姫路飾西高等学校	671-2216	姫路市飾西148番地2	266-5355	266-5354
7	兵庫県立姫路工業高等学校	670-0871	姫路市伊伝居600番地の1	284-0111	284-0112
8	兵庫県立飾磨工業高等学校	672-8064	姫路市飾磨区細江319番地	235-1951	235-1952
9	兵庫県立姫路商業高等学校	670-0983	姫路市井ノ口468番地	298-0437	298-0439
10	兵庫県立家島高等学校	672-0102	姫路市家島町宮1759番地1	325-0165	325-1188
11	兵庫県立夢前高等学校	671-2103	姫路市夢前町前之庄643番地1	336-0039	336-0585
12	兵庫県立香寺高等学校	679-2163	姫路市香寺町土師547	232-0048	-
13	兵庫県立大学姫路工学キャンパス	671-2201	姫路市書写2167	266-1661	266-8868
14	兵庫県立大学姫路環境人間キャンパス	670-0092	姫路市新在家本町一丁目1-12	292-1515	293-5710
15	姫路聴覚特別支援学校	670-0012	姫路市本町68-46	284-0331	222-5237
16	姫路特別支援学校	671-0247	姫路市四郷町東阿保476-1	285-3765	285-2039
17	姫路しらさぎ特別支援学校	670-0986	姫路市苫編688-58	295-2200	298-1060
18	兵庫県立子どもの館	671-2233	姫路市太市中915-49	267-1153	266-4632
19	姫路公園競馬場	670-0882	姫路市広峰2丁目7-80	282-5181	282-5185

避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と学校法人獨協学園 姫路獨協大学（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害発生時の避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、今後予想される地震災害等において、住民の避難が必要となった場合に備えて、乙の学内に、甲乙双方の協力の下に、住民に対して、より安全な避難所を確保することを目的とする。

（避難所）

第2条 甲は、乙の施設のうち体育館及び創立15周年記念館を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第3条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は、避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（開設の期間）

第5条 避難所の開設期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲乙協議の上、最大7日間の延長ができるものとする。

（所管事項）

第6条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持及び保全並びに災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

（事故の責任）

第7条 避難者が乙の施設を損傷させたときは、甲乙及び当該施設を損傷させた避難者と協議して、これを処理するものとする。

（経費負担）

第8条 避難所の運営管理に係る経費のうち、光熱水費は、乙が負担し、その他の費用は、甲が負担するものとする。

（必要な情報の提供）

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第 10 条 甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、学校教育に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取消し)

第 11 条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、甲に対して、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 22 年 (2010 年) 1 月 15 日

甲 姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市上大野七丁目 2 番 1 号
学校法人獨協学園
姫路獨協大学
学 長 奥村勝彦

避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と学校法人日ノ本学園（以下「乙」という。）は、乙が運営する施設（以下「乙の施設」という。）を災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所（以下これらを「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、今後予想される災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）において、住民の避難が必要となった場合に備えて、乙の学内に、甲乙双方の協力の下に、住民に対して、より安全な避難所を確保することを目的とする。

（避難所として使用する場所）

第 2 条 甲は、乙の施設のうち姫路日ノ本短期大学の体育館、百周年記念館（会議室、応接室）及び学生ホール並びに日ノ本学園高等学校の C 棟（集会室、クラブ室、和室、茶室）及び D 棟（福祉実習室、201 教室、202 教室）を避難所として使用するものとする。

2 乙の施設において甲が避難所を設置する場合の設置順は、前項に規定する順とする。

3 災害の規模により、第 1 項に規定する以外の場所についても、甲、乙協議の上、避難所として使用することができるものとする。

（設備等の整備）

第 3 条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第 4 条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第 1 号）又は避難所閉鎖通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の職員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（設置期間）

第 5 条 避難所の設置期間は、7 日間以内とする。ただし、必要により、乙の学校教育に支障のない範囲で、甲、乙協議して延長することができるものとする。

（所管事項）

第 6 条 避難所の設置に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとし、相互に協力するものとする。この場合において、乙は、乙の所管事項を乙が指名するものに実施させることができる。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持及び保全並びに避難所の運営支援に関すること。

2 甲及び乙は、避難所の設置について、前項のそれぞれの所管事項以外の事項についても、相互に協力するものとする。

（事故等の責任）

第 7 条 甲は、避難所を設置する場合において、甲若しくは避難所を利用する者が乙の施設を損傷させたとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するもの

とする。ただし、乙又は乙の指名するものの責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(経費負担)

第8条 避難所の管理及び運営に係る経費については、甲、乙協議の上、決定する。ただし、光熱水費並びに避難所の管理及び運営に協力する乙の職員の人件費、交通費等については、乙が負担する。

(必要な情報の提供)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

- (1) 乙の施設に係る工事を行う場合
- (2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第10条 甲は、乙の施設を避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難所の設置が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の学校教育に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の中止)

第11条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、甲による乙の施設の避難所としての使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失については、これを補償しないものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年(2018年)1月26日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市香寺町香呂890
学校法人日ノ本学園
理事長 木原裕

避難所に関する覚書

姫路市（以下「甲」という。）と有限会社三晃商事（以下「乙」という。）は、乙が運営する姫路市休養センター「香寺荘」（以下「乙の施設」という。）を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所（以下これらを「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、今後予想される災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）において、住民の避難が必要となった場合に備えて、乙の施設内に、甲乙双方の協力の下に、住民に対して、より安全な避難所を確保することを目的とする。

（避難所として使用する場所）

第2条 甲は、乙の施設のうち浴室前休憩所、宴会場及び客室を避難所として使用するものとする。

2 乙の施設において甲が避難所を設置する場合の設置順は、前項に規定する順とする。

3 災害の規模により、第1項に規定する以外の場所についても、甲、乙協議のうえ、避難所として使用することができるものとする。

（設備等の整備）

第3条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（避難所の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の従業員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。

（設置期間）

第5条 避難所の設置期間は、7日間以内とする。ただし、必要により甲、乙協議して、乙の業務に支障のない範囲で延長ができるものとする。

（所管事項）

第6条 避難所の設置に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとし、相互に協力するものとする。この場合において、乙は、乙の所管事項を乙が指名するものに実施させることができる。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持及び保全並びに避難所の運営支援に関すること。

2 甲及び乙は、避難所の設置について、前項のそれぞれの所管事項以外の事項についても、相互に協力するものとする。

（事故等の責任）

第7条 甲は、避難所を設置する場合において、甲若しくは避難所を利用する者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙又は乙の指名する者の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(経費負担)

第8条 避難所の管理及び運営に係る経費については、甲、乙協議のうえ、決定する。ただし、光熱水費は乙が負担するものとする。

(必要な情報の提供)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

- (1) 乙の施設に係る工事を行う場合
- (2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第10条 甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難所の設置が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、事業に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の中止)

第11条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供することが生じたとき、又は甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲による乙の施設の避難所としての使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失については、これを補償しないものとする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、姫路市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年(2020年)4月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 大阪府大阪市北区中崎一丁目5番28号
有限会社 三晃商事
代表取締役 吉井啓二

民間施設 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

No.	施設名	〒	住所	電話	FAX
1	姫路獨協大学	670-8524	上大野七丁目2-1	223-9199	285-0352
2	姫路日ノ本短期大学・日ノ本学園高等学校	679-2151	香寺町香呂890	232-4140	232-8309
3	姫路市休養センター「香寺荘」	679-2165	香寺町恒屋1470	232-7788	—
4	宮区民総合センター	672-0102	家島町宮1049	325-0005	—
5	宮区民会館	672-0102	家島町宮1055	325-0224	—
6	宮防災会館	672-0102	家島町宮1631-2	325-8055	—
7	真浦区民総合センター	672-0101	家島町真浦571	325-0214	—
8	真浦区民会館	672-0101	家島町真浦2379	325-2236	—
9	小畑公民館	671-2101	夢前町山之内庚463	338-0927	—
10	犬飼公民館	679-2131	香寺町犬飼464-1	232-1611	—
11	北恒屋公民館	679-2165	香寺町恒屋1551-1	—	—
12	狭戸公民館	671-2423	安富町狭戸644-1	0790-66-3283	—
13	関公民館	671-2416	安富町関696	—	—

災害時における一時避難場所に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と有限会社網干自動車教習所（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、地域住民の安全確保のための避難場所に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるための甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいうものとする。

（避難場所として使用する場所）

第3条 甲は、乙の施設のうち校舎2階の学科教室を避難場所として使用するものとする。

2 災害の規模により、前項に規定する以外の場所についても、甲、乙協議の上、避難場所として使用することができるものとする。

3 甲は、前項により決定された範囲を遵守し、適切な使用を心がけるものとする。

（協力内容）

第4条 乙の協力内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難者の収容
- (2) 飲料水、食事場所の提供
- (3) その他避難者の支援に必要な事項

（協力の要請）

第5条 甲は、支援協力の必要があるときは、乙に対し協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、自主防災組織等から支援協力の要請を受けたときは、自主的な判断に基づき、前項の規定による要請として扱うことができる。その場合、乙は速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙は、業務に支障のない範囲で前2項の要請を受諾し、支援協力するものとする。

（避難場所の開設）

第6条 前条本文の連絡を受けた乙は、速やかに避難場所として使用する第3条第1項の施設（以下「使用施設」という。）について受け入れ準備を行い、避難してきた地域住民の受け入れを行うものとする。

（支援協力の期間）

第7条 支援協力の期間は、乙が支援協力に係る要請を受諾したときから甲が当該支援協力の必要がないことを確認したときまでとする。ただし、その期間はおおむね1週間程度とし、さらに長引くおそれがある場合は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(費用経費)

第8条 原則として、実費相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(必要な情報の提供)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に施設変更報告書(様式第2号)により報告しなければならない。

- (1) 乙の施設に係る工事を行う場合
- (2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(留意事項)

第11条 甲は、乙の施設を避難場所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 避難場所の設置が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の運営に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難場所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の中止)

第12条 乙は、国又は兵庫県がやむを得ない事由により乙の施設を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、甲による乙の施設の避難場所としての使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失については、これを補償しないものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和4年(2022年)10月14日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市網干区高田108番地
有限会社網干自動車教習所
代表取締役社長 廣橋一仁

資料 2-5-3

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に関わる防災活動について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の所有、又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対し、食糧、生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続）

第3条 前条第1項の規定による甲からの要請（以下「要請」という。）は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、協力実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。この場合において、物資の価格は、災害発生直前における適正価格とし、その代金は甲が支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（連絡責任）

第7条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。
ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲及び乙が協議し、甲又は乙のいずれからも更新拒絶の意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年(2022年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオンリテール株式会社
取締役専務執行役員近畿カンパニー支社長
土谷 美津子

災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供 並びに物資等の供給及び運搬に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と姫路商工会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部又はこれに準じた体制を設置したときは、乙に対して、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 災害時において交通が途絶したため、帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、水道水、トイレ等の提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- (2) 次に掲げる乙の施設の一部（以下「受入施設」という。）を、帰宅困難者に無償で提供すること。

所在地	姫路市下寺町43番地
施設名	姫路商工会議所
対象範囲	1階：展示室 2階：ホール

- (3) 受入施設で帰宅困難者約100名が1泊するために必要な数量の食料、水及び生活用品を、無償にて帰宅困難者に対して提供すること。
 - (4) 甲が災害時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、甲に対して、当該物資等の供給及び運搬を行うこと。
- 2 前項第4号に基づいて協力を要請する場合、甲は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（別記様式）をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出することができるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、乙の業務に支障がなく、かつ乙が相当と認める範囲及び期間において、協力の措置をとるよう積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、前条第1項の要請を受け、協力の措置の内容が決定した場合は、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条第1項第4号の物資等の供給を実施したときは、速やかに乙が作成する物資等供給報告書により甲に報告するものとする。
- 4 乙は、必要に応じ、甲に対して前条第1項第4号の物資等の運搬について協力を求めることができるものとする。

（物資の種類）

第4条 第2条第1項第4号の物資等の種類は、第2条第2項の要請を行った時点において、

乙が調達することが可能なものとする。

(経費の負担と費用の支払)

第5条 第2条第1項第4号に基づく要請に対して、乙が甲に供給した物資等の対価及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、物資等の供給及び運搬が終了した後、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

3 前項の規定により定められた対価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。
(平常時の活動)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等に可能な範囲で参加するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所
姫路商工会議所会頭 齋木俊治郎

災害時支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、姫路市域において災害が発生した場合等に、甲が乙の協力による支援を受けることについて、必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（対象となる災害）

第1条 甲は乙に対し、次に掲げる災害の発生に際して、次条に規定する支援を要請することができるものとする。

- (1) 姫路市域に避難を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

（乙が行う支援）

第2条 乙が行う支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者のクラブハウスへの収容
- (2) 浴場の提供
- (3) ヘリコプターの臨時離着陸場の提供
- (4) その他甲乙協議により行う支援

（支援の要請）

第3条 甲は、前条に規定する支援を要請するときは、協力要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は電話等にて支援を要請することができる。この場合において甲は、事後速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、甲から支援の要請があったときは、支援を円滑に行うよう努めるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条各号に掲げる支援に要した経費のうち、第1号から第3号までに要した経費については乙の負担とし、第4号に要した経費については甲乙協議して決めるものとする。

（事故等の責任）

第5条 避難者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した避難者と協議してこれを処理するものとする。

（留意事項）

第6条 甲は、乙の支援を受けるに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 乙の施設を善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

（疑義の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲

乙協議して処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙

災害時支援協力に関する協定 締結ゴルフ場一覧

事業所名	〒	住所	電話
青山ゴルフクラブ	671-2222	青山 1464	266-1125
旭国際姫路ゴルフ倶楽部	679-2154	香寺町相坂 1356-8	232-1201
白鷺ゴルフクラブ	679-2113	山田町南山田 120	263-3311
姫路シーサイドゴルフコース	671-0101	大塩町 2035-4	254-5881
姫路書写ハートフルゴルフクラブ	671-2123	夢前町山富 13-2	337-3939

※姫路書写ハートフルゴルフクラブは平成27年3月11日に協定締結

民間施設 協定等一時避難場所・一時滞在施設一覧

No.	施設名	〒	住所	電話	FAX
1	イオン姫路店 駐車場 (イオンリテール(株)近畿カンパニー)	670-0807	増位本町2-12-10	224-2121	—
2	イオン姫路姫路店 駐車場 (イオンリテール(株)近畿カンパニー)	671-1146	大津区大津町2-5	230-6810	—
3	イオン姫路リバーシティー店 駐車場 (イオンリテール(株)近畿カンパニー)	672-8064	飾磨区細江2560	231-2210	—
4	姫路商工会議所	670-0932	下寺町43	222-0601	288-0047
5	(有)網干自動車教習所	671-1226	網干区高田108	274-1839	274-2729
6	青山ゴルフクラブ	671-2222	青山1464	266-1125	266-1117
7	旭国際姫路ゴルフ倶楽部	679-2154	香寺町相坂1356-8	232-1201	232-4500
8	白鷺ゴルフクラブ	679-2113	山田町南山田120	263-3311	263-3303
9	姫路シーサイドゴルフコース	671-0101	大塩町2035-4	254-5881	254-3301
10	姫路書写ハートフルゴルフクラブ	671-2123	夢前町山富13-2	337-3939	337-2700

資料 2-5-6

災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と公益社団法人姫路青年会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部又は災害警戒本部を設置したときは、甲は、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が災害時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、乙が甲に対して、当該物資等の供給及び運搬を行うこと。
- (2) 甲が開設する避難所等における物資の仕分け等を行うこと。
- (3) その他甲が必要と認める災害応急活動

2 前項各号の規定により協力を要請する場合、甲は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障がなく、かつ、乙が相当と認める範囲及び期間において、協力の措置をとるよう積極的に努めるものとする。この場合において、乙は、協力の措置の内容が決定したときは、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条第1項第1号の物資等の供給を実施したときは、速やかに乙が作成する物資等供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して前条第1項第1号の物資等の運搬について協力を求めることができるものとする。

（物資の種類）

第4条 第2条第1項第1号の物資等の種類は、同条第2項の要請を行った時点において、乙が調達することが可能なものとする。

（経費の負担と費用の支払）

第5条 第2条第1項第1号の規定による要請に対して、乙が甲に供給した物資等の対価及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、物資等の供給及び運搬が終了した後、甲、乙協議の上、定めるものとする。

3 前項の規定により定められた対価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかか

り、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等に可能な範囲で参加するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 10月14日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市下寺町43番地
公益社団法人姫路青年会議所
代表者 竹田浩章

資料 2-5-7

災害時における畳の提供等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の3の規定に基づき、姫路市内に地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に避難所等における良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 災害時において、甲が畳を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、日時、場所等を明示した支援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。

（1）避難所等までの畳の輸送

（2）利用後の畳の処理

（支援の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲の要請を実施するものとする。

（支援の報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

（訓練への参加）

第9条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年(2015年)3月19日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前田敏康

災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における避難所設営等に必要な物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て避難所設営等に必要な物資を、より速やかに、かつ、円滑に調達できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生時において物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、他に優先的して速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害の発生時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生時の直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害の発生時において乙が物資を配送し、及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換に努めるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害の発生時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する30日前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を終了する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年（2014年）9月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙

協定先事業所

事業所名	住所・電話
和光パッケージ株式会社	姫路市飾磨区入船町2-6 電話 233-5100、FAX 234-5871
釜谷紙業株式会社	姫路市別所町北宿1156 電話 253-3333、FAX 253-4444
株式会社貝藤商会	姫路市飾磨区妻鹿1718-1 電話 246-1918、FAX 246-2871

資料 2-5-9

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ姫路株式会社、ネッツトヨタ兵庫株式会社及びネッツトヨタウエスト兵庫株式会社（以下これらを「乙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社 兵庫支社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

- 第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し外部給電可能な車両の提供協力要請書（様式第1号）を提出することにより要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。丙は、従業員の安全を確保した上で、乙の窓口・とりまとめ役を務める。
- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保した上で、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等のニーズへの対応）。
- 4 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販売やトヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合は、甲、乙両者で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引き渡した場合は、甲に対し速やかに外部給電可能な車両の提供協力受書(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び返却場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の燃料費については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合は、この限りでない。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(賠償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責事由があるものが、賠償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際し必要となる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、姫路市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、
第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式第3号)により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合は、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙又は丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 2年 8月24日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
兵庫トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役社長 西村 公秀

姫路市花田町一本松90-1
トヨタカローラ姫路株式会社
代表取締役社長 瀧川 祥也

神戸市中央区栄町通7丁目1-3
ネットトヨタ兵庫株式会社
代表取締役社長 西村 卓也

神戸市長田区大道通5丁目101番地の2
ネットトヨタウエスト兵庫株式会社
代表取締役社長 谷口 弘一

丙 神戸市長田区北町2-9-2
トヨタモビリティパーツ株式会社
兵庫支社長 阿部 誠司

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と姫路三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （3）前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（協力の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する外部給電可能な車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、電動車両等を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両等運搬不可能な場合は、甲、乙両方で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、電動車両等を引き渡した場合は、甲に対し速やかに電動車両等の貸与報告書（様式2号）を提出するものとする。

（電動車両等の返却）

第7条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第8条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（賠償）

第10条 電動車両等の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

（1）甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

（2）自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

（自動車保険の取扱い）

第11条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠償保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）

第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

（1）使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

（2）原則として、姫路市内で使用する。

（3）電動車両等が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届（様式3号）により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（電動車両等の情報提供）

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合は、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議する。

（訓練等）

第15条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙又は丙の負担とする。

（普及・周知活動）

第16条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、電動車両等の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

（協議）

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年（2021年） 8月 18日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市花田町一本松字深田 89 番地
姫路三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 西原 興一郎

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長 兼 最高経営責任者 加藤 隆雄

電気自動車を活用した災害連携協定

姫路市(以下「甲」という。)と兵庫日産自動車株式会社及び日産プリンス兵庫販売株式会社(以下「乙」という。)並びに日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、電気自動車の普及を通じ、姫路市内の自助力、共助力、公助力向上を図り、甲が乙及び丙の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生した若しくはその可能性があること(以下「災害時等」という。)によって、姫路市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

(電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害時等により、避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)が必要なときは、乙に対し、第1号様式「協力要請書」により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況および避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、甲の責任において行うものとする。甲が車両等運搬不可能な場合は、甲、乙両者で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

(管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(賠償)

第8条 電動車両等の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(返却)

第10条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第11条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(訓練等)

第12条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が

行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙又は丙の負担とする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第14条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第16条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第18条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名の

うえ、各自その1通を保有する。

令和4年 8月29日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長

乙 神戸市中央区北本町通5丁目2番24号
兵庫日産自動車株式会社
代表取締役社長

神戸市灘区烏帽子町3丁目3番11号
日産プリンス兵庫販売株式会社
代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社

災害時における福祉避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と 株式会社 姫路キャッスルホテル（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。
2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、姫路市内に災害が発生し、市長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

- (1) 乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供
- (2) 福祉避難所の開設及び運営
- (3) 要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	姫路キャッスルホテル
所在地	姫路市三左衛門掘西の町210番地

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙と別途協議するものとする。

- (1) 乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費
- (2) 要援護者の移送に要する経費のうち、やむを得ず外部に依頼した場合の経費
- (3) 要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに

相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

(災害時要援護者用一時避難所に関する協定の廃止)

第12条 平成18年1月17日に甲と乙が締結した災害時要援護者用一時避難所に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)3月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市三左衛門掘西の町210番地
株式会社 姫路キャッスルホテル
取締役社長 塩澤 功

災害時における福祉避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、姫路市内に災害が発生し、市長があらかじめ指定する避難所では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

- (1) 乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供
- (2) 福祉避難所の開設及び運営
- (3) 要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	
所在地	

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙と別途協議するものとする。

- (1) 乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費
- (2) 要援護者の移送に要する経費のうち、やむを得ず外部に依頼した場合の経費
- (3) 要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年(2015年)9月11日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙

災害時における福祉避難所に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力の要請を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、乙に就学する児童生徒のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に避難生活が長期化するおそれがあるときに開設し、要援護者を一時的に避難させる二次的避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、姫路市内に災害が発生し、市長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

(1) 乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

(2) 福祉避難所の開設及び運営

(3) 要援護者の受入体制の整備

2 乙は、乙の行う教育活動に支障を来たさない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲の乙に対する協力要請の対象とすることができる施設は、次のとおりとする。ただし、体育館は除くものとする。

施設の名称	
所在地	

（経費の負担）

第5条 第3条第1項各号に規定する協力に係る費用のうち、要援護者に要する生活物資等の調達に当たり、乙が直接支払を行った経費は、原則、甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙と別途協議するものとする。

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲及び乙並びに当該要援護者が協議してこれを処理するものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定の実施に当たり、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協定の継続又は終了）

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、

この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、乙の行う教育活動に支障を来さないように、福祉避難所として使用する区域を見直すなどの配慮に努めること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年(2013年)5月21日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙

校長 _____

姫路市の福祉避難所一覧(令和5年4月1日現在)

区分	名称	所在地	
民間施設 (54)	あおやま	姫路市青山西5丁目8-48	
	あさなぎ	姫路市白浜町乙836番地	
	いえしまホーム	姫路市家島町真浦2101番地41	
	泉の杜	姫路市豊富町神谷3041-20	
	いやさか苑	姫路市白浜町宇佐崎北一丁目29番地	
	うさぎ	姫路市東山577番地	
	大津みやび野ホーム	姫路市大津区大津町一丁目31番地111	
	オレンジ姫路	姫路市飾磨区上野田六丁目38番地	
	キャッシル真和	姫路市山田町西山田726の1	
	清住園	姫路市飾東町清住555番地	
	銀の櫛	姫路市網干区興浜907-202	
	光寿園	姫路市夢前町宮置821番地1	
	香照苑	姫路市香寺町須加院338番地506	
	厚生園	姫路市御立西四丁目1番19号	
	こうろ苑	姫路市香寺町香呂55番地1	
	こころ広畑	姫路市広畑区小松町二丁目66-28	
	サン・ビレッジ姫路	姫路市町坪468番地	
	サン・ビレッジ夢前	姫路市夢前町又坂405番地	
	サンライフ土山	姫路市土山東の町9番12号	
	サンライフ御立	姫路市御立東五丁目1番1号	
	サンライフ西庄	姫路市西庄甲87番1	
	汐里	姫路市の形町的形1768-28	
	しかまの里	姫路市飾磨区阿成植木960	
	書写ひまわりホーム	姫路市書写634番地198	
	しらさぎの里	姫路市林田町山田351-3	
	清寿園	姫路市飾東町豊国字東山ノ端210番地	
	星陽	姫路市別所町別所1131	
	第二姫路・勝原ホーム	姫路市勝原区下太田201	
	なごみの里	姫路市大津区吉美780番地	
	ネバーランド	姫路市船津町5271-16	
	白鳥園	姫路市林田町久保161番地2	
	姫路・勝原ホーム	姫路市勝原区下太田573	
	美郷苑	姫路市四郷町坂元44番地1	
	むれさき苑	姫路市四郷町東阿保44番地	
	山彦ホーム	姫路市花田町加納原田155番地	
	ゆめさき三清荘	姫路市夢前町前之庄4514	
	夢の里	姫路市夢前町戸倉字登り尾1105番地38	
	ライフサポートひめじ	姫路市城東町竹之門6番地	
	ライフピラ姫路	姫路市飯田三丁目44番地	
	和好苑	姫路市北条宮の町131番地	
	小規模多機能ホーム (1)	いやさか	姫路市木場1429番地127
	軽費老人ホーム (1)	ケアハウス青山苑	姫路市青山1470番地141
	介護付有料老人ホーム (1)	かつはら	姫路市勝原町丁15-1
	障害者支援施設 (9)	愛光園	姫路市打越1100
		香翠寮	姫路市香寺町土師365-1
		三愛園	姫路市打越1340-6
三恵園		姫路市打越1340-30	
播磨福祉事業館		姫路市西脇1448-4	
姫路暁乃里		姫路市の形町的形3558	
姫路学園		姫路市飾東町大釜461-3	
ゆめさきの家		姫路市夢前町苜野1784-1	
夢前リハビリセンター	姫路市夢前町苜野796-1		
救護施設 (1)	ジョイガーデン	姫路市林田町上伊勢1137-1	
ホテル (1)	姫路キャッスルホテル	姫路市三左衛門堀西の町210	

区分	名称	所在地	
公共施設 (19)	保健福祉サービスセンター (8)	西保健福祉サービスセンター	姫路市飾西728番地5
		東保健福祉サービスセンター	姫路市御国野町御着283番地15
		北保健福祉サービスセンター	姫路市砥堀428番地
		灘保健福祉サービスセンター	姫路市白浜町宇佐崎中二丁目520番地
		飾磨保健福祉サービスセンター	姫路市飾磨区英賀清水町一丁目5番地1
		西保健センター (広畑保健福祉サービスセンター)	姫路市広畑区正門通三丁目2番地2
		網干保健福祉サービスセンター	姫路市網干区垣内中町119番地
		家島保健福祉サービスセンター	姫路市家島町宮2169番地
	特別支援学校 (4)	兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	姫路市本町68番地46
		兵庫県立姫路特別支援学校	姫路市四郷町東阿保476番地1
		兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校	姫路市苫編688-58
		書写養護学校	姫路市書写台三丁目148番地1
	障害者福祉施設 (3)	障害者体育館	姫路市増位新町二丁目37番地 総合福祉通園センター内
		書写障害者デイサービスセンター	姫路市書写台二丁目7番地1
		広畑障害者デイサービスセンター	姫路市広畑区正門通三丁目2番地2
	老人福祉センター (2)	すこやかセンター	姫路市市之郷1006番地8
		楽寿園	姫路市梅ヶ谷町17番地50
	養護老人ホーム (1)	ふれあいの郷養護老人ホーム	姫路市船津町3263番地
	その他 (1)	夢前福祉センター	姫路市夢前町前之庄2160番地

資料 2-5-12

災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 姫路市福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者用避難所（以下「福祉避難所」という。）へのヘルパー派遣に関する協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が乙に対して福祉避難所へヘルパーの派遣を要請することにより、災害時要援護者の生活の安定・安心を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、福祉避難所開設に際し、ヘルパーの派遣が必要と認めたときは、福祉避難所ヘルパー派遣依頼書により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、福祉避難所ヘルパー派遣依頼書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、ヘルパーの派遣に積極的に協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 前条の規定により乙が派遣したヘルパーの費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、厚生労働大臣が定める介護報酬単価に基づき算出した額とする。

（連絡体制）

第4条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成24年3月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年（2012年）3月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市安田三丁目1番地
社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会
理事長 山名 基夫

災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者用避難所（以下「福祉避難所」という。）への介護用品等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合の福祉避難所の開設・運営に際し、災害時要援護者の生活の安定のため必要な介護用品等を賃借（レンタル）等により確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、福祉避難所開設に際し、介護用品等の必要があると認めるときは、介護用品等依頼書により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後に介護用品等依頼書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、乙が保有する介護用品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（介護用品等の種類）

第3条 乙が供給する介護用品等の種類は、次に掲げるもののうち乙が保有している商品とし、賃借等により提供するものとする。

- (1) 介護用品（おむつ等の生活用品も含む。）
- (2) 寝具類
- (3) パーテーション類
- (4) その他取扱商品

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙による保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を定め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成24年3月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と神姫バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者の移送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力の要請を乙に対して行うことにより、災害対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者等のうち、災害時の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に避難生活が長期化するおそれがあるときに開設し、要援護者を一時的に避難させる二次的避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における要援護者の移送について、文書により乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、文書を送付するものとする。

(1) 避難所から福祉避難所への移送

(2) 福祉避難所から他の福祉避難所への移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条の規定により移送を実施したときは、当該移送の終了後、文書により甲に報告するものとする。ただし、特別の事情により文書で報告することができないときは、電話等により報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により乙が実施した移送の経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害が発生する直前における通常料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、第3条に規定する要請を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年(2013年)10月2日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市西駅前町1番地
神姫バス株式会社
代表取締役社長 長尾 真

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨地域の12市9町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
 - (2) 地域見守り支援に関すること。
 - (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
 - (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
 - (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 播磨広域連携協議会
（構成市）
兵庫県姫路市安田四丁目1番地

- 姫路市
姫路市長 石見 利勝
(構成市)
兵庫県加古川市加古川町北在家 2 0 0 0
加古川市
加古川市長 樽本 庄一
- (構成市)
兵庫県たつの市龍野町富永 1 0 0 5 番地 1
たつの市
たつの市長 西田 正則
- (構成市)
兵庫県小野市王子町 8 0 6 番地の 1
小野市
小野市長 蓬萊 務
- (構成市)
兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市
高砂市長 登 幸人
- (構成市)
兵庫県西脇市郷瀬町 6 0 5 番地
西脇市
西脇市長 來住 壽一
- (構成市)
兵庫県三木市上の丸町 1 0 番 3 0 号
三木市
三木市長 藪本 吉秀
- (構成市)
兵庫県加西市北条町横尾 1 0 0 0 番地
加西市
加西市長 西村 和平
- (構成市)
兵庫県加東市社 5 0 番地
加東市
加東市長 安田 正義
- (構成市)
兵庫県相生市旭 1 丁目 1 番 3 号
相生市
相生市長 谷口 芳紀
- (構成市)
兵庫県赤穂市加里屋 8 1 番地
赤穂市
赤穂市長 豆田 正明
- (構成市)
兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 1 3 3 - 6
宍粟市
宍粟市長 福元 晶三

(構成町)

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地
稲美町
稲美町長 古谷 博

(構成町)

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町
播磨町長 清水 ひろ子

(構成町)

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地
多可町
多可町長 戸田 善規

(構成町)

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町
神河町長 山名 宗悟

(構成町)

兵庫県神崎郡市川町西川辺165番地の3
市川町
市川町長 岡本 修平

(構成町)

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1
福崎町
福崎町長 嶋田 正義

(構成町)

兵庫県揖保郡太子町鷗1369番地1
太子町
太子町長 北川 嘉明

(構成町)

兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地
上郡町
上郡町長 工藤 崇

(構成町)

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1
佐用町
佐用町長 庵途 典章

乙 日本郵便株式会社近畿支社
大阪府大阪市中央区北浜東3-9

支社長 安村 幸夫

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条第2項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）は、協定書第2条に列記する甲の構成市町（以下「市町」という。）ごと及び協定書第3条第1項で定める事項（以下「協力事項」という。）ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

(協力事項の細目)

第3条 協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況、避難者リスト（本人同意の上で作成したもの）及び災害時要援護者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関すること。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

(ア) 不法投棄の発見及び通報に関すること。

(イ) 不法投棄に係る情報の収集及び交換に関すること。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならない。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあっては、関係警察署へ通報するものとする。

(ア) 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

(イ) 道路上への土砂崩落や土砂流出

(ウ) 道路上への倒木や街路灯の障害

(エ) その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

2 前項第2号から第4号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。

3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力を行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。

4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

(経費の負担)

第4条 協力に要した経費は、第3条第1項第2号から第4号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(免責)

第5条 乙は、第3条の規定による情報提供を行うことができなかつた場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

(補則)

第6条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目にかかる連絡責任者

実施細目第2条第1項に定める連絡責任者を下記のとおりとします。

	姫路市			郵便局
	担当課名	連絡責任者	電話番号	連絡責任者及び電話番号
災害時における相互協力に関すること	危機管理室	主幹	223-9592	姫路郵便局 総務部課長 222-0185
地域見守り支援に関すること	保健所健康課	課長	289-1641	姫路南郵便局 総務部長 233-8201
不法投棄の情報提供に関すること	美化業務課	課長	221-2405	香寺郵便局 総務部長 232-4822
道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること	道路管理課	課長	221-2604	播磨山崎郵便局 郵便部長 0790-62-0050
その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	企画政策推進室	参事	221-2381	御着郵便局 総務部課長 253-1282 飾西郵便局長 266-3642 姫路北条郵便局長 282-6004

姫路市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会兵庫県隊友会姫路支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等における災害応急活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において自然災害、大規模事故、その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項について定めるものとする。

（大規模災害等）

第2条 大規模災害等とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）地震、台風、洪水、竜巻又は同時多発火災等の大規模な災害事案
- （2）交通機関事故等の集団救急救助事案
- （3）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する国民の保護のための措置が必要な事案
- （4）その他甲が乙の協力を必要と認めた事案

（協力内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）避難勧告、避難指示の周知徹底、避難者の誘導又は避難所の開設運営等避難のための補助、支援活動
- （2）収容施設の設置運営、食糧等の提供又は、災害時要援護者等の支援等救援のための補助、支援活動
- （3）災害関連情報の収集及び伝達
- （4）その他甲が必要と認める災害応急活動

（協力要請等）

第4条 甲は、市内に災害が発生し、乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした協力要請書(様式第1号)により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力要請書(様式第1号)を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要請する理由
- （2）協力を必要とする内容
- （3）協力を必要とする場所
- （4）協力を必要とする人員
- （5）その他必要な事項

2 甲は、乙の協力の必要がなくなったときは、協力辞退書（様式第2号）により速やかに乙に通知するものとする。

（乙の協力等）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、協力通知書（様式第3号）により甲に通知するものとする。

2 乙は、甲の指揮の下に災害応急活動を行うものとする。

3 甲は、災害応急活動を行う乙の会員に対し、安全の確保に配慮するものとする。

(活動経費の負担)

第6条 この協定に基づく活動に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、その要請により協力した乙の会員が災害応急活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める要件に該当するときは、関係法令によりその損害補償を行うものとする。

(協力のための準備)

第8条 乙は、平常時から大規模災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、この協定に基づく協力を円滑にするため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

3 乙は、毎年3月31日までに、協力可能人員等を甲に通知するものとする。

4 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、お互いに連絡先等を通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれかの文書による申出がない限り、引き続き1年間有効とし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年1月17日

甲 姫路市

姫路市長

石見利勝

乙 公益社団法人隊友会

兵庫県隊友会姫路支部長

三枝副三

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と姫路市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 姫路市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成25年7月24日

甲 近畿地方整備局長 谷本光司

乙 姫路市長 石見利勝

災害時等における相互協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）、西日本高速道路株式会社関西支社福崎高速道路事務所（以下「乙」という。）及び西日本高速道路株式会社関西支社姫路高速道路事務所（以下「丙」という。）は、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力を努めるものとする。

(1) 甲の協力事項

- ア 災害情報等の提供
- イ 応急対策及び復旧業務の実施に必要となる資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用
- ウ その他措置の実施に必要と認められる事項

(2) 乙及び丙の協力事項

- ア 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援
- イ 応急対策及び復旧業務の実施に必要となる資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用
- ウ 高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した緊急車両の通行等
- エ 災害情報等の提供
- オ インター内広場の一時避難場所又は敷地の使用
- カ その他措置の実施に必要と認められる事項

（協力の要請）

第3条 要請は、協力要請書（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲、乙及び丙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別紙様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に係る連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別紙様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲、乙又は丙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月13日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 兵庫県神崎郡福崎町西田原2023
西日本高速道路株式会社 関西支社
福崎高速道路事務所長 中森康裕

丙 兵庫県姫路市相野941-103
西日本高速道路株式会社 関西支社
姫路高速道路事務所長 栗崎啓

災害時における応急対策業務に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者の氏名
- (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に定めるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業者名、車種、台数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第5条 第1条から第3条までの規定に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における通常の実費等を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する責任者は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成12年(2000年)3月23日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年(2000年)3月23日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協 定 先 事 業 所

事業所名	住所・電話
一般社団法人兵庫県建設業協会姫路支部	姫路市三条町一丁目31 姫路建設会館1F 電話 222-7126 FAX 222-7120
一般社団法人全国クレーン建設業協会兵庫支部	姫路市三条町一丁目31 姫路建設会館5F 電話 284-5067 FAX 284-5641
家島石材採掘協同組合	姫路市家島町真浦2425番地6 電話 325-2621 FAX 325-2112

災害時における障害物除去等の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と、兵庫県自動車整備振興会姫路東支部、兵庫県自動車整備振興会姫路西支部、兵庫県自動車整備振興会姫路南支部、兵庫県自動車整備振興会姫路北支部、兵庫県自動車整備振興会西播東支部及び兵庫県自動車整備振興会西播北支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う障害物除去等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業

（協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、乙の保有する資機材を活用し、甲に協力をを行うものとする。

（連絡）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、様式2の連絡書により、速やかに甲に対して障害物除去等の実施状況を連絡するものとする。ただし、連絡書をもって連絡するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに連絡書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するにあたり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合において、その者又はその者の遺族が受ける損害を法令に定める範囲内において補償するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（自発的活動）

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成20年(2008年)10月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年(2008年)10月16日

甲 姫路市
姫路市長

乙 兵庫県自動車整備振興会姫路東支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会姫路西支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会姫路南支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会姫路北支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会西播東支部

支部長

兵庫県自動車整備振興会西播北支部

支部長

資料2-6-7

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という）に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかに救援・復旧活動を行うことを目的とする。

なお、

（協力の内容）

第2条 乙が協力を行う内容は次のとおりとする。

- (1) 資機材提供
- (2) レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去
- (3) 前2号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急活動のため、レンタル資機材が必要となった場合は、応援要請書（様式第1号）をもって乙に要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに資機材提供を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が資機材提供を行った場合に要する次に掲げる費用は、災害の発生した直前の価格を基準として、乙が算出し甲が負担するものとする。

- (1) 資機材提供に係るレンタル料
- (2) 資機材提供に要した運搬、設置・配置及び撤去に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

（報告）

第6条 乙は、資機材提供を行ったときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告し、後日、速やかに報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 提供した資機材名及び数量
- (2) 資機材提供の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

（補償）

第7条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進し、災害の発生に備えるため、甲及び乙は、平素から情報交換を行うとともに、乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(旧協定の終了)

第12条 甲と乙が平成27年12月11日付けで締結した「災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」は、この協定の締結日をもって終了とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通を保有する。

令和2年(2020年)11月 2日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 大阪市中央区東心斎橋1-11-17
西尾レントオール株式会社
代表取締役社長 西尾 公志

災害時における緊急時及び被災建築物の解体撤去の協力等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、姫路市域で地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災した建築物その他の工作物の解体撤去のために必要な人員、車両及び資機材等の調達を緊急かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（緊急時の協力要請）

- 第1条 甲は、災害時の緊急時（災害発生から72時間以内をいう。）において、被災者の救出に当たる甲の防災関係機関（消防等）への応援のため、緊急に建築物その他の工作物の解体撤去の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、甲の現場指揮者（消防等）の命令に従うものとする。

（被災した建築物の解体撤去の協力要請）

- 第2条 甲は、災害時において、建築物その他の工作物の解体撤去の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、甲の指示に従うものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、第1条第2項及び前条第2項の規定による協力（以下「災害時協力」という。）の要請を行おうとするときは、乙に対し、災害時協力要請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 協力を必要とする建築資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者又は市担当者
- (5) その他必要な事項

（災害時協力の実施）

第4条 乙は、災害時協力の実施に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周辺的生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙による災害時協力が円滑に行われるように、乙に対し、市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時協力を従事可能な乙の会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害時協力を行った場合は、災害時協力報告書（様式第2号）により、速やかに

報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 協力に従事した建設資機材等の事業名、車種、台数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 協力に従事した期間
- (4) その他必要な事項
(訓練の参加)

第7条 乙は、災害時協力を円滑に行うことができるよう、甲が行う訓練に可能な限り参加するものとする。

(費用の負担)

第8条 第1条第2項の規定による災害時協力を要した費用は、乙の負担とする。

2 第2条第2項の規定による災害時協力を要した費用の負担については、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 第7条の規定による訓練参加に要する費用については、乙の負担とする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づき実施した災害時協力を伴って、乙の会員又は第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙にそれぞれ連絡責任者を置くこととする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては姫路市危機管理室長とし、乙においては兵庫県解体工事業協会会長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成30年1月17日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が各相手に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 神戸市兵庫区北逆瀬川町3-1-1
兵庫県解体工事業協会
会長 上原 満

資料2-6-9

災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る 相互連携・協力に関する覚書

姫路市(以下「甲」という。)と関西電力送配電株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

(運用方法)

第3条 支障となる障害物の移動その他必要な措置(以下「移動作業」という。)は『道路啓開に向けた連携フロー』に基づき実施する。

(費用負担)

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。

(損失補償)

第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。

- 2 第3条に基づいて実施した事項に起因する、障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

(意見交換)

第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び『道路啓開に向けた連携フロー』の変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 姫路市長

清元 秀泰

乙 関西電力送配電株式会社
兵庫支社 姫路電力本部長

乾 直樹

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整事務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うものとし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請等)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量

(3) 必要とする職員等の職種別人員

(4) 応援場所及びその経路

(5) 応援の期間

(6) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) 応援体制

(3) 応急備蓄資材保有状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事	貝原俊民	佐用町長	衣笠徹朗
神戸市長	笹山幸俊	上月町長	石堂則本
姫路市長	堀川和洋	南光町長	山田兼三
尼崎市長	宮田良雄	三日月町長	山口聖治
明石市長	岡田進裕	山崎町長	上木茂志
西宮市長	馬場順三	安富町長	橋本健造
洲本市長	中川啓一	一宮町長	田路勝
芦屋市長	北村春江	波賀町長	中田耕一郎
伊丹市長	松下勉	千種町長	小原秀朗
相生市長	藤田義明	城崎町長	藤原秀雄
豊岡市長	今井晶三	竹野町長	吉岡孝

災害時における水道の応急対策への協力に関する協定

姫路市水道事業管理者（以下「甲」という。）と姫路市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、姫路市内において地震・風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生のおそれがある場合において、給水機能の維持、回復を図るため、水道施設に対する緊急措置、応急給水及び応急復旧作業等、甲が行う応急対策の実施に対する乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 乙が協力する応急対策の事項は次のとおりとする。

- (1) 給配水管、及びその他の水道施設の応急復旧に関すること
- (2) 道路漏水、水源地における流出水等の事故に対する対応に関すること
- (3) 応急給水に関すること
- (4) 水道用材料等、工事中機器類の提供に関すること
- (5) 物資等の運搬、及び人員の派遣に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか甲が必要とする事項に関すること

（協力要請及び協力）

第2条 甲は、前条に掲げる事項について乙の協力を必要とするとき、これを要請することができることとする。

2 乙は、甲の協力要請があったとき、極力これに応ずるものとする。

（要請手続き）

第3条 前条の要請は、甲が、次の事項を明らかにして、乙に対し文書により行うものとする。

ただし、急を要する場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条に掲げる応急対策の種類
- (3) 応急対策を実施する場所及びその場所への経路
- (4) 協力を必要とする人員・機材等の規模と種類
- (5) 協力を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立し、必要な人員・機材等を出動させ、応急対策に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急対策に従事するものとする。

(経費負担)

第5条 乙がこの協定に基づく応急対策に要した経費については、甲が負担するものとする。

(緊急出動等)

第6条 災害が発生し、情報の不足にかかわらず直ちに出動が必要な場合は、「補修工事等に関する協定書」(平成16年4月1日締結)第2条に規定する乙の地区担当組合員又は「給配水管等修理工事に係る待機業務委託契約」(平成17年4月1日締結)仕様書に規定する修理工事の待機当番組合員に対し、甲が直接出動を要請することができるものとする。

2 前項における待機当番に携わる組合員は、災害発生と同時に、次条に規定する第1次協力班として、乙又は甲の指示による緊急出動が迅速に実施できるよう、自主的に準備するものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、この協定による協力が実施できるよう各組合員で構成する応急対策のための組織及び体制を整備し、かつそのための人員の配置と機材等の準備を図るものとする。

2 前項の組織及び体制のうち、緊急出動及び第1条第2号に関する協力を主要なものとする組織を第1次協力班とし、その他を第2次協力班とするものとする。

3 乙は、前項の組織及び第1項の人員及び機材等について、毎年4月末日までに甲に対し文書で報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとし、期間満了1箇月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成17年4月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市水道事業管理者
柴垣富夫

乙 姫路市飾磨区野田町9番地
姫路市管工事業協同組合
理事長
三宅藤雄

資料 2-6-12

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と姫路市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における公共下水道に係る乙の復旧支援協力に関し下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する事項を定めるほか、災害時におけるコミュニティ・プラント及び集落排水処理施設に係る乙の復旧支援協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設は、甲の管理する公共下水道、コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設の管路施設とする。

（業務の内容）

第3条 乙が災害時に協力する復旧支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 下水道管路施設の緊急点検に関する業務
- (2) 下水道管路施設の緊急措置に関する業務
- (3) 下水道管路施設の応急復旧に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲と乙が協議し、決定した業務

（協力要請及び協力）

第4条 甲は、乙の復旧支援協力を必要とするときは、乙に対し要請することができる。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

（要請手続）

第5条 甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 協力要請の内容
- (3) 協力を必要とする場所及びその場所への経路
- (4) 協力を必要とする人員、機材等の規模と種類
- (5) 協力を必要とする期間
- (6) その他必要な事項

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の協力要請に応じたときは、速やかに復旧支援業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等をもって実施するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い復旧支援業務に従事するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙がこの協定に基づく復旧支援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

（報告）

第8条 乙は、甲の要請により行った復旧支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面で報告するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、この協定の定めに甲又は乙が違反したときは、違反した相手方への書面による通告によりこの協定を解除することができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年 3月25日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市飾磨区野田町92番地
姫路市管工事業協同組合
理事長 山本 繁之

災害時における復旧支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、甲の管理する被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

- 第2条 甲は、乙に対して、被災した下水道施設の復旧に関し、支援協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は、姫路市下水道局下水道管理センターとし、乙の連絡窓口は一般社団法人日本下水道施設管理業協会西部支部とする。
- 3 乙の支援協力は、原則として甲と運転管理委託契約を締結している乙の会員会社（以下「受託会員事業者」という。）が行うものとする。ただし、災害等により受託会員事業者が被災し、本協定に基づく支援活動が困難となった場合には、甲は、乙に対して、受託会員事業者に対する支援を要請することができる。
- 4 甲の乙に対する復旧支援協力の要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請することができるものとし、その後速やかに書面により要請するものとする。
- 5 乙は、甲から、第1項の規定による復旧支援協力の要請があった場合は、特段の事由がない限り、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。
- 6 乙は、災害時において電話等の通信手段が使用できない場合、受託会員事業者による下水道施設の被害状況の確認により、被害の発生を確認し、又は被害の発生が推測されるときは、甲からの協力要請がない時点においても、甲が「姫路市下水道業務継続計画」で定める対応拠点のうち、最寄りの場所に参集するよう努めるものとする。

（支援内容）

第3条 この協定に基づき乙が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災した下水道施設の応急復旧のために必要な業務
- (2) その他緊急的な措置等が必要な業務及び工事

（費用）

第4条 この協定に基づき乙の会員事業者が復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用の算定については、乙の会員事業者の見積りを参考に甲の積算により算出するものとする。

3 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務等に係る費用については、甲と乙の会員事業者が別に契約を締結し、乙の会員事業者からの請求に応じて甲が支払うものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲からのこの協定に基づく要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。

2 乙は、毎年4月末までに当該年の4月1日現在における災害時の支援に備えて支援協力が可能な受託会員事業者並びに提供可能な機器及び人員を、甲に報告するものとする。

(広域被災)

第6条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、これらの組織の活動と支援活動の相互調整を行うが、受託会員事業者は可能な限り甲の要請事項を実施するために必要な措置をとるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の申入れがない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項が生じたとき及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 元年12月 5日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 清元 秀泰

乙 東京都中央区八丁堀三丁目25番9号

一般社団法人日本下水道施設管理業協会

会 長 大野 博通

災害時における復旧支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務

（2）その他甲乙間で協議し、必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は姫路市下水道局下水道管理センター、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき、甲が乙に対し、要請した業務に係る費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（広域被災）

第5条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 1月17日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市長 清元 秀泰

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

災害時における復旧支援協力に関する協定

姫路市上下水道局(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他の異常な自然現象及び予期できない災害(以下「災害等」という。)により甲の管理する下水道施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生し、甲が管理する施設が被災した場合、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、被災した下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 乙が納入し被災した_____の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、やむを得ない事由がない限り、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

(費用)

第3条 この協定に基づき、甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、甲の負担とする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初において、災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間

満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は一年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 5年 3月 1日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市上下水道事業管理者 段 守

乙 ○○市
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

協定先事業所一覧表

締結相手方	施設等
株式会社 石垣 大阪支店	・水尾川第三ポンプ場・天川第一ポンプ場・天川第二ポンプ場
株式会社 クボタ	・飾磨雨水ポンプ場
株式会社神鋼環境ソリューション	・阿保ポンプ場・市川第一ポンプ場
新菱工業 株式会社 関西支店	・揖保川第四ポンプ場・天川第二ポンプ場
株式会社 鶴見製作所	・中地ポンプ場・夢前川左岸第一ポンプ場 ・夢前川左岸第二ポンプ場・的形ポンプ場 ・夢前川右岸第一ポンプ場・夢前川右岸第二ポンプ場 ・広畑第二ポンプ場・山崎台ポンプ場
株式会社 電業社機械製作所 大阪支店	・天川第一ポンプ場

資料 2-6-14

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で姫路市で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定における大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）における災害の定義のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害とする。

(応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められるときは、乙に対し応援要請を行うことができる。

(応援要請の手続)

第4条 甲の応援要請は、原則として次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により、乙に対し行うものとする。ただし、甲の要請が緊急を要する場合には、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を乙に送付するものとする。

- (1) 責任者の所属及び氏名
- (2) 応援要請の内容
- (3) その他必要な事項

(応援業務)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要なに応じて会員を招集し、次の各号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

- (1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査
- (2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談の対応
- (3) 甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

(経費負担)

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(応援のための通行)

第8条 甲は、乙による応援業務が円滑に実施できるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行が図れるように努めるものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに甲に対し文書（様式第2号及び様式第3号）で報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、応援業務に従事する乙の職員及び会員については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険に加入した者を充て、応援業務における事故等の災害で死亡し、負傷し、又は後遺障害が残った場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等
に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲にあつては姫路市環境局環境政策室、乙にあつては一
般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときは、前項に規定する甲の事務の窓口は、変更後の浄化槽等
を所管する組織を充てるものとする。

(補則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、そ
の都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面に
よる終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保
有する。

平成27年11月2日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 神戸市中央区港島南町3丁目3番8号
一般社団法人 兵庫県水質保全センター
会長 九坪 登志彦

災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）
とは、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行い、市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要となった場合は、要請書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物品の名称及びその数量
- (3) 物品を供給する場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 簡易トイレ（汲み取り式）
- (2) 移動式仮設シャワー室
- (3) その他取り扱い商品

（物品の価格）

第5条 乙が甲に供給した物品の価格は、災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、

かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成13年(2001年)1月17日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年(2001年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協定先事業所一覧表

事業所名	〒	住所	電話	FAX	締結日
旭ハウス工業(株) 神戸営業所	651-1311	神戸市北区有野町 二郎字笠 47-1	(078) 987- 2234	(078) 987- 2236	H13.1.17
(株)ベクセス 神戸事業所	651-1422	西宮市山口町金仙 寺 1818-1	(078) 907- 1881	(078) 907- 1882	H13.1.17
(株)ビー・エス・ケイ	560-0872	大阪市中央区本町 三丁目2番15号 小原ビル6階	(06) 6226- 8326	(06) 6226- 8728	H13.1.17
エープライド(株)	672-8022	姫路市白浜町宇佐 崎南二丁目92番地	(079) 245- 0022	(079) 245- 0044	H13.1.17
(株)レンタルのニッケン 姫路営業所	670-0976	姫路市中地 403-1	(079) 294- 1336	(079) 294- 3415	H13.1.17

災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、姫路市内に地震、風水害その他の災害が発生し、姫路市災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）における遺体の安置、搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の種類）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げる事項とする

- (1) 遺体の搬送
- (2) 遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供
- (3) 遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（要請）

第2条 甲は、前条に規定する業務を要請するときは、災害時における協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲の指示に従い、第1条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時における要請業務実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第1条に掲げる業務に使用した資機材及び消耗品の購入費、賃貸料等並びに施設の使用料等の協力を要した経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第6条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における適正価格により決定するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な遺体の安置、搬送等の協力を行えるよう、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲にあつては名古屋山霊苑管理事務所長を、乙にあつては業務係長を連絡責任者とし、毎年度当初に相互に報告するものとする。これに変更があつた場合も報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年(2002年) 1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協定先事業所一覧表

協力企業等	〒	住所	電話	FAX
(社)全日本冠婚葬祭互助協会 (株117)	105-0001 (670-0936)	東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル7階 (姫路市古二階町63 第2 秋山ビル7階)	(03)3433-4415 (289-0117)	(03)3435-0880 (224-5449)
全日本葬祭業協同組合 連合会 (株式会社姫路葬祭センター)	670-0811	姫路市野里952番地の9	285-1010	282-0045
(株)稲田屋	670-0036	姫路市山畑新田367-4	296-0732	293-7971
(株)冠婚葬祭こころの会	671-1153	姫路市広畑区高浜町二丁目29-2	238-5562	238-5563
(有)セレディア伊賀 エヴァホール広畑	671-1152	姫路市広畑区小松町二丁目77	230-2500	230-2501

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 堀川和洋

乙

協定先事業所一覧表

協力企業等	〒	住所	電話	FAX
(有)姫葬	670-0872	姫路市八代723番地	222-3916	225-0309
翠光社	671-0101	姫路市大塩町584-4	254-0334	254-3773
一般社団法人 全国霊柩自動車協会	160-0004	東京都新宿区四谷3丁目2 番5 全日本トラック総合会 館2階	(03)3357-7281	(03)3357-7374

姫路市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と社会福祉法人姫路市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり姫路市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市地域防災計画に基づき、センターの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）

第2条 甲は、災害の発生に伴い災害ボランティアの活動調整等を行う組織の設置が必要と認めるときは、乙と協議し、センターを設置するものとする。

2 甲は、センターを設置したときは、速やかに乙に連絡し、センターの開設及び運営を要請するものとする。

3 乙は、甲からの要請があった場合には、速やかにセンターを開設し、運営するものとする。

（センター設置場所）

第3条 センターは、姫路公園内の大手前公園部分に設置するものとする。ただし、災害の種類及び規模、被災地の状況等を勘案し、より最適なセンターの設置場所が考えられる場合、又は姫路公園内の大手前公園部分にセンターを設置することが困難な場合は、甲は、これに代わる施設を確保するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

(1) 災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び派遣に関すること。

(2) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。

(3) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（センターの運営）

第5条 センターの運営は、甲及び乙の協議に基づき、乙が行う。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、協力して、各種市民活動団体、地域住民及び消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれらの団体等との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第7条 甲及び乙は、協力して、センター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保するものとする。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、同業務に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、まず、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項の経費の負担について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（損害賠償等）

第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア活動保険の加入に係る費用は、原則として、ボランティアの自己負担とする。ただし、甲の要請に基づくボランティア等に係る費用は、甲の負担とする。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

(旧協定の廃止)

第12条 平成26年6月20日に甲と乙が締結した姫路市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和5年4月7日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市

姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館内
社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会

理事長 竹田佑一

災害時における動物救護活動に関する協定書

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市（以下、当該1県4市を「甲」という。）と、社団法人兵庫県獣医師会、公益社団法人神戸市獣医師会、社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会（以下、当該4団体を「乙」という。）は、兵庫県域において大規模な災害が発生した場合の被災動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して実施する被災動物救護活動（以下「救護活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（動物救援本部の設置）

第2条 兵庫県域において大規模な災害が発生した場合、甲が乙に被災状況等の情報を提供し、乙が必要と判断した場合には速やかに兵庫県動物救援本部（以下「救援本部」という。）を設置する。

- 2 救援本部は、乙の団体で構成する。
- 3 乙以外の団体から救護活動に対して協力の申し入れがあった場合は、甲と乙が協議し、構成員としての参加の可否を決定する。
- 4 救援本部の設置、運営等については、甲と乙が協議し、別途定める。

（被災動物救護施設）

第3条 乙は、被災動物救護及びボランティア活動拠点として、別表1の施設又は別に甲が指定する施設等を活用することができる。

（活動の基本方針）

第4条 乙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。

- 2 救護活動にかかる経費は、原則として義援金で賄う。
- 3 救護活動の初期段階で必要な経費及び物資は、別表2の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」から支援を受ける。
- 4 救護活動は、甲や国の関係機関の指導を受けるとともに、連携を密にして実施する。

（活動内容）

第5条 乙は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 飼養等されている動物に対する餌の配布
- (2) 負傷している動物の収容・治療・一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (3) 放浪動物の収容・一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (4) 被災者が飼養等困難な動物の一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (5) 新たな飼養者探しのための情報の収集・提供
- (6) 動物に関する相談の実施
- (7) その他の救護活動

(救護対象動物)

第6条 救護活動を行う動物は、被災地域内の犬、ねこ及びその他の小動物（純粋な野生状態にある動物は除く。）とする。

2 前項に定めのない動物を対象とする場合は、甲と乙が協議して決定する。

(甲の役割)

第7条 甲は、乙が行う救護活動に対して、次に掲げる役割を担う。

- (1) 救援本部立上げ及び活動の円滑な実施に対する支援・調整並びに救援本部会議への出席
- (2) 甲のうち兵庫県は、被災地域を管轄する市町に対する救護活動への協力要請
- (3) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例、遺失物法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等、関係法令を所管する部局との調整
- (4) 乙が実施する救護活動に必要な設備の調整、及び動物救護ボランティアの活動支援
- (5) 犬の登録頭数やねこの飼養匹数統計についての情報提供
- (6) 特定動物飼養者等及び動物販売業者に対する緊急用檻（組立式等）の配備指導並びに災害時における動物救護マニュアルの作成指導

2 被災地域が限局した災害の場合に甲が行う対策は、別表3の区分により実施する。

なお、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市は、他市内に限局した災害の場合にあっても、活動に関し最大限の協力を行う。

(救援本部会議)

第8条 救護活動期間中、活動の円滑な実施を図るために甲と乙は定期的に救援本部会議を開催する。

2 救援本部会議に関することについては、別途定める。

(活動の終了)

第9条 乙は、第5条に規定する救護活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議のうえ、救護活動の終了を決定する。

(救援物資等の整理)

第10条 乙は、救護活動を終了したときは、当該活動に使用した救援物資等を整理し、適正に処理するとともに、再使用が可能なケージ等については、そのすべてを「緊急災害時動物救援本部」に引き継ぐ。

2 活動資金に残がある場合は、そのすべてを「緊急災害時動物救援本部」に引き継ぐ。

3 救護施設については、現状復旧し、甲に引き継ぐ。

(活動記録の作成等)

第11条 乙は、救護活動を終了したときは、活動記録を作成するとともに、記録写真及び関係書類等を添えて「兵庫県動物愛護管理推進協議会」に引き継ぐ。

(救援本部の解散)

第12条 乙は、救護活動を終了後、第10条及び第11条の事務を引き継いだ後に救援本部を解散する。

(連絡体制)

第13条 この協定の運用等に関する窓口は、別表4のとおりとする。

(協定の期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

(協議)

第15条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、甲と乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月17日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県 兵庫県知事 井戸 敏三
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市 神戸市長 矢田 立郎
姫路市安田4丁目1番地
姫路市 姫路市長 石見 利勝
尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市 尼崎市長 稲村 和美
西宮市六湛寺町10番3号
西宮市 西宮市長 河野 昌弘

乙 明石市鍛冶屋町4-30
社団法人 兵庫県獣医師会
会長 横山 隆一
神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号
公益社団法人 神戸市獣医師会
会長 中島 克元
東京都品川区西五反田8丁目1番8号 中村屋ビル4階
社団法人 日本動物福祉協会
理事長 山下 眞一郎
東京都新宿区信濃町8番地1
公益社団法人 日本愛玩動物協会
会長 小川 益男

別表1（第3条関係）

施設名	所在地
兵庫県動物愛護センター	兵庫県尼崎市西昆陽4-1-1
兵庫県動物愛護センター三木支所	兵庫県三木市志染町窟屋1242-48
兵庫県動物愛護センター龍野支所	兵庫県たつの市龍野町富永1311-3
兵庫県動物愛護センター淡路支所	兵庫県淡路市塩田新島5-3

別表2（第4条第3項）

構成団体	所在地
財団法人日本動物愛護協会	東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6F
社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田8-1-8 中村屋ビル4F
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町8-1
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23F

別表3（第7条第2項関係）

限局被災地域	救援本部構成員	主体となる自治体	甲の協力体制
神戸市内	乙の構成4団体	兵庫県、神戸市	神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市は、他市内に限局した災害の場合にあっても、活動に関し最大限の協力を行う。
姫路市内		兵庫県、姫路市	
尼崎市内		兵庫県、尼崎市	
西宮市内		兵庫県、西宮市	
上記4市以外の市町		兵庫県	

別表4（第13条関係）

甲	窓 口
兵庫県	兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課（078-341-7711）
神戸市	神戸市保健福祉局健康部生活衛生課（078-331-8181）
姫路市	姫路市動物管理センター（079-281-9741）
尼崎市	尼崎市動物愛護センター（06-6434-2233）
西宮市	西宮市動物管理センター（0798-81-1220）

災害時における L P ガス等の支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県 L P ガス協会姫路支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 3 の規定に基づき、姫路市内に地震、風水害等大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における L P ガス等の支援協力について次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 災害時において甲が L P ガス及び燃焼機器等の機材（以下「L P ガス等」という。）を必要とするときは、甲は、乙に対して供給要請書（様式第 1 号）により避難所等への L P ガス等の供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、L P ガス等を甲に優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

第 2 条 L P ガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第 3 条 乙は、L P ガス等を供給するに当たり、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 1 条に基づく協力に要した経費は甲が負担するものとし、その価格は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の情報提供）

第 5 条 乙は、諸活動中に知り得た災害等における被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

第 6 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第 7 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、連絡責任者届（様式第 2 号）により相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 姫路市青山西二丁目22番20号
一般社団法人兵庫県LPガス協会姫路支部
支部長 井内利治

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、甲の区域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が災害警戒本部又は災害対策基本法第 2 3 条の 2 に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合における乙から甲への地図製品等の供給及びその利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討し、及び推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第 2 条 この協定において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅地図 姫路市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 広域図 姫路市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) ID 等 ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第 3 条 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 前各項に基づく地図製品等の供給に係る対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第 4 条 乙は、前条第 1 項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、この協定の締結後、甲乙別途定める時期及び方法により、乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与に係る対価については無償とする。

- 2 甲は、前項の規定に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、及び管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第 5 条 甲は、災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る資料として、第 3 条の規定に基づき乙から供給を受け、又は前条の規定により乙から貸与された地図製品等につき、次の各号に定めるところにより利用することができるものとする。

- (1) 災害対策本部等設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項の規定に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先

に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管し、及び管理するものとする。

- 3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、この項の規定に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、この協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

- 第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の3か月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、この協定は有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第8条 この協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成27年(2015年)3月18日

甲) 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
市長 石見 利勝

乙) 神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
三宮中央ビル1F
株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
部長 升井 敏雅

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

- (2)ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3)乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4)本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7)本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8)本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1 趣旨

本細目は、姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、乙が甲に提供する地図の数量及び提供数並びに甲及び乙の連絡先について定めるものである。

また、必要に応じて順次修正を行うものとする。

2 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	姫路市 B4 判住宅地図①②③④⑤	5セット
広域図	姫路市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	姫路市 危機管理室 利用 閲覧地区：姫路市	1 ID

3 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	姫路市 危機管理室	住所：姫路市三左衛門堀西の町三番地 電話：079-223-9596 FAX：079-223-9541
乙	連絡先 1	第一事業本部 関西第二エリア統括部 姫路営業所	住所：兵庫県姫路市忍町 206 KS 十二所前ビル 1F 電話：079-288-9222 FAX：079-222-6163
	連絡先 2	第一事業本部 関西第二エリア統括部	住所：兵庫県神戸市中央区 御幸通 4 丁目 2 番 20 号 三宮中央ビル 1F 電話：078-252-3299 FAX：078-252-1633

以 上

災害時における連携協力に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における被災者支援のための連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に、被災者支援のため、連携協力の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力事項）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が行う業務は、災害等に起因して法的知見を要する事項全般の助言及び次に掲げる業務とする。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 第2条の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。
- 3 乙が、災害等の状況に照らし、第1項の要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲乙協議の上、可能な限り協力をするものとする。
- 4 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（協力の実施）

第5条 乙が業務を実施するに際し、相談の場所、時間等の方法については、甲乙協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第6条 乙が業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

- 2 乙が業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに協力実

施報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（日当等）

第9条 第3条に基づく活動に関する乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

（相談料）

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（平常時からの連携）

第11条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換、研鑽、模擬訓練及び講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（損害の補償）

第12条 甲の要請に基づく活動を行う際に、従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（車両の通行）

第13条 甲は、乙が第4条に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第15条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、その後期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの申出のないときは、期間満了の日の翌日からさらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和4年（2022年） 4月 25日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 神戸市中央区橋通1-4-3
兵庫県弁護士会
会長 中上幹雄

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部等を設置し、かつ、市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の協力要請書の提出を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法又及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第8条 甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

(情報交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年(2016年)1月15日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙 神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号
神戸クリスタルタワー13階
兵庫県行政書士会
会長 村山豪彦

災害時における緊急測量業務等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害時の緊急測量業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、緊急測量業務等（以下「業務」という。）のため、乙が所有する測量機材及び労力（以下「測量機材等」という。）が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして業務を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 派遣を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 現場責任者の氏名
- (4) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務のうち初期対応は、次のとおりとする。

- (1) 復旧工法検討に必要な測量作業（平板測量、縦断測量、横断測量）
- (2) 道路交通確保又は二次災害防止のための仮設構造物の設計業務
- (3) その他甲が必要と認める緊急測量作業等

2 初期対応以外の業務は、次のとおりとする。

- (1) 復旧工法を決定するために必要な重要構造物の設計及び地質調査
- (2) 早期に保存しておかなければ痕跡が不明確になってしまう被災状況の写真撮影
- (3) その他甲が必要と認める緊急測量作業等

（乙の責務）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、業務を甲に実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき業務を行った場合は、様式2による実施報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に従事した事業所名、測量機材等の台数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が業務に要した費用は、甲が負担するものとし、当該費用の額については、甲の積算基準又は乙の見積もりにより甲が算出するものとする。

（損害の負担）

第6条 この協定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとれるよう、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年(2017年)1月17日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年(2017年)1月17日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見利勝

乙

災害時における緊急測量業務等に関する協定事業所一覧

団体名
一般社団法人兵庫県測量設計業協会姫路支部(姫路市城北新町1丁目8番25号)
播磨測量設計ネットワーク(姫路市神屋町3丁目44番地 北野ビル1F)

土砂災害の緊急点検活動に関する協定

姫路市（以下「甲」という）、兵庫県中播磨県民センター（以下「乙」という）及び特定非営利活動法人 兵庫県砂防ボランティア協会（以下「丙」という）は、姫路市内で発生した土砂災害の緊急点検活動に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第 1 条 甲は、土砂災害の状況を把握するため、緊急点検活動（以下「活動」という）を必要とするときは、乙の協力を得て次に掲げる事項を明らかにした上で、丙に対し書面（様式 1）により活動を要請することができる。この場合において、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

- (1) 土砂災害の発生日時と箇所名、所在地、災害状況、避難状況
- (2) 土砂災害発生場所に係る土砂災害警戒区域等の概要、土砂災害関係法令の指定状況
- (3) その他必要な事項

（活動の内容）

第 2 条 丙は、甲の要請により、緊急点検調査票（以下「調査票」という）により活動するものとする。
2 調査票は丙が定め、事前に甲及び乙の承認を受けるものとする。

（甲と乙の協力）

第 3 条 甲と乙は、活動を円滑に進めるため、互いに協力するものとする。

（甲の責務）

第 4 条 甲は、丙の活動が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地元調整及び現地案内
- (2) 必要となる平面図（地形図）及び物資の可能な範囲での提供及び貸与
- (3) その他必要な事項

（丙の責務）

第 5 条 丙は、第 1 条の要請に基づき、可能な限り速やかに活動に着手するものとする。

（報告）

第 6 条 丙は、活動が完了したときは、次に掲げる事項を明らかにし、書面（様式 2）により報告するものとする。この場合において、文書による報告のいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 従事した者の氏名及び期間
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第 7 条 甲は、丙の活動に要した費用について、実費の弁償として交通費を負担する。

(損害の負担)

第8条 活動により生じた損害については、甲、乙及び丙が協議して負担するものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関し、あらかじめそれぞれの連絡担当者を定めるものとし、土砂災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成29年6月28日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれからも特段の意思表示がないときは、満了日の翌日から、さらに1年間同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証しとして、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年6月28日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石見 利勝

乙 姫路市北条1-98
兵庫県中播磨県民センター
センター長 田中 基康

丙 神戸市須磨区東町3-3-9
特定非営利活動法人兵庫県砂防ボランティア協会
理事長 林 任輝

姫路市地域防災貢献事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災活動に貢献する意欲のある事業所を登録し、及び公表し、災害発生時においてそれらの持つ資源や能力の提供を受けることにより、地域防災力の強化を図るとともに、当該事業所の従業員及び市民の防災意識の啓発を図ることを目的とする姫路市地域防災貢献事業所登録制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(登録事業所の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業所を姫路市地域防災貢献事業所として登録するものとする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望するものであること。
- (2) 登録業者（競争入札の参加資格等について（平成8年姫路市告示第5号）により指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。）であること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(登録の手續)

第3条 制度の登録をしようとする事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、登録・変更申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。登録内容を変更するときも同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該事業所を登録するとともに、当該申請者に登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録事業所の公表)

第4条 市長は、市ホームページその他の市の広報媒体、コミュニティFM、ケーブルテレビその他の広報媒体を活用し、登録事業所の名称及び当該登録事業所の活動実績等の周知に努めるものとする。

(登録事業所への協力要請)

第5条 市長は、登録事業所に対して、防災訓練及び防災研修等への参加、防災ポスターの事業所への掲出等、防災意識啓発活動並びに災害発生時における防災活動等の協力を要請することができる。

- 2 登録事業所は、前項の要請に対して、可能な限り応じるものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 登録抹消届（様式第3号）を市長に提出し、登録の抹消を申し出たとき。
- 2 登録事業所は、登録が抹消されたときは、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(災害時の協力)

第7条 災害発生時に市長が登録事業所に協力の要請をする業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 初期消火、障害物の除去等に係る労務提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資提供
- (3) 避難場所等の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録・変更申請書（様式第1号）の協力項目に掲げるもの
- 2 市長は、前項に規定する業務の協力を要請しようとするときは、協力要請書（様式第4号）を登録事業所に交付して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明らかにして電話等により行うことができるもの

とする。この場合において、市長は、事後速やかに協力要請書を当該協力を要請した登録事業所に交付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力の内容
- (3) その他必要な事項

3 登録事業所は、前項の協力の要請があったときは、その諾否、要請のあった業務に当たる従業員の氏名等の情報及び実施可能な業務の内容等について、またその業務を完了したときは、その業務の実施内容等について、協力業務諾否・実施結果連絡票（様式第5号）により、市長に連絡するものとする。

4 市長は、前項の規定による協力の応諾の連絡があったときは、様式第5号協力業務実施予定の従業員数・その他氏名等欄に記載された従業員を社会福祉法人姫路市社会福祉協議会を通じて兵庫県ボランティア市民活動災害共済（以下「ボランティア保険」という。）に加入させるものとする。
（経費負担）

第8条 前条第1項各号に掲げる業務の実施に要した費用は、当該業務を実施した登録事業所の負担とする。

2 前条第4項の規定によるボランティア保険に係る掛金は、本市が負担する。

（事故発生時の連絡）

第9条 登録事業所は、市長の要請に基づき業務を実施中の従業員が負傷し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちに事故発生状況等連絡票（様式第6号）により市長に連絡するものとする。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の様式第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に提出される登録又は変更の申請について適用し、同日前に提出された登録又は変更の申請については、なお従前の例による。